

五村豐先生編纂

文章詩歌吟法良本

東京

誠之堂

文章詩歌作法良材



一 文章詩歌ノ作法ヲ示シタル書、世既ニ多シ、サレドモ、此等ノ書申、文章ニハ、漢文アリ、和文アリ、普通文アリテ、ソノ作例ヲ示セルモノ、各、ソノ一ニ偏シ、イマタ、曾テ、之ヲ兼ネ、作例ヲ示シタルモノナヤ、

一 本書ハ、モト此等ノ弊ヲ救ハントテ、編著シタルモノナリ、故ニ本書ニハ、漢文アリ、和文アリ、普通文アリテ、尙、ソノ上詩ト歌トヲ兼テ、ナリ、

○凡例



一 凡文章詩歌ヲ學ハントスルニ作例ヲ要スルハ、モトヨリ、論ナケレドモ、單ニ作例ノミニ依リテ、初學ノ士ニ作ラシメントスルハ、イマダ、完全ナル教授法トイフベキニアラザルナリ、故ニ、ソノ法則ニ賴ルヲ以テ、最、肝要トス、

一 蓋、物、皆、ソノ法則ノ存セザルハナシ、法則ナクシテ、ソノ道ノ堂奥ニ達セントスルハ、ナホ、的ナクシテ射ルカ如シ、文章詩歌ニ於ケル、マダ、然ラザルハナシ、故ニ、之カ法則ヲ研究スルハ、學者ノ要務ナリトス、而シテ、之カ研究ヲナサントセバ、勢、先哲ノ發明セラレタル意見ニ賴ラザルベカラザルナリ、

一 サレハ、本書ニハ、上卷、先、之ニ属スル先哲ノ立テ設ケラレタル法則ヲ掲ケ、學者ヲシテ、各、ソノ法則ヲ自得セシメ、然ル後ニ、ソノ作例ニ及ボセリ、然レトモ、上卷ナホソノ法則ヲ採録シ得サルモノハ、尙、下卷ニ於テ、之ヲ掲ケ、然ル後ニ、作例ニ及ホサントス、

一 作例ニハ、文章中、漢文アリ、和文アリ、普通文アリテ、ソノ中、マダ、論說、記事ハ勿論、祭祝文等ニ至ルマデ、綱羅セサルハナク、詩歌ニハ、絶句アリ、長律アリ、古詩アリ、近体アリ、短歌アリ、長歌アリテ、務メテ、學者ニ有益ニシテ、實用ニ適スルモノノミヲ載録シ、集メテ大成センコトヲ期セリ、

一 世ノ學者、幸ニ、本書ニツキテ、各ソノ法則ノ存スル所ヲ
 知リ、併ハセテ、作例ヲ熟讀シテ、然ル後ニ筆ヲ上サバ、蓋文
 ニ雄トナルニ庶幾ンカ、
 明治二十六年菊月上浣

編者識

文章
詩歌
法良材

文体明辨粹目錄

總論
命諭
詔告
敕書
製璽
誥冊

批答
御札
赦文
鐵券
諭祭
國書
誓書
令教
上書
章表
牋

奏 疏 盟 符 檄 露 公 判 書 約 策 策 論 說
移 布 記 問

原 議 辯 解 釋 問 序 小 引 題 文 雜 七
對 序 跋 著

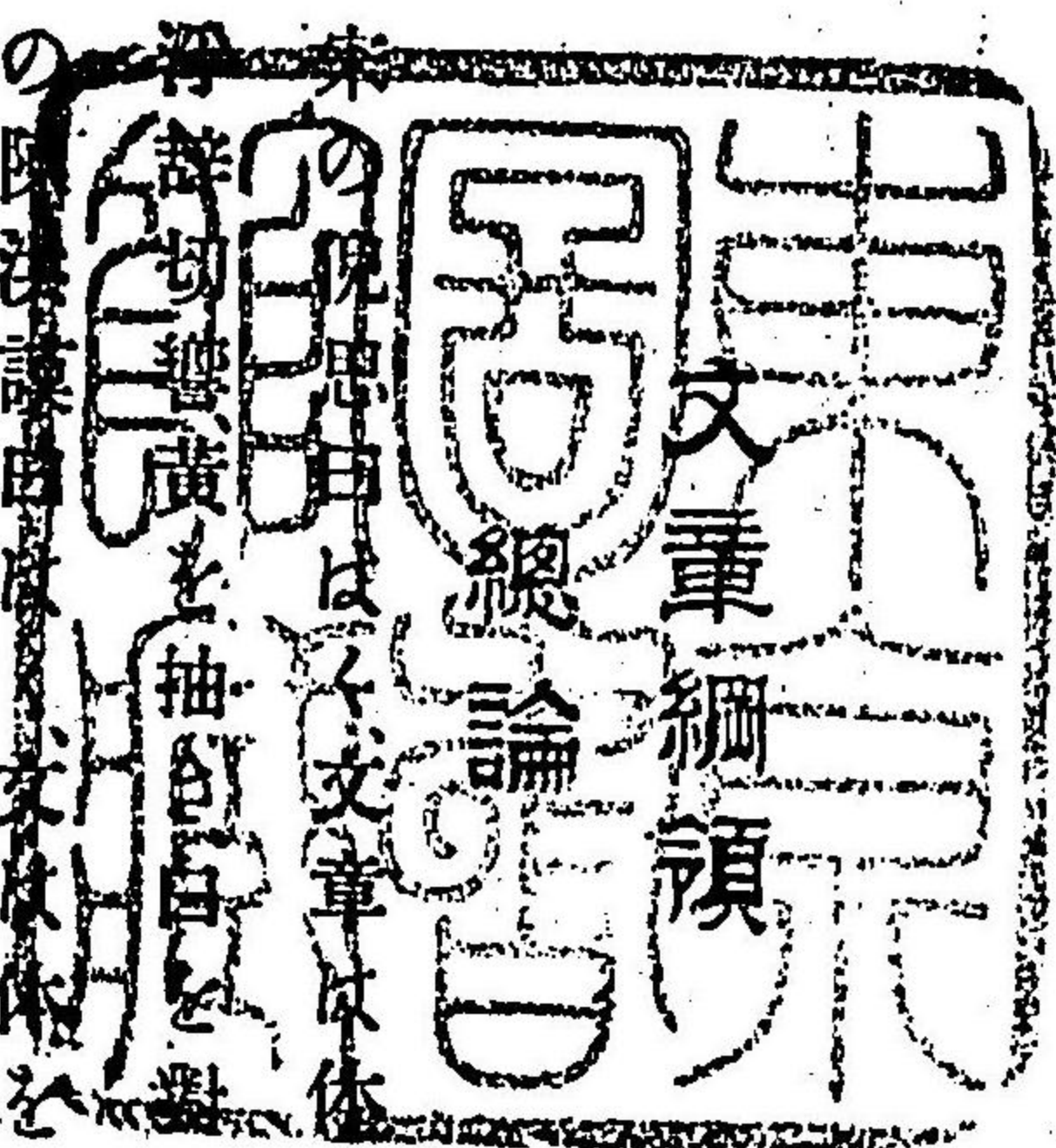
書 連 義 說 箴 規 戒 銘 頌 贊 評 碑 碑
珠 書 文 陰 文

記 志 紀 題 字 行 述 墓 墓 墓 墓 墓 諡 哀
事 名 說 狀 誌 碑 碣 表 議 辭
銘 文 文

誄 祭文 吊文 祝文 嘏辭 玉牒文 符命 表本 口宣 宣答 致辭 祝詞 貼子

傳 上梁文 樂語 道場榜 道場疏 表詞 青疏墓 緣

文体明辯粹



徐師魯著

宋の陳思王は文章の体制を以て先と名を精工之に次く、その体制を失はば、
淨切善廣を抽白を對し、その精工と極むと雖も、之を文と謂ふべからじ、明
の陳思王は文章の体制を以て先と名を精工之に次く、その体制を失はば、
以て之を経し、氣以て之を貫き、辭以て之を飾る、体は文の幹なり、意は文の帥な
り、氣は文の翼なり、詞は文の華なり、体愼まざるときは、文靡れ、意立たざるとき
は、文舛ふ、氣昌からざるときは、文萎む、辭修まらざるときは、文蕪る、四つの者は
文の病なり、是の故に、四の病去りて、文これ巧あり、
北齊の顔之推曰はく、文章は原五經より出づ、詔命策檄は、書より生せし者あり、

序述論議は、易より生せし者なり、歌詠賦頌の詩より生せし者なり、祭祀哀誄の禮より生せし者なり、書奏箴銘は春秋より生せし者なり、梁の劉勰曰はく、六經は天地を象り、鬼神を效ひ、物序を參へ、人紀を制し、性靈の奧區を洞にし、文章の骨体と極むる者なり、論說辭序は、易その首を統へ、詔策章奏は、書その源を發し、賦頌歌贊は、詩その本を立て、銘誄箴祝は、禮その端を總へ、紀傳銘檄は、春秋その根となし、百家騰躍、終に環内に入る、故に文よく經を宗として、六善あり、情深くして雜らざる一なり、風清くして雜らざる二なり、事信にして誕ならざる三あり、義直くして回あらざる四あり、体約にして蕪ならざる五なり、文麗又して淫せざる六あり、

唐の柳宗元曰はく、文の用の、辭令褒貶、導揚諷諭のみ、辭令褒貶は著述に本づく者なり、導揚諷諭は、比興に本づく者なり、著述は流蓋し、書の謨訓、易の象系、春秋の筆削に出づ、その要高壯廣厚、詞正くして理備はるにあり、宜しく簡冊を藏むべきを謂ふなり、比興は流、蓋し虞夏の詠歌、殷國の風雅に出づ、その要麗則清越

言暢ひて、意美なるに在り、宜しく謠誦に流ふべきを謂ふ、その言鄙野なりと雖も、亦以て用に備ふるに足れり、然れども、その文采を缺くとき、時聽を悚動し、後學に誇示するに足らず、言を立てて朽つるは、君子は由らざるなり、故に作者その根源を抱きて、必ずこれに由りて、道を假る、

宋の周惇頤曰はく、文辭の藝あり、道德は實なり、その實に篤くして藝なる者、之を書して美なるときは愛す、愛するときは傳ふ、故に曰はく、言の文なきは、之を行ふこと遠からず、

宋の葉適曰はく、文を爲りて、世教に關らすんは、工ありと雖も、何の益あらん、後魏の祖瑩曰はく、文章の、須く自ら機杼を出たして、一家の風骨を成すべし、何ぞ能く死人と共に、生活を同じくせん、

宋の呂本中曰はく、須く悟入するところあらしむべき時は、自然に諸子に度越す、悟入の理、正に工夫の勤惰に在るのみ、張長史の公孫太娘の劍を舞はすを見て、筆法を頓悟するか如き、張の如き者、意を此の事に專にし、いまだ嘗て少らく

も胸中に忘れず、故に能く事に遇ひて得ることあり、遂に神妙に造る、他人をして舞劍を觀せしめは、何の干渉あらん、獨文を作り、書を學ぶのみ、然りとせず、あらざるあり。

北齊の顔之推曰はく、凡そ文章を爲ること、猶ほ人の騏驥に乗するか如し、逸氣ありと雖も、當に銜勒を以て之を制すべし、軌躅を流亂し、意を放にして、玩岸にみたしむること勿れ。

宋の呂本中曰はく、東坡曰はく、意盡きて言止むものは、天下の至言なり、然れども、言止みて意盡きざるは、尤も極至となす。

宋の范曄曰はく、情志の托する所、故にまさに意を以て主となし、文を以て意を傳ふべし、意を以て主とあすときは、その旨必ず見る、文を以て意を傳ふれば、その辭流せず、然る後、その芬芳を抽きて、その金石を振ふ。

梁の劉勰曰はく、意は思より授かる、言は意より授かる、密なる時は際なく、疎ある時は千里、或は理、方寸に在りて、之を域の表に求め、或は議、咫尺に在りて、思山

河を隔つ、

晋の摯虞曰はく、象を假ること、大に過くる時は、類と相遠し、辭を造ること、壯に過くる時は、事と相違ふ、言を辨すること、理に過くる時は、義と相失ふ、靡麗美に過くる時は、情と相悖る。

明の王世貞曰はく、首尾開闢繁簡奇正、各その度を極むるは、篇法あり、抑揚頓挫、長短節奏、各その致を極むるは、句法なり、點綴、關鍵、金石、綺綵、各其の造ることを極むるは、字法あり、篇に百尺の錦あり、句に千鈞の弩あり、字に百鍊の金あり、宋の呂本中曰はく、或は精を勵まし、思をふかくして、筆を下さず、或は事に遇ひ、感に由り、時時に舉揚す、工夫は一なり、古の作者、正に是の如きのみ、唯た鑿空強作して、牽強に出つべからず、小兒の學に就き、俯して課程に就くか如くせんのみ、明の皇甫汭曰はく、語に稱す、潘緯十年、古鏡を吟し、蘇涓一夕、瀟湘を賦すと、才に遲速ありて、文の優劣固にこれに係らず、拙枚臯か若く、何る速を取らん、工長卿か如くは、奚そ遅きを愛へん。

明の王世貞曰はく、才工にして速なるものあり、淮南王、禰正平、陳思王、王子安、李太白の流の如きこれなり、然れども、鸚鵡の一揮、子虛の百日、煮豆の七步、三都の十年、兼美なるを妨げず、

北齊の顔之推曰はく、文章を爲らんことを學ばば、先親友に謀りて、その評論せる者を得て、然る後に手を出たすべし、慎みて、心を師とし、自ら任して、笑を旁人に取ることなかれ、

宋の呂本中曰はく、近世歐陽公文を作らば、先壁に貼り、時時竄定を加へ、終篇一字を留めざるものあり、

明の顧元慶曰はく、歐陽文忠公、晩年嘗て日に平生爲る所の文を竄定し、思を用ふるに甚苦しむ、その夫人胥氏之を止めて曰はく、何ぞ自ら苦しむこと此くの如くなる、當に先生の嗔を畏るべきかと、公笑ひて曰はく、先生の嗔を畏れず、却て後生の笑を怕ると、

宋の歐陽修曰はく、疵病必しも人の指摘を待たず、作ること多くして、自ら能く

之を見ん、

明の皇甫汸曰はく、昔人今の藝者を歎す、醫に即きて、その病を斬り、惟彼か善く察して、藥の我と攻めんことを恐る、子建人の譏彈することを好み、時に應じて改定す、此れその及び難き所以なり、

魏の文帝の曰はく、文章は、經國の大業、不朽の盛事、年壽時ありて盡き、榮樂の身に止まる、二の者は、必至の常期、文章の窮なきに若かず、

明の季時勉曰はく、夫れ文章の世に重せらるるは、その人を以てなり、苟もその人にあらずば、美にして傳ふと雖も、反て以て病とならん、

北齊の顔之推曰はく、文章の体は、輿會を標舉し、性靈を發引す、人をして矜伐せしむ、故に持操を忽にして、進取に果たす、今世の文士、此の患彌切あり、一字愜當し、一句清巧なれば、便ち神九霄にのほり、志千載を凌ぐ、自ら吟し、自ら賞し、更に旁人あることを覺えず、また砂礫の傷る所、矛戟より慘く、諷刺の禍、風塵より速し、深く宜しく防慮して、元吉を保つべし、

論文

宋の眞徳秀曰く、文章は義理を明にし、世用に切あるを以て、主となす、明の唐順之曰く、文章家の繩墨、布置、奇正、轉摺、自ら専門の師法あり、中間一段の精神、命脈、骨髓に至りては、心源を洗滌し、物表より獨立する者にあらざれば、以て此に與かるに足らず、兩漢より而下、文、古に如かざる者の、豈にその所謂繩墨、轉摺の精しきこと、盡く如かざらん、秦漢以前、儒家の儒家の本色あり、老莊家の如きに至りては、老莊家の本色あり、縦横家には、縦横家の本色あり、名家、墨家、陰陽家には、皆本色あり、その術たると駁なりと雖も、各一段千古の磨滅すべからざるの見あらざるはなし、是を以て、老家は必肯、儒家の説を勦せず、縦横は必肯、墨家の談を借らす、各その本色より之を鳴らして言となし、その言ふ所の者、その本色あり、是を以て、精光注きて、その言遂に世に泯ひす、唐宋より而下、文人性命を語り、治道を談せざることをなし、滿紙炫然として、一切に自ら儒家に託す、然

も、その涵養畜聚の素にあらす、眞に一段千古の磨滅すべからざるの見あるにあらず、影響勦説して、頭を蓋ひ、尾を竊み、貧人の富人の衣を借り、莊農の大賈の飾を作すか如し、力を極めて装做して、醜態盡く露る、是を以て、精光朽ちて、其の言遂に久しからずして、湮廢す、然らば、秦漢而上、老、墨、名法、雜家の説と雖も、なほ今に傳ふ、諸子の書これあり、唐宋而下、その一切に性命を語り、治道を談するの説と雖も、亦絶えて傳はらず、歐陽永叔か見る所の、四庫の書目、百に一を存せずと云ふものこれなり、後の文人、立言を以て不朽の計をなさんと欲するもの、心を用ふる所を知るへし、

北齊の顔之推曰く、文章は、まさに理致を以て心胸となし、氣調を筋骨となし、事義と皮膚となし、華麗を冠冕となすべし、

宋の田錫曰く、文は意を以て主とあせ、主明かなるときは、氣勝つ、氣勝つときは、鏘洋精彩之に従りて生ず、

唐の柳宗元曰く、吾れ文章を作ること、未だ嘗て敢て輕心を以て、之と掉は

す、その剽して留まらざらんことを懼れてなり、未だ嘗て敢て怠の心を以て、之を易らす、その弛ひて嚴ならざらんことを懼れてあり、いまた嘗て、敢て昏氣を以て之を出たさず、その昧没して雜ならんと懼れてあり、いまた嘗て敢て矜氣を以て之を作らす、その偃蹇して驕ならんと懼れてなり、之を抑へてその奥を欲し、之を揚げてその明を欲し、之を疏してその通を欲し、之を廉してその奥を欲し、激して之を發す、その清を欲し、固くして之を存す、その重きを欲す、これ吾かの道を羽翼する所以あり、之を書に本つけて以て、その質を求め、之を詩に本つけて、その恒を求め、之を禮に本つけて、その宜しきと求め、之を春秋に本つけて、その斷を求め、之を易に本づけて、その動を求む、これ吾道の原を取る所以なり、之を穀梁氏に參へて、その氣を厲まし、之を孟荀に參へて、その支を暢へ、之を莊老に參へて、その端を肆にし、之を國語に參へて、その趣を博くし、之を離騷に參へて、その幽を致し、之を太史公に參へて、その潔を著す、これ吾、旁推交通して、之を以て文となす所以なり、

宋の蘇軾曰はく、吾か文は、萬斛の珠の如し、之を取りて竭きす、唯そのまゝに行くべき所に行き、止まらざるを得ざる所に止まるのみ、
明の袁表曰はく、立言の道六難あり、學は滯該に難く、事は綜覈に難く、詞は雅健に難く、氣は充和に難く、識は通融に難く、志は沈澹に難し、この六能を兼ねて、假すに歲月を以てせば、立言の道庶からん、
梁の沈約曰はく、文章まゝに三易に従ふべし、事を見易き一なり、字を識り易き二なり、讀誦し易き三なり、
宋の歐陽修曰はく、文を作ること他の術なし、唯た書を読むこと多きときは、之となして自ら工なり、
また曰はく、文を爲るの法は、唯之を熟するに在るのみ、變化の態皆熟處より生するなり、
宋の朱熹曰はく、文字奇にして穩ある、まゝに好し、奇からずして穩なるは、只たこそ闕較なり

宋の歐陽修曰はく、文を作るの体、初は奔馳せんことを欲す、久しくしてまさに樽節して、簡重嚴正ならしむべし、時に或は放肆以て自ら舒へ、一体をなすことあき時は、善を盡くさん、

宗の謝枋得曰はく、凡そ文を學ぶには、初は膽の大ならんことを要し、終には心の小ならんことを要す、盛より細に入り、俗より雅に入り、繁より簡入り、豪宕より純粹に入る、

宋の蘇軾曰はく、およそ文字、少小の時、すべからく氣象崢嶸に、采色絢爛ならしむべし、漸く老けて、漸く熟せば、平淡をなす、その實は、平淡にあらず、乃ち絢爛の極なり、

明の唐順之曰はく、漢以前の文は、いまだ嘗て法なくんはあらず、いまた嘗て法あらず、法は、無法の中に寓す、故にその法たるや、密にして窺ふべからず、唐と近代との文は、法なきこと能はずして、能く毫釐も法を失はず、法あるを以て法となす、故にその法たること嚴として、犯すべからず、密なるときは、いはゆる法な

きに疑はる、嚴なるときは、法ありて窺ふべきに疑はる、然れども、文の必ず、法あること自然に出て、易ふべからざるものは、異なるべからざるなり、

宋の姜夔曰はく、彫刻すれの氣を傷る、敷衍すれの骨を傷る、若し鄙にして精しからざるは、彫刻せざるの過なり、拙くして委曲なきは、敷衍せざるの過なり、また曰はく、人の言ひ易き所、我寡く之を言ふ、人の言ひかたき所は、我易く之を言ふ、

明の王鏊曰はく、文を爲ること、必ず古を師とす、人をして之を讀みて、師とする所を知らざらしむるは、善く古を師とするものなり、韓は孟と師とす、今韓文を讀みて、その孟たるを見ざるなり、歐陽は韓を學ぶ、その韓たるを覺ゆるなり、若し拘々として規倣し、邯鄲の歩を學び、里人の擧に效ふか如くならば、陋ならん、いはゆるその意を師として、その辭を師とせず、最も文を爲るの妙訣なり、明の丘濬曰はく、世の文を作るもの、おほむね煅鍊を喜び、奇となし、孔子詞達するの旨を究めず、剽竊を事として、工となし、周子文が道を載するの説を識ら

す、言ありと雖も、世に補なし、世に補ひなくは、徒に工あるも、なんの益あらん、元の李塗曰はく、文字須く數行整齊の處あるべし、數行不整齊の處あるべし、意對する處、文却て必しも對せず、意必しも對せざる處、文却て著對す、宋の謝枋得曰はく、凡そ好事を議論せば、須く一段の反説を要すべし、不好事は須く一段の好説を要すべし、此の如き時は、文勢もまた圓活なり、義理もまた精微なり、意味もまた悠長あり、また曰はく、史の評を作らば、須く吾か身その人の時に生まれ、その人の位に居り、その人の事に遇はば、當さに如何か處置すべき、必ず一段の万世磨滅すべからざるもの理あらん、宋の呂本中曰はく、陸士衡の文の賦に云はく、片言を立てて要に居る、乃ち一篇の警策なりと、此れ要論なり、文章警策なきときは、以て世に傳ふるに足らず、宋の張載曰はく、道理を發明するも、唯た字を命すること難し、宋の楊時曰はく、人のためには、溫柔敦厚の氣あらんことを要す、人主よ對する

語言、及び章疏の文字は、尤も無かるべからず、宋の呂本中曰はく、檀弓と左氏と、太子申生の事を紀する、詳略同しからず、左氏と讀みて、然る後に檀弓の高遠あるを知らん、また曰はく、南宮紹之妻之姑之喪に、三の之の一を去ること能はず、使者を進めて、故を問ふ、夫子の使者に問ふ所以、使者の夫子に答ふる所以、一の進の字足りぬ、豊なれども、一言を餘さず、約なれども、一辭を失はず、諒あるかな、宋の洪邁曰はく、議論の文字を作る、すべからず事實を考引して、差感せしめざるべし、乃ち信と傳ふべし、東坡の二疏の贊を作るか如き、曰はく、孝宣中興、法を以て人を取す、蓋、韓揚を殺す、蓋し三の良臣、先生之を憐み、袂を振り、屣を脱す、區々士に驕るに足らざることを知らしむ、その主意超卓たること、此くの如し、然れども、その時を以て之を考ふるに、元康二年に二疏位を去り、後二年蓋寛饒誅せられ、又三年にして韓延壽誅せられ、又三年にして楊輝誅せらる、方に二疏去る時、三人固に恙なし、是なほ信を傳ふる足らん乎、

明の薛應旂曰はく、吾之を聞けり、其の行の敦き者は、その文實にして以て切あり、その政平なる者、其の文簡にして以て明なり、その行と政と、矯にして譎なるものは、その文夸諛にして支離あり、

明の王世貞曰はく、文、隋唐に至りて靡極りぬ、韓、柳之を振ふ、曰はく、華を歛めて實なり、五代に至りて冗極りぬ、歐、蘇之を振ふ、曰はく、腐を化して新なり、然れども、歐、蘇は問あり、その流や人をして難きを畏れて、易きを好ましむ、

また曰はく、揚、劉の文は、靡にして俗あり、元之の文は、旨にして弱なり、永叔の文は、雅にして則あり、明允の文は、渾にして勁あり、子瞻の文は、爽にして俊なり、子固の文は、映にして満なり、介甫の文は、峭にして潔なり、子由の文は、暢にして平かなり、

命

按するに、朱子の曰はく、命はなほ令の如きなり、字書に大を命と曰ひ、小と令と

曰ふ、此れ命令の別なり、上古王言は、同じく稱して命となし、或は官に命す、書の説命、罔命の如き是なり、或は爵を封す、書の微子之命、蔡仲之命の如きこれなり、或は職を飭ふ、書の畢命の如きこをなり、或は賚を錫ふ、書の文侯之命の如きこれなり、或は遺詔を傳ふ、書の顧命の如きこをなり、秦天下を併せて、命を改めて制と曰ひ、漢唐而下、策書を以て爵を封し、制誥官に命す、而して命の名亡ひぬ、然れども、周の文の、左傳に見ゆるもの、猶ほ存す、故に首に之を録して、一体に備ふ、

諭告

按するに、字書に云はく、諭は曉なり、告は命なり、上を以て下に敕するの詞、商周の書、いまた此の体あらず、春秋の内外傳に至りて、始めて周の天子の諸侯に諭告し、及列國往來して、相告くるの詞を載す、然をとも、皆使人言を傳へ、書翰を假ひす、故に今録せずして、僅に漢人の作を探りて、以て式となす、蓋し此の書の主とする所、唯文章にあり、口づから諭すの詞、自らまさに録すべからず、學者宜し

く別に之を求むべし、

詔

按するに、劉勰曰はく、古者王の言、軒轅唐虞の如き、同じく稱して命となす、三代に至りて、誥誓を兼ねて之を稱す、今書に見れたるものこれあり、秦天下を并せて命を改めて制と曰ひ、令を詔と曰ふ、是に於て、詔興こる、漢の初、命四品を定む、その三に曰はく、詔、後世之に因る、それ詔は昭なり、告なり、古の詔の詞、みな散文を用ふ、故に能く深厚爾雅、人を感動せしむ、六朝より而下、文なは偶儻を尙ひて、詔にも之を用ふ、然れとも、獨り詔を用ふるのみにあらず、後代漸く古文に復して、専ら四六を以て、之を詔、誥、制、勅、表、箋、簡、啓等の類に施すは、之を失せり、然れともまた散文を用ふるものあり、古法盡く廢すと謂ふべからず、今漢より以下の諸作を取りて、分ちて古俗二体となして、之を列ね、代言の者として、考ふる所わらしめんと云ふ、

敕 附 勅

按するに、字書に曰はく、敕は戒敕あり、亦勅に作る、劉勰云はく、敕は飭なり、之をして警飭して、敢て廢慢ならさらしむるなり、劉勰云はく、戒敕の文たる、實に詔の切なるもの、周の穆王鄧父に命して、勅憲を受けしむ、此れその事なり、漢の制、天子の命令四あり、その四に曰はく、戒書は即ち戒敕なり、唐の制、王の言七あり、その四に曰はく、發勅、五に曰はく、勅旨、六に曰はく、論事勅書、七に曰はく、勅牒、唐の勅を用ふること廣し、宋もまた勅あり、或は之を獎諭に用ふ、豈に敕の初意ならん、その詞散文あり、四六あり、故に今、古俗の二体を分ちて、而して之を列ぬ、宋の制、百官を戒勵し、軍民を曉諭するに、別に敕勝あり、故に以てこれに附く、今の制、諸臣の差遣に、多く勅を與へ、事を行ふ、詳に職守を載せ、申ふるに、勉詞を以てして褒獎す、責讓にもまた之を用ふ、詞皆散文なり、また六品已下の官、贈封も亦勅命を稱す、始めて四六を兼ね、亦以て古文興復の漸を見るべしと云ふ、

璽書

按するに、蔡邕曰はく、璽は印なり、信なり、古者尊卑之を共にす、左傳魯の襄公楚にあり、季武子公冶をして、璽書を問はしむ、追ひて之に與ふ、これ諸侯大夫の印璽と稱するものなり、又衛宏云はく、秦以前民皆金玉を以て印となせり、然らば天子の印、玉を以てして、獨り璽と稱して、群臣敢て用ふることなきことは、秦より始まるなり、漢の初、三璽あり、天子の書、璽を用ひて以て封す、故に璽書と曰ふ、また曰はく、賜書、唐より後、獨稱して書といふ、また璽書の類なり、その用たる、或は以て告諭し、或は以て答報し、或は以て獎勞し、或は以て責讓す、その体は委曲懇到にして、能く褒勸警飭の意を盡くす、以て工とさす、今漢以下の諸作を取りて、之に列ねて式となすといふ、今の制、朝廷諸王に與ふるにも、また書を用ふ、疑ふらくは、璽書ならん、

制

按するに、顔師古云はく、天子の言、一に制書と曰ふ、制度の命たるをいふなり、蔡邕云はく、その文を制誥といふ、三公、敕令、贈令の属これなり、刺史、太守、相、劾奏して、下土に申ふる、選書の文、またかくの如し、その徴されて九卿となり、若し京師の近官に遷るときは、官を言ひ、具に姓名といふ、その免せられ、若しくハ罪を得るときは、姓なし、此、漢の制なり、唐の世、大賞罰、囚虜を赦宥し、及び大除授にハ、制書を用ふ、その褒嘉、贊勞には、別に慰勞の制書あり、餘ハ皆勅を用ふ、中書省之を掌る、宋は唐の制を承けて、用て三公三省門下、中書、尙書等の官を拜す、而して大臣を罷免するも、また之を用ふ、その詞、庭に宣讀す、皆な儼語と用ふ、故に在庭に敷告し、有位に敷告し、萬邦に敷告し、休命を誕揚し、贊冊を誕揚し、丕號を誕揚する等の語あり、その餘の庶職ハ、ただ誥を用ふるのみ、これ制を以て官に命するハ、蓋し唐宋の制なることを知るなり、今二代の制詞を採りて、式となす、而して古今文体の變は、作者の深く悼む所といふ、

誥

按するに、字書に云はく、誥の告なり、上に告くるを告と曰ひ、下に發するを誥と曰ふ、古は上下、誥あり、故より下以て上に告く、仲虺之誥をあり、上以て下に告く、大誥、洛誥の類これあり、書に考へて見るべきのみ、周禮に士師五戒を以て、刑罰を先後す、その二に曰はく、誥之を會同に用ふ、以て衆を諭すなり、秦古法を廢して、止た制誥を稱す、漢の武帝の元狩六年始めてまた之を作る、然れとも、亦以て官に命せず、唐の世王言、また誥と稱せず、宋に至りて、始めて庶官に命して、大臣を追贈し、有罪を貶謫し、その祖父妻室を贈封す、凡そ庭に宜しからざるもの、皆な之を用ふ、故に作る所尤も多し、然れとも、歐蘇曾王諸集を考ふるに、通して之を制といふ、故に内制外制と稱して、誥實にその中に雜はりて、復た識別せず、蓋し當時王言の司之を兩制といふ、これ制の一名、諸の詔命七つの者を統へて言ふ、若し細に之を分つときは、制と誥ともまた自ら別あり、故に文鑑に類と分

ちて、甚だ明にして、相混雜せず、以て二体の異を辨するに足せり、今その例に倣ひて、而して之を例す、唯た唐には、誥の名なし、故に仍て制と稱す、その詞、散文あり、儷語あり、分ちて古俗の二体となすといふ、今の制、官に命するに制誥を用ひす、三載にして、績を考ふるに至りては、誥を用ひて褒美す、五品以上の官にして、その親を贈封し、及び大臣に勳階、贈諡を賜ふに、皆之を用ふ、六品以下は、勅命を用ふ、その詞皆な二体を兼ね、また前代を監みて、之を損益するなり、

冊

按するに、說文に云はく、冊は符命なり、字本、策に作る、蔡邕か云はく、策は簡なり、漢命令を制する、その一に曰はく、策書、長きは二尺、短き者は之に半す、その次は一長一短、兩の編の下に、篆書を附けて、諸侯王に命す、三公もまた諫諍に以ふ、而して三公罪を以て免するときは、一木兩行、隸書にて之に賜ふ、その長さ一尺、この時に當たりて、唯た木簡を用ふ、故にその字、策に作る、唐人に至りて、下に逮ふの

制六あり、その三に曰はく、冊の字始めて冊に作る、蓋し金玉を以て之を爲る、説文に謂ゆる、諸侯進んで玉象を受く、その札一長一短、中に二編の形あるものこれなり、又按ずるに、古者冊書之を臣下に施すのみ、後世は郊祀祭享、尊を稱し、諡を加へ、哀を寓するの属、またみか之を用ふ、故にその文漸く繁し、今彙めて之を辨す、その目凡十有一、一に曰はく、祝冊、郊祀祭享に之を用ふ、二に曰はく、玉冊、尊號を上るに之を用ふ、三に曰はく、立冊、帝を立て、后を立て、太子を立つるに之を用ふ、四に曰はく、封冊、諸王を封するに之を用ふ、五に曰はく、哀冊、梓宮に遷し、及び太子諸王大臣薨逝に之を用ふ、六に曰はく、贈冊、號を贈り、官を贈るに之を用ふ、七に曰はく、諡冊、諡を上り、諡を賜ふに之を用ふ、八に曰はく、贈諡、官を贈り、並に諡を賜ふに之を用ふ、九に曰はく、祭冊、大臣に祭を賜ふに之を用ふ、十に曰はく、賜冊、臣下に報賜するに之を用ふ、十一に曰はく、免冊、大臣を罷免するに之を用ふ、今の制、郊祀、后を立て、儲を立て、王を封し、妃を封するも、またみな冊を用ふ、而して、王金銀銅の制、各等差あり、蓋し古より今に迄るまで、王言の欠くべからざる所の

者なり、今古作を録して、以て式を垂ると云ふ、

批答

按ずるに、吳訥云はく、批答は天下臣下の章疏の意を采りて、而して之に答ふるあり、古は君臣都兪、吁咈、皆な口つから陳へ、面のあたり命するの詞なり、後世は書疏ありて、而して之に答ふる者は、遂に制詞を用ふ、漢人の璽書に、答報するか如き、これのみ、唐に至りて、始めて批答の名あり、天子の手批して、之に答ふると謂ふなり、其の後、學士院に入り、制詔、批答、共に三篇を試むるときは、則ち代言の人を求めて、詞華漸く繁し、蓋し唐の太宗、劉洎に答ふるの後より、未だ手を詞臣に假らざる者あり、今諸集載する所の批答を取り、其の工なる者を擇ひて、之を列ぬ、而して散文四六、仍て分かちて古俗の二体と爲すと云ふ

御札

按するに、字書に、札は小簡なり、天子の札、御札と稱する、之を尊ひてなり、古此の体あり、宋に至りて、後これ有り、其の文、詞臣の手に出でて、而して體も亦同しからず、大抵多く僞語と用ふ、蓋し勅の變體なり、今數首を採りて篇に列ぬ、

赦文

按するに、字書に云はく、赦、宥なり、肆赦の語始めて虞書に見はる、而して周禮の司刺、三赦の法を掌る、呂刑疑赦の制あり、則ち或は其の情の矜れむべきを以てし、或は其の事の疑ふべきを以てし、或は其の人三赦、三宥、八議の列にあるを以て之を赦す、其の情の淺深、罪の輕重と問ひすして、概して之を赦すにあらず、後世乃ち大赦の法あり、是に於て、文を爲りて以て四方に告ぐ、而して赦文興くる、又之を德音と謂ふ、蓋し赦と以て、天子徳を布くの音と爲すなり、然れとも、之を唐の時に考ふるに、風俗を戒勵するも、亦德音と稱する時あり、則ち、德音と、赦文と、自らは兩事なり、當に強ひて、之を合はすへからず、今各其の稱に仍りて、赦

文の後に附して、其の説を著はすと此の如し、博聞のもの、之を辯するを俟つ、

鐵券文

按するに、字書に云はく、券、約なり、契なり、劉熙曰はく、繕なり、相約束し、繕繕して、以て限を爲すなり、史に稱す、漢の高帝、天下を定めて、大に功臣を封す、符を剖き、誓を作す、丹書、鐵券、金匱、石室、之と宗廟に藏む、其の誓の詞に曰はく、黄河をして、帶の如く、泰山をして、礪の如くならしむとも、國以て永く存して、爰に苗裔に及はんと、後世此に因りて、遂に鐵券の文あり、其の文諸集に載せず、獨り陸贄之あり、然れとも、反側を安んずるの心を以てす、券を錫ふの本指にあらず、今姑く之を録して、以て一体に備ふ、

諭告文

按するに、諭祭文の、天子使をして、下し祭らしむる詞なり、或は諸れを宗室妃嬪に施して、以て親を親とするを明にす、或は諸れを勳臣大臣に施して、賢を賢とするを明し、而して君臣始終の義を示す、古より今に及びて、之を用ふ、蓋し王言の一体なり、故に今採りて之を録す、其の他の臣庶相祭るの文の如きは、則別に一類と爲すと云ふ、

國書

按するに、國書は鄰國相遺るの書なり、春秋列國、各々詞命ありて、彼此の情を通して、其の文、務めて典禮に協ひ、從容委曲、高卑宜しきに適して、乃ち善を盡くせりと爲す、鄭人の詞命を觀るに、迭に四手を更て、國頼りて以て存す、良に故あるなり、漢唐より而下、國統一なりと雖も、夷狄内に通す、故に其の往來亦之を用ふ、乃ち有國の廢すべからざる所のものあり、但し左傳又載する所の列國應對の詞、皆口傳に出づ、例、録するを得ず、獨り呂相、秦を絶ち、豐贍閔闕、口語の能く意

と悉くすにあらざるに似たり、必、當時筆して之を授けしならん、

誓

按するに、誓の衆に誓ふの詞なり、蔡沈云はく、戒あり、軍旅に誓と云ふ、古、帥に誓ふの詞あり、書に稱す、禹、有苗を征する時に、帥に誓ひ、及び甘誓、湯誓、泰誓、牧誓、費誓の如き是れなり、又群臣に誓告するの詞あり、書の泰誓の如き是れなり、後世秦誓の類なしと雖も、帥に誓ふの詞、亦多く見えす、豈に放失の故にあらざるか、今、一首を存して、聊か其の体に備ふと云ふのみ、又信を約するも、亦誓と稱する時の、則ち別に盟に附す、

令

按するに、劉良云はく、令、即ち命なり、亡國の時、並に稱して令と云ふ、秦の法、皇后、太子、令と稱す、漢王に至りて、天下に赦するの令あり、淮南王、群公に謝する

の令あるとき、則ち諸侯王皆令と稱するとを得、意ふに其の文制詔と大に異なるとなし、特に天子を避けて、其の名を別つのみ、然れども文選を考ふるに、梁の任昉、宣德皇后令一首あり、其の詞華麗にして法式とすへからず、其餘、諸集亦多く見す、今史に載するものと取りて、采りて之を録す。

教

按するに、劉勰云はく、教の效なり、言出てて民效ふなり、李周翰云はく、人に教示するなり、秦の法、王侯、教と稱す、漢の時、大臣も亦得て之を用ふ、京兆の尹王尊、教を出たして、属縣に告ぐるか若き、是をなす、故に陳繹曾て以て大臣衆に告ぐるの辞となす、今諸集を考ふるに、亦た多く見えず、聊か數首を取りて、篇に列ぬ。

上書

按するに、字書に云ひく、書は舒なり、其の言を舒べ布きて、之を簡牘に陳ふるな

り、古人敷奏諫説の辞、尚書、春秋内外傳に見ゆる者、詳なり、然れども、皆口に矢ひ、言を陳べて、篇目を立てず、故に伊訓、無逸等の篇、意に隨ひて名を命じ、一に協ふことなし、然れども、亦史臣の手に出つ、劉勰の所謂、言筆未だ分れざるは、此れ其の時なり、降りて、七國に及びて、未だ古式を變せず、事を王に言ふを、皆上書と稱す、秦漢より以下、代々更革有り、雖とも、而も古制猶存す、故に往々諸集の中に、見ねたり、蕭統の文選は、其れを、臣下の書に別たんと欲してあり、故に自ら一類と爲して、上書を以て之を稱す、今其の例に従ひ、歴く前代諸臣の天子に上告するの書を採りて、式と爲し、而して列國の臣、其の君に上る者も、亦類を以て、次で、其の中に雜ふ、其の他の章、表、奏、疏の属、則ち別に類を以て、列ぬと云ふ。

章

按するに、劉勰が云はく、章の明なり、古人事を言ふを、皆上書と稱す、漢、禮義を定むる、乃、四品あり、其の一に曰はく、章は以て恩を謝するに用ふ、後漢の論諫慶賀

を考ふるに及びて、間亦章と稱す、豈に其の流の、寔廣きか、唐より以後、此の制遂に亡ぶ、今四首を録す、漢郎顓災異の章を上る、○魏の曹植文帝の受禪を慶する章、○梁の江淹の蕭領軍鸞か爲に侍中刺史を拜する章、○魏の曹植二子を封する時公の爲に恩を謝する章、聊か古体を存すと爾か云ふ、

表

按するに、字書に、表は標なり、明なり、事緒を標著して、之をして明白ならしめ、以て上に告ぐるなり、古の言を君に獻するを皆上書と稱す、漢禮義を定むる、乃ち四品あり、其の三を表と曰ふ、然れども、但陳請を以てするに用ふるのみ、後世之に因りて、其の用寔廣し、是に於て、論諫あり、請勸あり、陳乞あり、進獻あり、推薦あり、慶賀あり、慰安あり、辭解あり、陳謝あり、訟理あり、彈劾あり、施す所既又殊なり、故に其の詞も亦異なり、其の体を論するに至りて、則ち漢晋に多く散文を用ひ、唐宋に多く四六を用ふ、而して唐宋の體、又自ら同じからず、唐人の聲律、

時に出入ありて、雄渾の風を失はず、宋人の聲律、其の精功を極めて、明暢の旨と得るとあり、蓋し各々長する所あり、然れども、唐宋の人にして、古體を爲すものあり、唐人にして、宋體を爲すものなり、吾れ又辯せすは、あるべからず、今漢より以下、名家の諸作を取りて、分ちて三体と爲して、之を列ぬ、一に曰はく古體、二に曰はく唐體、三に曰はく宋體、學者として考ふると、あらしめんと云ふ、宋人又笏記あり、詞を笏に書して、宣奏に便にす、蓋し當時面表の詞なり、故に取りて、以てこれと附す、然れども、表文は牘に書する時、則ち其の詞稍繁し、笏記に、延に宣する時は、則ち其の詞、務めて簡あり、此れ又二体の別あり、

牘

按するに、劉勰か云はく、牘の表なり、其の情を識表するなり、字も亦箋に作る、古は君臣同しく書す、東漢に至りて、始めて牘記を用ふ、公府の奏記あり、郡將の奏牘なり、班固の東平に説き、黃香が江夏に奏するする若きは、所謂郡將奏牘と云

ふものなり、是の時、太子、諸王、大臣、皆賤と稱するを得、後世専ら上皇、皇后、太子に以ふ、是に於て、天子に表と稱し、皇后、太子に賤と稱す、而して其の他用ふることを得ず、其の詞、散文あり、儷語あり、分ちて古俗の二体として、之を列す、今制、事を太子、諸王に奏する、啓と稱して、慶賀は則ち皇后、太子、仍並びに賤と稱す、

奏疏

按するに、奏疏は群臣論諫の總名なり、奏御の文、其の名一ならず、故に奏疏を以て、之を括るなり、七國以前、皆上書と稱す、秦の初、書を改めて、奏と曰ふ、漢、禮義を定むる、乃ち四品あり、一に曰はく、章、以て恩を謝す、二に曰はく、奏、以て効を按す、三に曰はく、表、以て請を陳ふ、四に曰はく、議、以て異を執る、然れども、當時奏章或は災異を上る時は、則ち専ら以て、恩と謝するにわらず、事を奏するに至りて、亦上疏と稱する時は、則ち専ら以て、按効するにわらず、又按効之奏、別に彈事と稱す、尤も以て彈効は、奏の一端たるを徵すべし、又八儀、密奏、陰陽、皂囊、封板と置きて、以て

宣泄を防ぐ、之を封事と謂ふ、而して朝臣外を補ふ、天子人をして言はんと欲する所を受けしめ、事下に議するもの有るに及びて、並びに書を以て對ふるとき、則ち漢の制、豈特に四品のみならん、然れとも、秦天下を有ちてより、漢の孝惠に及びて、未だ書を以て事を言ふもの有るを聞かず、孝文に至りて、言路を開廣す、是に於て、賈山治乱の道を言ふ、名づけて至言と曰ふとき、則ち四品の名、亦叔孫通が定め明かす所にわらず、魏晉已下、啓獨り盛に行はる、唐、表狀を用ひて、亦書疏と稱す、宋人は則ち前制を監みて、之を損益す、故に劄子あり、狀あり、書あり、表あり、封事あり、而して劄子の用、居多なり、蓋し唐人、勝子、錄子の制に本つきて、其の名を更む、乃ち一代の新式なり、上書、章表は已に前編に列す、其の他の篇目、更に八品あり、今取りて總て之を列す、一に曰はく、奏、奏の進あり、二に曰はく、疏、疏の布なり、漢の時、諸王の官屬、其の君に於ても、亦疏と稱するを得、故に以て此、附く、三に曰はく、對、四に曰はく、啓、啓の開なり、五に曰はく、狀、狀の陳なり、狀に二体あり、散文、儷語是なり、六に曰はく、劄子、劄の刺なり、七に曰はく、封事、八に曰はく、彈事、各類

を以て、從ひて至言と以て篇に冠せしむ、其の附すべきべきと以てなり、疏對啓狀符の五つの者に至りても又皆奏の字を以て、之に冠せしむ、以て臣下私に相對答往來するの稱に別つ、讀者亦庶くは、考ふる所あれ、其の文を論するに及ひては、則ち皆明允篤誠を以て本と爲し、辨析疏通を要と爲し、古を的し、今を御し、繁を治め、要を總ふ、此れ其の大体なり、奏啓の規に入りて、侈文を忌み、彈事は明憲にして、善罵を戒む、世人の作る所、多く折衷を失す、此れ又學者の當に知るべき所なり、今制政事を論するものを題と曰ひ、私情を陳ぶる者を奏と曰ふ、皆之を本と謂ふ、以て官を讓り、恩を謝するの類に及ふまで、並ひに散文を用ふ、間々儷語を爲し、亦奏の格に同じ、慶賀に至りては、表の詞に倣ふと雖も、首尾亦奏と同じ、唯史館の進書、全く表式を用ふ、然らば、則ち當今進呈の目、唯本と表と二つの者のみ、百王の雜稱を革めて、中世の儷語を減す、此れ我が朝の前代に度越する所以なり、

盟
附誓

按するに、禮記に物に澁むを盟と曰ふ、劉綬の云はく、盟の明なり、神明に祝告する者なり、亦稱して誓と曰ふ、約信の詞を謂ふなり、三代の盛なりし時、初めより盟誓なし、要誓ありと雖とも、言を結ふとき、則ち退くのみ、周衰へて人、忠信鮮し、是に於て、牲を刑し、血を飲りて、鬼神に質さんと要す、而して盟繁く興くる、然れとも、俄にして渝敗するもの多し、其の文の一体爲るを以てや、故に之を列ねて、誓を以て此に附ぐ、夫れ盟誓の文は、必ず危機を序つ、忠孝を奨め、存亡を共にし、心力を戮せ、幽靈を祈り、以て鑒を取り、九天を指して、以て正と爲し、感激して以て誠を立て、切至にして以て詞を敷く、此れ其の同じき所なり、然とも義存する時、則ち終を克くし、道廢する時、則ち始と渝ふ、亦人に存するのみ、嗚呼、斯の言を爲す、其れ盟誓の要を知るものか、

符

按するに、字書に云はく、符の信なり、古、此の体なし、晋より以後、始めて之れあり

唐の世、凡、上の下に迨ふ、其の制に六あり、其の六を符と曰ふ、尙書省より州に下し、州より縣に下し、縣より郷に下す、皆之を用ふ、蓋し亦、晋の制に沿ふなり、然れども、唐の文、少しも概見せず、姑く晋及び南朝の諸篇を探りて、之を列ぬ、亦以て一体に備ふと云ふ、

檄

按するに釋文に云はく、檄ハ軍書なり、說文に云はく、本簡を以て、書を爲る、長さ尺二寸、用ひて以て號召す、若し急ある時ハ、則ち雞羽を挿みて、之を遣る、故に之を羽檄と謂ふ、飛ぶの疾きが如きを言ふなり、古ハ兵を用ひて師に誓ふのみ、周に至りて、乃ち文告の辭あり、而して檄の名ハ、則ち始めて戰國に見る、史記に載す、張儀、檄を爲りて以て、楚の相に告げて曰はく、始め吾、若が飲に従ふ、我、而が壁を盗まざるに、若、我を答つ、若、善く汝が國と守む、我願て且つ而が城を盗まんと、是なり、後人之に倣ひて代々著作あり、而して其の詞散文あり、儷語あり、儷語ハ

唐人に始まる、蓋し唐人の文皆然り、専ら檄と爲さず、若れ其の大体を論する時ハ、則ち劉勰の稱する所、義を植て辭を颺くると、務めて剛健にあり、或は此の休明を述べ、或は彼の苛虐を叙ふ、天時を指し、人事を審にし、強弱を算へ、權勢を角ひ、著龜を前驗に標し、盤銘を已然に懸け、羽を挿みて迅かなることを示し、辭をして緩うせしむへからず、板を露ハして衆に宣べ、義をして隱さしむへからず、此をその要なり、之を盡くせざると謂ふべし、今數首を取りて、法式と爲す、其の他報答諭告、亦並に檄と稱す、故に取りて之に附す、又列邦、吏を徵するも亦檄と稱す、蓋し明舉の義を取りて、其の詞存せず、採録するに由なし、姑く其の説と此に附す、

露布

按するに、露布は軍中捷を奏するの辭なり、辭を帛に書して、諸れを漆竿の上に建つ、劉勰の所謂露板、封せず、諸れを視聽ふ布くもの、此れ其の義なり、任昉云ハ

く、漢の賈弘、馬超の爲めに、曹操を伐つゝの露布を作る、而して世説にも亦謂はく、桓温北征するとき、袁宏をして、馬に倚りて、露布を撰せしむる時、則ち露布の作、魏晉に始まる、杜祐以爲らく、元魏より始まると誤れるなり、又按ずるに、劉勰檄移の篇に云はく、檄或ハ露布と稱す、豈露布の初代を告げ、捷を告ぐ、檄と通用して後、始めて専ら奏捷に以ふるか、然れとも、二文世既に傳はらず、後人の作る所、皆僞語を用ひ、表文と異なるとなし、其の體本然るか否かを知らず、抑も源流の同じからざるなり、今考ふべからず、姑らく數首を採りて、篇に列ぬ、

公移

按ずるに、公移は諸司相移すの詞なり、其の名一ならず、故に公移を以て、之を括る、唐の世、凡そ下の、上に達する、其の制六つあり、其の二に曰はく、狀、百官其の長に於ても、また之を爲す、其の五に曰はく、辭、庶人の言を辭と爲す、其の六に曰はく、牒、品ある已上の公文、皆牒と稱す、諸司、自ら相質問す、其の義三つあり、一に曰は

く、關、其の事を關通するを謂ふなり、二に曰はく、刺、之を刺舉するを謂ふなり、三に曰はく、移、其の事を他司に移すを謂ふなり、宋の制、宰執、三省、樞密院の事を帶ひて、使者を出たして、六部に移す、筭を用ふ、六部の移は、宰執、三省、樞密院の事を帶ひて、使者及び從官、任使副を出だし、六部に移する、申狀と用ふ、六部相移する、公牒を用ふ、今皆、悉く存すると能はず、姑らく其の著しきものを取りて、之を列ぬ、今制上の下に違ふもの、曰はく、照會、曰はく、筭付、曰はく、案驗、曰はく、帖、曰はく、故牒、下、上と違するもの、曰はく、咨呈、曰はく、案呈、曰はく、牒呈、曰はく、申、諸司相移すもの、曰はく、咨、曰はく、牒、曰はく、關、上下通用するもの、曰はく、揭帖、大略前代の制に因りて之を損益するのみ、

判

按するに、字書に云はく、判ハ斷なり、古ハ獄を折つゝ、五聲を以てす、訟を聽き、之を刑に致すのみ、秦人吏を以て師と爲し、専ら刑法を尙ふ、漢其の後を承け、儒吏

並進すと雖ども、然も獄を断はるに、必ず經を引くとを貴ふ、尙先王の議制、及び春秋誅意の微旨に近きとあり、其の後乃ち判詞あり、唐の制、士を選ぶ、判其の一に居る、乃ち其の用彌重し、故に今傳へる所、如し、某某と稱して姓名あるもの、則ち断獄の詞なり、甲乙と稱して、姓名なきものは、即ち選士の詞なり、之を要するに、法を執り、理に據り、參ふるに人情を以てす、文に彌ると曰ふと雖ども、而も古意を去ると遠からず、獨り其の文、故事を堆棊するは、蔽罪に切ならず、詞華と拈弄するは、律格に歸せず、惜しむへしと爲すのみ、唯宋儒王回の作は、四六を脱去して、純ら古文を用ふ、能く二代の衰を起すに庶幾からん、而るに、後人用ふると能はず、愚其の何の説なるを知らず、今世官を理め、獄を断はる、例參詞あり、科を設け、士を取る亦、試に判を以てす、其の体皆、四六を用ふる時、則ち其の習、由りて來ると久し、今唐、宋の名作、稍質に近きものを取りて、分ちて之を列す、一曰はく科罪、二に曰はく評允、三に曰はく辯雪、四に曰はく番異、五に曰はく判罷、六に曰はく判留、七に曰はく駁正、八に曰はく駁審、九に曰はく未減、十に曰はく案

寢十一に曰はく案候、十二に曰はく褒嘉、凡そ此の若き類多し、理官に便にして、應舉の士に切ならず、蓋し選士律條を以て題と爲し、科罪に止まる、故に其の餘用ふるとおし、然れども、猶必ず之を列ぬるもの、學者として、制判の初意を知らしめんと欲するなり、

書記

書○奏記○啟
簡○狀○疏

接するに、劉勰云はく、書記の用廣し、其の雜名を考ふるも、古今品多し、是の故に書あり、奏記あり、啓あり、簡あり、狀あり、疏あり、牋あり、劄あり、而して書記の則ち其の總稱なり、夫れ書は舒なり、その言を舒布して、之を簡牋に陳ぬ、記は志なり、己れが志を進むると謂ふ、啓は開あり、其の意を開き陳ぶるなり、一に云はく、跪なり、跪きて之を陳ふるなり、簡は略なり、其の大畧を陳ふるを云ふなり、或は曰はく、手簡或は曰はく小簡、或は曰はく尺牋、皆簡略の稱なり、狀の言たるは陳なり、疏の言たるは布なり、以上六の者は、秦漢已來、皆親知の往來問答の間に用ふ、

而して書啓狀、疏亦た進御に以ふ、獨り而漢啓なし、景帝の諱を避くるを以て、之を置くなり、又古者郡將奏牋、故と黃香江夏に奏牋す、厥の後、専ら皇后、太子、諸王に用ふ、その下遂に敢て稱せず、而して荀獨り宋に行はれ、元に盛に、壘副、提頭、畫一の制あり、煩猥にして鄙しむべし、然して、呂祖謙か賢を以て、しかもまた之を爲す、その習一日にわらず、故に牋は、今人用ふるを得ざる所にして、而して荀は吾か儒の鄙しみて、屑しとせざる所なり、今、六つの者を取りて、之を列ねて、而してその体を辯して、學者に告ぐ、一は曰はく、書書に辭命、議論の二体あり、二に曰はく、奏記、二の者並に散文を用ふ、三は曰はく、啓啓に古体あり、俗体あり、四に曰はく、簡簡は散文を用ふ、五に曰はく、狀狀は儷語を用ふ、六に曰はく、疏疏は散文を用ふ、然れども、狀と疏と、諸集に多く見ゆす、見ゆるものは、僅に此の体あるのみ、故に姑く之を著す、要いまた定体となすべからざるなり、世俗尊者に施すに、多く儷語を用ひて、恭とあすときは、啓と狀、疏と、大抵皆俗体なり、蓋し嘗て總て之を論するに、書記の体もと言を盡くすにあり、故に宜しく條暢して、意を暢へ、優柔にして、

情を擇ふべし、乃ち心聲の獻酬なり、若しそれ尊卑序あり、親疏宜しきを得る、これまた節文の間に存す、作者之を詳にせよ、

約

按するに、字書に云はく、約束なり、言語、要結、戒令、檢束みなこれなり、古、此の体なし、漢の王褒始めて、僮約と作りて、後世いまた繼く者のあるを聞かす、豈にその文の施し用ふる所なきを以て、之を畧するか、愚謂へらく、後人、郷約の類の如き、またまさしに此に倣ひて、之となすべし、庶幾く、古意を失はざらん、故に特に之を列ねて、一体となす、

策問

按するに、古の士を選ふに、事を詢ひ、言を考ふるのみ、いまた之を問ふに、策を以てするものあらざるあり、漢文の中年に、始めて賢良を策し、その後、有司また策

を以て士を試む、蓋し古に博きの學、今に通するの才、かの劇を刺し、紛を解く、の識を觀んと欲するなり、然れども、對策は、士子に存して、策問は上の人より發す、尤も必ず古今又通達し、善く疑難をなすものにして、而る後に之をよくす、然らざれば、その反つて士子のために笑はれざるもの、幾と希なり、故に今古人の策問の工なる者の數首を取りて、分ちて二類となして、之を列ぬ、一に曰はく、制策、二に曰はく、試策、まさに草を視て、主司の者のために、矜式する所ありて、因て以て實才を得べしと云ふ、

策

按するに、説文又云はく、策は謀なり、漢書の音義に曰はく、簡策難問を作るの例、案上に置きて、識者の意投し、射取りて、之に答ふるに在り、之を射策と謂ふ、政化の得失を録して、顯して之を問ふか如き、之を對策といふ、劉勰曰はく、射策、事と探りて、説を獻するなり、甲科を以て、仕に入れ、對策するもの、詔に應して、政

を陳ふるなり、第一を以て登庸せらる、皆な賢を選ぶの要術なり、それ策士の制、漢の文に生まれり、鼂錯か對する所、蔚として、舉首とある、これより後、天子往々、軒に臨みて、士を策して、有司また策と以て、人を舉ぐ、その制、今に至るまで、之を用ふ、また學士大夫、私に自ら政を議して、上進するものあり、三つの者均しく、之を策と謂ふ、而して体各同し、あらず、故に彙めて之を辯す、一に曰はく、制策、天子制を稱して、問ひて對ふるもの、これなり、二に曰はく、試策、有司策を以て、士を試みて對ふるもの、これなり、三に曰はく、進策、策を著して、上進するもの、これなり、各數首を取りて、篇に列ぬ、また宋の會鞏、本朝、政要策あり、蓋し當時進士帖槩の類なり、故に今録せず、それ策の体、練治を上とあし、工文之に次く、然して、人才同しからず、或は練治にして、文寡く、或は工文にして、治に疎し、故に選に入る者、劉勰稱して、通才となす、嗚呼、難しと謂ふべきのみ、

論

按するに、字書に云はく、論は議なり、劉勰の云はく、論は倫なり、群言を彌縫して、衆理を研く者なり、論の立名は論語に始まる、六韜二論の若きは、乃後人の追題するのみ、ろの体たると、然否と辯正し、有數を究め無形を追ふ、堅を迹ね、通を求め、深を鉤り、極を取る、乃百慮の筌蹄、万事の權衡なり、その條流に至りては、實に四品あり、政を陳ふるときは、議説と契を合はし、經を釋するときは、傳註と体を參へ、史を辯するときは、贊と評齊しく行はれ、文を銓するときは、序引と紀を共にす、これ論の大體なり、按するに、勰の説、かくの如くにして、蕭統が門選、則ち分ちて三となす、設論首に居り、史論之に次ぎ、論また之に次く、諸を勰の説に較ぶるに、差いまた盡くさずとなす、唯設論は、勰かいたまた及はさる所にして、答客難、答賓戲、解嘲の三首を取りて、以て之を實す、それ文に、答あり、解あり、已に各、自ら一体となす、すべて明かに、その体を言はすして、概して之を論と謂ふ、豈に誤らずや、然して勰の説を詳にするに、またいまた盡くささる者あるに似たり、愚謂らく、析理また議説と契を合はす、諷寓は箴、解と科を同しくす、設辭は問對と一致

漁村文話目録

聲響
命意
體段
段落
達意
詞藻
三多 三上
鍛鍊
改潤法
病格
十弊三失

○漁村文話目録

簡疏
左傳紀事
史傳紀事
輕重
正行散行
錯綜 倒裝
緩急
抑揚
頓挫 挫頓
警策
明意叙事
周漢四家
唐宋八家 十家 三唐人

漁村文話續目錄

漢以後文體源流

唐古文源流

宋古文源流

韓柳文區別

唐宋古文區別

韓文來歷

古文有本

圓通 蹈襲 棄染

爭臣論 茫增論

放膽 小心

官名

左傳錯舉

古文誤字

標抹圈點

文章軌範原本

漁村文話

漁村 海保元 備著

敲響

文ハ古人ノ語氣ヲ學ブナリ、サレバ文ヲ作ラントスルニハ、先ツ古人ノ文集、或ハ選本等ニ就キテ、數度クリカヘシテ熟讀玩味シ、ソノ文勢語路ヲシテ、自然我ニ移リテ、口ニ騰リ、心ニウカビテ、吾ガ心ト、古人ノ文ト、一致ニナラシムベシ、朱子曰、韓退之、蘇明允、作文、只是學古人聲響、盡一生死力爲之、必成而後止、卅一類コノ學、古人聲響ト云フ、極メテ妙語ナリ、文ノ巧拙ハ、全ク古人ノ聲響ヲ學ビ得ルト、得ザルトニ在リ、先儒文章ヲ評シテ、言フ所ノ輕重、緩急、抑揚、頓挫ナド云フハ、皆コノ聲響ノ細目ナリト知ルベシ、沈約ガ宋書ニ曰ク、前有浮聲、則後須切響、二簡之内、音韻盡殊、兩句之中、輕重悉異、妙達此旨、始可言文、謝靈運コノ音韻ト云フハ、章句ノ中ニ、音韻宮羽アルヲ云フ、句末ニ押ス所ノ脚韻ニハアラス、琴經室續三

當時ノ文ハ聲律ヲ尙ブ、古文トソノ理ヲ同シウセスト雖モ、ソノ實、文章ノ聲響ヲ貴ブハ、古文ト雖モ、亦同一轍ナリ、韓文公ノ言之短長、與聲之高下皆宜ト云ヒ、答李翊書正聲諧韶濩ト云フ、上于頔相公書即、文章聲響ノ妙ヲ稱スルナリ、郝京山敬モ、言語無輕重緩急尙不可聽、況文章乎ト云ヘリ、藝圃談揚名時曰、欲求入門、全在刻刻與古人詩文相浹、浴浸漬、目注口吟、心摹手追、庶骨氣可變、竅郤可披、程功錄コレハ文ヲ學ブノ道ハ、只管ニ古人ノ文中ニ浹洽シ、目ニハコレヲ注視シ、口ニハコレヲ吟誦シ、心ニソノ模様ヲ摸シ取り、手ニコレヲ書キ習ヒナバ、文骨文氣、自然ニ古人ノ風格ニ推シ移ルベキヲ教フルナリ、古人ノ聲響ヲ學ブノ道、コノ言コレヲ盡クセリト謂フベシ

命意

文ヲ作ラントセバ、先ツ、一篇ノ大意ヲ立ツベシ、大意トハ、凡ソ時事ヲ記シ、世道人紀ヲ論スルノ類、スベテ何レノ文ニテモ、筆ヲ執リテ、思ヲ下スニ及ヒテ、コノ

題ハ主トスル所、何事ナルカ、大關係ノ處、何レニカ在ルベキ、何レヨリ筆ヲ起サバ、事理ニ愜當スベキト云フ處ヲ、深ク考ヘテ、意ヲ取り定ムルナリ、コレヲ命意ト云フ、コノ處ニ違錯アルカ、陳腐ナルカ、泛濫ナルカ、要スルニ病ヲ免カレザレバ、文トスルニ足ラズ、スベテ一題ゴトニ、必ズ庸人ノ思路アリテ、筆端ニ纏繞スルヲアルモノナリ、能クコノ一層ヲ剝ギ去リテ、始メテ至理ノ言ヲ發明シ出タスベシ、金石例宋公序、痒ノ言ニ、意ヲ立ツルハ新ヲ貴ビ、異ヲ貴バズ、事ニ適當ナランコトヲ欲ス、僻遠ナルヲ貴バズ、淳ヲ貴ビデ故ヲ貴バズ、奇ヲ貴ビテ怪ヲ貴バズ、清波雜志コノ言深ク味ヒ知ルベシ、

體段

大意スデニ定マリテ、後、一篇ノ體段ヲ考フベキナリ、體段トハ、一體ノ布置スベテノ配リ付ケナリ、スベテ何レノ題ニ望ミテモ、起ハ如何ニ語ヲ下シタルガ篇意ニ協フベキ、如何ナルガ體裁ニ合スベキ、承接ハ如何スベキ、中間鋪叙ハ何ト

衍說スベキ結尾ハ如何ナルベキト云フ處ヲ深ク考フルコトナリコレ一篇ノ大體スベテノ仕組ナリ蓋シ文章ノ道ハ變化極リナシトイヘルマタ自ラ古人一定ノ規模間架アリ黃山谷ノ言ニ文章必謹布置如官府甲第廳堂房室各有定處不可亂也ト云フコレナリコノ處シカト調ハザレバ一篇ノ體裁コトク失フナリソノ中起結ハ一篇ノ取り極マリノ付ク處ニシテ最モ作文家ノ難事トスルコトナレバ別シテ深ク心ヲ用フベキナリ陳繹曾ハ韓柳二家諸體ノ中ヨリ起結ヲ摘出シテ變化ノ手段ヲミテコレヲ自得スベシ言ヲ以テ傳フベキニアラズト云ヘリ文章學歐治學者コノ言ニ從ヒテ深ク工夫ヲ用ヒバ必ズ古人起結ノ妙ヲ悟リ得ベキナリ

段落

行文ノ間段落尤モ緊要ナリトス文ニ段落アルハ猶人ニ骨格アルガ如シ人ニ骨格アリテ後ニ長短大小或ハ横或ハ豎或ハ圓或ハ銳各各ソノ形狀ヲナシテ

ソレソノ款會ニ適スルナリ文モ亦是ノ如シ段落ナキ文ハ人ノ手足頭顛一處ニ混同スルガ如シコレヲ支離ノ人トナス故ニ文章ヲ作ルニハ先ツ段落ヲ定ムルヲ以テ緊要トスルナリ段落ハ即古ノ章ナリ一段ノ中ニオノツカラ一段ノ章ヲ成ス處アリテイカニモ有用ニシテ欠クベカラザルコト人ノ四肢ハ自ラ四肢ノ用ヲナシ耳目鼻口ハ自ラ耳目鼻口ノ用ヲナスガ如クスベシコノ多クノ段落合シテ一篇ノ文章トナルハ人ノ四肢百骸備リテ始メテ完人トナルガ如シ

達意

段落ステニ定マリテ後必ズコレヲ貫クニ意氣ヲ以テシテ能ク多クハ段落ヲシテ一脈流通セシムベシ段落アリテモ意氣續カザレバ人ニシテ偏枯ノ病アルガ如シ論語ニ辭達而已矣ト見エタリコノ達ノ義スナハチ一氣貫穿スルヲ云フナリ韓昌黎云氣水也言浮物也水大而物之浮者大小單浮氣之與言猶是也

氣盛則言之短長、與聲之高下皆宜、答李翊書コレハ意氣貫穿スル時ハ、スベテノ文字ミ
 ナ活動シテ、自然ソノ宜シキニ適フヲ以テ、水ノ勢盛大ニシテ、能ク多クノ物ヲ
 浮載スルニ喩ヘタリ、柳子厚ガ凡ソ爲文以神志爲主ト云ヒ、與張文潛ガ論文
 ノ詩ニ、文以意爲車、氣盛文如怒ト云フ、困學記聞コレナリ、又葛延之東坡ニ從ヒテ、作
 文ノ法ヲ請ヒケルニ、坡公コレニ誨ヘテ云ハク、譬バ市上店肆ノ諸物種種アリト
 雖モ、唯一物ノ錢ニテ、コレヲ攝得ベシ、文章モ亦然リ、詞藻事實ハ、市肆ノ諸物ノ
 如シ、意ハ、錢ナリ、文ヲ作ルニ、若シ能ク意ヲ立テバ、古今天下ノ事ノ散ジテ、經子
 史中ニ在ルモノ、翕然トシテ並ビ起コリテ、皆吾ガ用トナル、若シコノ理ヲ曉ラ
 バ、文ヲ作ルノ旨ヲ會得スベシトナリ、容齋四筆コレ亦多クノ詞藻事實、一意ヲ
 以テ貫穿スベキヲ云フナリ、

詞藻

文章必ズ達意ヲ以テ主トスト雖モ、亦必ズ點綴裝飾スルニ、詞藻ヲ以テス、詞藻

ハ人ノ血肉ノ如シ、文章ニシテ詞藻ノ乏シキハ、人ノ血肉枯瘦シテ、色榮エサル
 ガ如シ、用字イカニモ馴正ナルベシ、造語イカニモ愛スベカラシムベシ、俗語常
 語スベテ平平タル語、一切用フベカラズ、用字粗笨ニシテ、造語淺易凡鄙ナルハ、
 ソノ言至理ナリトモ、文ト爲ルニ足ラズ、故ニ韓文公荅尉遲生書ニ、體不備不可
 以爲成人、辭不足不可以爲成文ト云ヒ、李習之荅朱載言書ニ、義雖深理雖當、辭不
 工者不成文、宜不能傳也、仲尼曰、言之不文、傳之不遠、左傳喪ト云ヒ、孫樵ガ古今所
 謂文者、辭必高、然後爲奇、意必深、然後爲工、煥然如日月之經天也、炳然如虎豹之異
 犬羊也、孫可之集與ト云ヒ、柳子厚ガ文之用、辭令褒貶、導揚諷諭而已、雖其言鄙野
 足以備於用、然而闕其文采、固不足以竦動其聽、後學立言而朽、君子不由也、評
 後序 張文潛ガ詩ニ、意以文爲馬、困學記聞ト云ヘルガ如キ、皆ナ文ノ必ズ詞藻ノ工
 ヲ須ツヲ論ズル、同一致ナリ、

三多 三五

歐陽公文ヲ作ルニ三多ハ、訣アリ、看多ト、做多ト、商量多トナリ。後山詩話看多トハ、多ク古書古文ヲ看テ、凡ソ文語ノ愛スベク奇トスベキモノ、一一己ニ儲蓄シテ後ニ、發シテ文章トナスベキヲ云フナリ、コノ意ハ韓退之自ラ文ヲ作ルノ意ヲ述ヘテ曰、窮究於經傳史記百家之說、沈潛乎訓義、反復乎句讀、磨礱乎事業、而奮發乎文章、凡自唐虞以來、編簡所存、大之爲河海、高之爲山岳、明之爲日月、幽之爲鬼神、纖之爲珠璣、華實變之爲雷霆、風雨、奇辭與旨、靡不通達。上李羅羅有高嘗テコレヲ表出シテ、昌黎ガ實實用功ノ處、コヽニ在リト云フ。彭允初集公又曰、始者非三代、而漢之書不敢觀、如是者亦有年、猶不改、然後識古書之正僞、與雖正而不至焉者、昭昭然、白黑分矣、而務去之、乃徐有得也、當其取于心而注于手也、汨汨然來矣。答李々々柳子厚ガ韓文公ノ文ヲ評スルニモ、韓子窮古書、好斯文、後毛穎傳ト稱シ、又自ラ盜取古書文句、聊以自娛。唐鐘鼓吹曲序ト云ヒ、又自貶官以來、無事讀百家書、上下馳騁、乃少得ルナ知文章利病。與楊トモ云ヘリ、サレバ韓柳二公ノ文ヲ作ル、皆先ツ多ク古文ヲ看古書ヲ窮メ、六藝百家ヲ穿穴シテ、コレヲ己ニ儲蓄スルモノ、自然塗湧シ來タリテ、

其ノ工ヲ極ムルナリ、歐公能クコレヲ知ル、故ニ看多ヲ以テ作文第一ノ訣トセリ、公又嘗テ曰、凡看史書、須作方略抄記。王株談錄コレハ凡ソ史書ノ作文ノ用トナスベキモノハ、皆ナ豫シメ抄録シテ、使用ニ備フベキヲ云フナリ、做多トハ、數篇作リコミテ、稽古ノ功ヲ積ムトキハ、自然ニ精熟ノ場ニ至ルヲ云フ、故ニ公又自ラ云ク、某毎日雖無別文字可作、亦須尋討題目、作一二篇。上全コレナリ、孫莘老嘗テ作文ノ益ヲ歐陽公ニ請フ、公ノ云ク、此レハ他ノ術ナシ、唯勤メテ書ヲヨミ多クコレヲ作ル時ハ、自ラ工ナリ、世人文字ヲ作ルコト少ナク、又書ヲ讀ムニ懶惰ニシテ、容易ニ人ニ過キンコトヲ欲ストモ、イカデ得ベケント、孫莘老コレヲ座右ニ書セリ。清波コレ皆ナ多ク作ルノ益ヲ云フナリ、商量多トハ、深ク文思ヲ運ラヌヲ云フナリ、韓文公ノ所謂處若忘行、若遺儼乎其若思、茫乎其若迷。答李コレナリ、歐陽公亦謂ク平生文ヲ作ルニ、三處ノ思量ノ所アリ、一ニ馬上、二ニ枕上、三ニ廁上ナリ、歸田錄朱子類卷十廁上ハ、廁ニ登リタルトキニ考フルコトナリ、左太冲ガ三都ヲ賦スルニ、門庭藩溷、皆著筆紙、遇得一旬、即便疏之。本傳ノ類ナリ、枕上ハ臥セリ居テ考

フルナリ、馬上ハ、語類ニハ、路上ニ作レリ、路ヲ行キナガラ考フルナリ、褚遂良ガ、太宗ノ哀冊、文ヲ爲ルニ、朝ヨリ還ル時、ソノ馬誤リテ、人家ニ入りタルヲ覺エズ、隨唐話東坡ガ韓文公廟碑ヲ作ル時、一起頭ヲ得ズ、起行百十遭ニシテ、忽チニ匹夫而爲百世師、一言而爲天下法、語類百ノ兩句ヲ得タルノ類語類百コレナリ、

鍛練

文章深ク鍛練スルヲ貴ブ、尤モ數度修改スルヲ貴フ、朱子嘗テ云ク、歐公ノ文、亦是修改到妙處、頃有人、買他醉翁亭記、初說滁州四面有山、凡數十字、忽大圈了一邊、只曰環滁皆山也、五字而已、語類百コレニテ見ルベシ、歐公醉翁亭記ノ草稿ニハ、初メニ滁州四面ノ山ヲ委細ニ書キタルヲ、後改メテ纔ニ五字ニツ、メシナリ、又歐公文ヲ作ルニ、草本既ニ成リテ後、コレヲ墻壁ニ貼リ置キ、坐臥コレヲ觀テ改正シ、イヨク落モナク出來揃ヒタリト思ヒ込ミタル處ニテ、始テ草ヲ脱出シテ、人ニ示スト云フ、サレハ大手筆トイヘトモ、一時筆快ノ勢ニマカセ

テ、書キバナシノマ、ニテ捨テ置クモノニアラズ、春語作文一字ノ誤ヲ改ムト云フハコレナリ、自誤サレバ歐公晩年ニ及ビテ自ラ平生爲ル所ノ文ヲ釐定セル時、夫人側ニ在リテ、ソノ用思ノ甚タ苦ナルヲ見テ、何自苦如此、當畏先生、嗔耶ト問ハレケレバ、公笑ヒテ、不畏先生、嗔却怕後生、笑ト云ハレタリ、又朱晦庵モ、自ラソノ文ヲ刪改セル由ヲ述ヘテ、此間文字修改不定、朝成暮毀、甚覺可笑、文集子澄劉ト云ヘルナト、皆先賢文ヲ作ルニ、數度修改ヲ憚ラザルヲ見ルベシ、
段玉裁ガ答程易田丈書ニ、方文翰ノ作文ノ訣ヲ述ヘテ云ク、善做不如善改、不如善刪、樓集コレノ不如善刪ノ一語、尤モ至妙トス、蓋シ文ステニ成リテ後、再ビコレヲ改ムルヲ極メテ難キヲナリ、字句ヲ刪リ変ルヲ尤モ難シ、多クハ愛惜ノ念ヲ生ジテ、コノ字モ遺シ置キタシ、コノ句モ存シタキモノト思ヒコミテ、文ノ大病ヲ來タスヲ知ラザルニ至ルナリ、早ク大豁眼ヲ開キテ、斷然トシテ刪リ去ルベシ、宋景文公祁舊時作ル所ノ文ヲ見ル毎ニ、コレヲ憎ミテ燒キ棄テンヲ欲スト云フ、梅聖俞舜臣コレヲ聞キテ喜ヒテ曰ク、公ノ文進メリ、僕ガ詩ヲ作ルモ亦

然リト、宋景文公筆記サレバ學士舊作ノ非ヲ憎ムノ心生ズルハ、モハヤ學問ノ進ミ口ナリ、イヨク益益猛進シテ、力ヲ竭クスベキナリ、後山嘗テソノ作ル所ノ文ヲ携ヘ行キテ、南豊ニ謁シケルニ、南豊ソノ文ヲ一見シテ、深クコレヲ愛シ、因テ留メテ款晤ス、時ニ南豊一篇ノ文ヲ作ラントセシカドモ、事繁クテソノ暇モナカリケルニヨリ、幸ノヲナレバ、後山ニ托シテ、ソノ作意ヲ示シ、个様个様ニ作り吳レヨト頼ミケルニ、後山兎角ニ文思溢リ、日ノ力ヲ窮メテ、漸クニ稿ヲ成セリ、ソノ文僅ニ數百言ナリ、明日ニ及ヒテコレヲ南豊ニ呈示セシニ、南豊看畢ハリテ、大概好ケレト、冗字多シ、刪動スベキヤ否ヤト云フ、後山仍テ改竄ヲ請ヒケルニ、南豊乃チ筆ヲ取リテ、コレヲ抹スルヲ數个處ナリ、或ハ一兩行ヲ連ネテ抹セル處モアリケリ、凡テ一二百字ヲ刪去シテ、コレヲ與フ、後山コレヲ讀ムニ、ソノ意キハメテ完シ、因リテ嘆服シテ、遂ニコレヲ以テ法トセシトゾ、後山ノ文スベテ簡潔ナルハ、コノ故ナリト云フ、語類百又晏景初、一士大夫ノ墓誌ヲ作りテ、朱希真ニ示スニ、希真コレヲ觀テ、コノ甚文妙ナレト、但、

四字ヲ欠クニ似タリト云フ、景初苦ニ之ヲ問ヒケレバ、希真ソノ文中ノ、有文集十卷ノ下ヲ指シテ、此處欠ケタリト云フ、景初再ビ欠ク所ノ字ヲ問フニ及ヒテ、希真答ヘテコノ下ニ、不行於世ノ四字ヲ増スベシト云フ、景初コレニヨリテ、遂ニ藏於家ノ三字ヲ加ヘタリト云フ、老學庵筆記イカニモ文集アルノミヲコトワリテ、下ニ何トモ云ハザレバ、ソノ書ノ世ニ行ハル、ヤウニキコエテ、事ノ實ヲ失フナリ、藏於家ノ字ヲ増シテ、始メテソノ書ハアレト、唯、家ニ藏スルノミニテ、イマタ刻行セザルヲ知ルベキナリ、又蘇明允權書ヲ作りシニ、歐公看テ大ニ奇トシテ、書中ノ十餘字ヲ改メテ朝ニ奏ス、明允コレニ困リテ、官ヲ得タリ、孫公サレバ、文章ステニ、成リタランニハ、亦、必先輩ニ從リテ、ソノ指摘ヲ受クヘシ、己ノ私見ニ安ズルヲ、ユメ、然ルベカラズ、
文心彫龍ニ練字篇アリ、極メテ作文用字ノ難ヲ論ゼリ、ソノ言ニ曰ク、善爲文者、富於萬篇、貧於一字、コノ意ハ、萬篇ノ文ヲ達者ニ書クホトノモノニテモ、唯、一字ノ使用ニ困リテ、コノ處ハ如何ナル字ヲ用ヒテ穩當ナルベキト云フ、急ニ考

ノツカヌフヲ云フナリ、又易字艱於代句トモ云ヘリ、一句ヲ殘ラズ代フルハ易ケレト、一字ヲ下シテ穩當ナランヲ求ムルハ難シトナリ、范文正公嚴先生祠堂記ヲ撰ヒテ、先生之徳、山高水長ノ語アリ、コレヲ以テ李泰伯ニ示セルニ、泰伯觀テ三歎シテ己マズ、コノ文一タビ出デバ、必ズ一世ニ名アルベシ、惜ムラクハ只一字イマタ安カラズト云フ、公瞿然トシテコレヲ扣問スルニ、泰伯云ハレケルハ、雲山江水ノ語イカニモ義大ニ辭モ亦博ナリ、シカルニ徳ノ字ヲ以テコレヲ承クルヲ趨速タルニ似タリ、改メテ風ノ字トスルニシカズト云ハレケレバ、公敬服シテ、殆ト下リ拜セントスト、容齋五筆コレハ泰伯コノ記中ニ、貧夫廉、懦夫立ノ語アルニヨリ、孟子ノ聞、伯夷、柳下惠之風ノ一段ニヨリテ、コノ風ノ字ヲ考ヘ得タリト云フ、文章軌範コレニテ一字ヲ下スノ容易ナラザルヲ知ルベシ、又字ヲ用フルノ、必ズ本ツク所アルヲモ親ルベク、作文深ク思ヲ運ラシテ、剛改スベキノ理ヲモ悟得スベキナリ、宋景文ハ、人之屬文、有穩當字、初思之未至也ト云ヘリ、年學者ヨク工夫思索スベキナリ、

改潤法

文ヲ改ムルニ種類ノ心得アリ、荒増文句出來揃ヒタル處ニテモ、今一際新奇ノ思ヲ凝ラシテサラリト從前ノ舊套ヲ離レ去リ、別ニ新意ヲ起コシテ、改作スルヲアリ、コレヲ翻ト云フ、是一法ナリ、又始ヨリ數段ヲカサネ來タリタル處、前後同ジ調子ニテ、飛ヒハナレタル文句ガラモナク、徒ニ字句ヲ並ラベタルノミニテ、イカニモ活動セヌトアリ、ソノ時スミヤカニ、ソノ間ニ剛定ヲ加ヘ、變態ヲ交ヘテ、句ガラヲ働ラカセ、氣勢ヲ引キ立ツル様ニスル、コレヲ變ト云フ、是又一法ナリ、又前後ノ意味貫通セズノ、中途ニ引キカ、リタル如クニナリ、或ハ他事ノ混シタルヤウニナリテ、シツクリトセヌトアリ、ソノ時只管ニ意味ノ融通スルヲ專要トシテ、入用ナキ字ヲ去リ、言ヒ足ラヌ處ヲ補フヤウニスベシ、コレヲ融ト云フ、コレ又一法ナリ、又義理ヲ説ク處、自然正路ニ乖クトアリ、トクト其ノ筋ヲ考究シ、斯クハ言ハレヌト、コノ理ヲコ、ニ述ベテハ通ラヌトナリト云フ

ヲ早ク辨知シテ、邪魔ニナルベキ語ヲバ、速カニ艾リ去リテ、グワラリト筋ヲ換フベシ、コレヲ化ト云フ、コレ又一法ナリ、又一ト通り筋ノワカルマテニテ、少シモ引立ノ無キ面白カラヌ文ガラニ出來ルコアリ、早ク心付キテ、ソノ間ニ奇語粹語ヲ加ヘテ、コレヲ改化スベシ、コレヲ點ト云フ、此又一法ナリ、又假令バ一段ニテモ、一句ニテモ、イカニモ面白ク、ドウシテモ入レ置キ度ト思ヘ、能能嚼ミ味ヒテ見レバ、ツマリ贅疣ナル字面ニテ、別格ニ用ヲナサヌ字句アルモノナリ、ソノ時一字一句、或ハ一段ノ愛ニ溺レテ、ソレヲドコマデモ殘シ置カントスル時ハ、却リテ一篇ノ大害ヲナスニ至ル、早ク斷然トシテ、割愛シテ、コレヲ剛リ去ルベキナリ、コレヲ割ト云フ、此亦一法ナリ、又ソノ言ハントスル所ノ本意ハツキリトセズ、ウス曇リタル様ニテ、他人コレヲ見テ、遽ニ意味ノスメカヌルコアリ、ソノ時ハ曇リタル鏡ヲ磨キアゲテ、明カニスル如クニ、ヨクノ字句ヲミガキアゲテ、吾ガ意ノスミヤカニ見ユルヤウニスベキナリ、コレヲ瑩ト云フ、コレ又一法ナリ、又文句ガラ角菱ダチテ、コナレアシク、落着ノワルキコアリ、

コノ時ハ、衣服ノ歪ミ疊マリタル處ヲ、熨斗ヲ以テ平ニスル如ク、文字ヲ能ク使ヒコナシ推シナラシテ、スワリヨキヤウニスベキナリ、コレヲ熨ト云フ、コレ又一法ナリ、又木ナレハ、コノ處ニ一枝アリタラバ、トシダヨキ木フリナルベキヲ、一枝足ラヌ計リニテ、何ニトモ事ノ欠ケタルヤウニ見ユル如ク、外ノ處ハ言ヒブンナク出來揃ヒタル内ニ、唯一箇處、何ニトナク言ヒマハシノ足ラヌ處見ユルコアリ、ソノ時ハ、能ク前後ノツリ合ヲ考ヘテ、何處ヘモサハリニナラヌヤウニ程ヨクツギ足ヲナシテ、満足ニ枝ノ揃ヒタルヨキ植木ノ如クスベシ、コレヲ補ト云フ、此又一法ナリ、又前ニ言フベキコトヲ後ニ舉ゲ、後ニ言フベキコトヲ前ニ出タシ、起頭ニ置キテ宜シキ語ヲ、結尾ニ置キ、結尾ニスレバ、至極ヨキ篤造ナルヲ、起句ニ置キタル計ニテ、ツリ合ノアシキコトナト、間アルコトナリ、早ク心附キテ、前後ノ次第ヲ立テ直スベキナリ、コレヲ綴ト云フ、コレ亦一法ナリ、コノ改潤ノ法ヲ以テ、深ク心ヲ用ヒバ、自ラ文章變化ノ妙ヲ極ムベシ、

病格

文ノ病ニ數種アリ、晦ト云フハ意旨不了ニシテ、クツキリトセヌナリ、浮ト云フハ、ウハスベリシテ、オチツキノナキナリ、澀ト云フハ、語氣シブリテ、口ノ乗ラヌナリ、淺ト云フハ、アサハカニシテ、底意ナキナリ、輕ト云フハ、ドツシリトセヌサマナリ、率ト云フハ、氣隨ナルサマニテ、シマリノナキナリ、泛ト云フハ、バツトシテ、時事ニ切當セヌナリ、俗ト云フハ、旨趣ノ超脱ナラザルナリ、略ト云フハ、詞アラメニテクハシカラヌナリ、輒ト云フハ、腰折レノシタルサマナリ、許ト云フハ、手強ク言ヒノケテ、ヤサシキフリノナキナリ、短トハ遠キ考ノナキナリ、穢トハ字句ノ間、奇麗ニマキラヌナリ、胖トハスツカリトセヌサマナリ、俚トハ言ノ野鄙ナルナリ、虛トハ言ノ實ナラヌナリ、排トハ排事トテ、事ヲ多ク並べ過ギテ、文句ノ活動セヌナリ、疎トハ文句ノザラリトシタルコトニテ、細密ナラヌナリ、嫩トハナマワカキ口ブリナリ、散トハククリノツカヌサマナリ、枯トハ詞ニツヤノナキナリ、寬トハ氣ノ長キサマナリ、緩トハシマリノナキサマナリ、粗トハボキボ

キシタルサマナリ、尖トハ句ガラノマトマラヌサマナリ、巍トハウハベヲ仰山ニカザリタテ、下女ノ夫人ニナリ、貧家ノ暴富ニナリタルサマナリ、瑣トハセマクルシク、コセクシタルサマナリ、碎トハ、切レクニナリタルサマナリ、猥トハクダクシキコト並ブルナリ、冗トハ言モ意モ重複シテ、ムダコト多キナリ、憊トハ勢ノクヂケタルサマナリ、陳トハ意モ詞モ爛熟トテ、フルメカシキコトナリ、庸トハヤクザナル取ルニ足ラヌコト並ブルナリ、低トハヒキ立ノナキナリ、雜トハ種種ノコト骨董ニ出シカケタルナリ、陋トハ世俗ノ極メテ鄙シキ意ヲ用ヒテ、文トスルナリ、以上三十六條ヲ、文ノ病格トス、戒メテ犯スコトナカルベシ、

十弊 三失

古文ニ十弊アリ、心ヲ談シ、性ヲ論ジテ、頗ル宋人ノ語録ニ似タルハ一弊ナリ、俳詞偶語、六朝ノ靡曼ヲ學ブハ二弊ナリ、記序ハ體裁ヲ知ラズ、傳志ハ賑簿ヲ寫ス

ガ如キハ三弊ナリ、優孟ノ衣冠ノ如ク、秦漢ニ模仿スルハ四弊ナリ、一塗ニ八家ノ空套ヲ守リテ、我ヨリ心裁ヲ出タスヲ能ハザルハ五弊ナリ、餽釘語ヲ成シテ死氣紙ニ滿ツルハ六弊ナリ、詞ヲ措クヲ率易ニシテ、頗ル應酬ノ尺牘ニ類セルハ七弊ナリ、邊幅ニ窘シテ、枯木寒鴉ノ如ク、淡白ニシテ味ナキハ八弊ナリ、平弱敷衍ナルハ九弊ナリ、章句ヲ艱澁ニシテ、淺陋ヲ飾ラントスルハ十弊ナリ、隨園尺牘、朱石君侍郎ノ言ニ見エタリ、此ノ外、又三失アリ、明已後學問文章遠ク漢唐宋元ヲ追フヲ能ハザルハ、ソノ故三アリ、一ハ洪武十七年以後ノ定制ニ、八股時文ヲ以テ士ヲ取ルヨリ壞ル、ソノ失、陋ナリ、一ハ李夢陽ガ復古ノ學ヲ唱ヘテ、六藝ニ原本セザルニ壞ル、ソノ失、俗ナリ、三ハ王守仁良知ノ說ヲ講ジテ、讀書ヲ以テ禁トスルニ壞ル、ソノ失、虛ナリ、閻若璩ノ言ニ見エタリ、潜邸真ニ學者ノ頭腦ニ礙スト謂フベシ、

簡疏

文ノ尤難シトスルハ、事ヲ記スルニ在リ、其ノ故ハ、事ヲ記スルハ、簡ヲ貴ブ、簡トハ、字數ノ少ナキナリ、事ヲ記セントスルニハ、自然煩猥ニ涉リ易キ理アリ、煩猥ナレバ、ソノ事ハ委シキ様ナレモ、字句ノ間、厯雜ニ堪ヘズ、故ニ成リ丈ニ、字ヲ省キ、句ヲ約メテ、書クヤウニスルナリ、若シ記載ノ詳ナランコトヲ欲シテ、瑣事末事一一ニコレテ擧ゲナバ、唯、ソノ冗蔓厭フベキノミナラズ、併セテ人ヲシテ、ソノ要領ヲ觀ルコトヲ得ザラシム、サラバトテ字ヲ省カントテ、載スベキコトヲモ載セズ、取ルベキコトヲモ捐テ、取ラズ、事實分明ナラズ、讀ム人ヲシテ、闕誤アルカト疑ハシメ、漏畧ナルヲ憾マシムルハ、簡ト云フモノニハアラデ、疎ト云フモノナリ、簡疎ノ間、深ク辨ゼズバアルベカラズ、

左傳紀事

古人ノ事ヲ記スルニハ、文字ハイカニモ省畧シテ、一語二語ノ中ニ意ヲ含ムコト、無盡ナルヲ貴ブ、譬ヘバ、左傳ニ宋ノ南宮長萬、ソノ君閔公ヲ弑シテ、陳ヘ立退キ

タルヲ、宋ヨリコレヲ賞ヒ受ケタキ由ヲ申シ遣ハシケルニ、コノ萬、コトノ外ノ
 大力ニテ、容易ニ執ヘ難キユエ、婦人ヲ出タシテ、酒ヲ勸メ、シタ、カニ醉ヒタル
 處ヲ、犀ノ皮ニテ褰ミ送リタルヲ、以テ、犀革褰之比及宋手足皆見ト書ケリ、莊廿二年
 コレニテ、萬ガ途中ニテ、酒醒メ始メテ驚キ怒リテ、革ヲ引キ裂キ踏ミ破リテ、出
 テントセシサマ、萬ノ大力無双ナルヲ言ハズシテ明カナリ、又晋楚邲ノ合戰
 ニ、晋ノ軍勢大敗軍ニ及ヒタル様ヲ記シテ、中軍下軍爭舟、舟中之指可掬ト書ケ
 リ、宣十年コレハ敗軍ノ士卒互ニ死ヲ免レント、イヤガ上ニヲリカサナリ、我レ先
 ニ舟ニ取リ乗ラント、舷ニスガリ附キタレバ、頓テ舟モ沈マントスルホドニ、舟
 中ノ人ハ、コレヲ拒ミ、刀ヲ拔キテ、取リスカリタル指ヲナテ切りニ、切りハラヒ
 シ故ニ、舟中ニ切り落トサレタル指ハ、サナガラ兩手ヲ以テ、掬ヒ舉クヘキ程ナ
 リトナリ、ソレヲ只コノ六字ニテ、多クノ人ノ舟ベリニスガリタルサマ、メツタ
 切ニ指ヲ切りハラヒタルサマ、言ハズシテ親ルガ如シ、又楚ノ君蕭ノ城攻ノ時
 ニ、軍士多ク寒氣ニ凍エタル有様ヲ見テ、楚子自ラ陳中ヲ巡リテ、士卒ヲ拊テ慰

メシカバ、士卒ソノ恩義ニ感ジテ、寒氣ヲ忘レタル由ヲ、三軍之士皆如挾纊ト書
 ケリ、宣七年コレハ士卒各各將ノ德ニ感ジテ、身ノ寒苦ヲモ打忘レ、纊ニ衣服ニ
 纊ヲ引キ込ミタルガ如キ心地ストナリ、文コ、ニ至リテハ、紀事ノ能事ヲ盡ク
 セリト云フベシ、

史傳記事

史傳中、ヨク左氏ノ妙處ヲ學ヒテ、巧ヲ字句ノ間ニアラハスモノハ、司馬遷高祖
 ガ蕭何ノ亡ケ去リタリト聞キテ、大ニ驚キ、力ヲ落トシタルサマヲ記シテ、如失
 左右手ト書ケリ、淮陰傳コレニテ、高祖ノ心中、ヨワリ果テタル處ヲ畫キ出タセル
 ガ如シ、又下文ノ翟公ガ廷尉タル時ハ、賓客門ニ填チタルニ、ソノ廢セララル、ニ
 及ヒテハ、ソノ家寂寥トシテ、訪ヒ來タル人モ無キサマヲ、門外可設雀羅ト書ケ
 リ、鄭傳コレニテ官ヲ罷メテノ後ハ、依リ附ク人モアラザレバ、門外自然ト荒レ
 ハテ、草原ト成リタルサマ、言ハズシテ知ルベシ、又北齊書帝紀ニ、神武韓陵ニ

テ爾朱兆等ト戰ヒシ時、高季式ト云フモノ、主從僅ニ七騎ニテ飽マテ敵ヲ追討シ、餘リニ深入リシテ、ソノ影サヘ見エズナリニケレハ、ソノ兄高昂遙カニコレヲ望ミ見テ、定メテ討死ヤシヌラント、深クコレヲ哀ミシニ、夜ニ入りテ季式初メテ還リタルサマヲ夜久、季式還、粟血滿袖通今本粟字ナシコレハ史ト書ケリコレニテソノ粟ヲ奮ヒテ、深ク入り、アマタノ敵ト渡リ合ヒ、イカニモ烈シク戰ヒタル有リサマ、亦言ハズシテ睹ルベシ、文家ノ工ヲ用フベキヲ、古人ノ及ブベカラズトスルハ、コノ一途ナリ、

輕重

句ニ輕重アリ、大要上下ノ體勢ヲ見テ、下句ヲシテ、上句ヨリモ重カラシムベシ、若シ上句重ク、下句輕キ時ハ、上句ノタメニ壓倒セラレテ、持チ載スルヲ能ハズ、ソノ一二ヲ言ハンニ、歐陽公畫錦堂記ニ仕官而至將相、富貴而歸故鄉、ノ二句ヲ以テ起コス、コノ二語甚タ重シ、故ニ下ニコレヲ承ケテ、此人情之所榮而今昔之

所同也、ノ兩句ヲ著ク、否ラザレバ、上句ヲ承當スルヲ能ハザルガ故ナリ、東坡ガ居士集序ニ、夫言有大而非誇ト云フヲ以テ起コス、一句トイヘ、體勢極ハメテ重シ、故ニ下ニ達者信之衆人疑焉ノ兩句ヲ以テ、コレヲ承ケタリ、韓退之與李秘書論小功不稅書ニ、泥水馬弱不敢出、不果鞠躬親問而以書、コレ亦若シ而以書ノ三字無キ時ハ、上句甚タ重キガ故ナリ、唐子西庚管テコノ義ヲ論及セリ、錄文コノ外都テ一事ヲ記シテ、多クノ句ヲ並ラベ下スニハ、必ズ短句ヨリ長句ニ入ルヲ句法ナリ、韓文ノ火于秦、黃老子漢佛于晋、宋魏隋齊梁之間、原詠於詩書於春秋、雜出於傳記百家之書、變麟ノ類ノ如キコレナリ、又、殊更ニ句ノ長短ヲ錯綜シテ、語氣ノ輕重、句格ノ異同ヲ以テ、文勢ノ變化ヲアラハスモノナリ、韓文ノ送石處士序ニ、與之語、道理句辨、古今事當否、句論、人高下、句事後當成敗、句若河決下流、而東注、句若駟馬駕輕車、就熟路、而王良造父爲之先後也、句若燭照數計、而龜卜也、句ノ類コレナリ、

正行散行

呂東萊曰、文字一篇之中、須有行數齊整處、須有散行不齊整處、右文李性學モ亦云
精義コレハ文ハ必ず句様ノドコマデモ同ジ調子ニナラヌ様ニスベキヲ教
 フルナリ、數句ノ間、同ジ句様ニ疊ミ來タリタルコナラバ、ソノ下ハ態ト句様ノ
 ソロハヌヤウニスベキヲ云フ、楊名時曰、每至文勢平流將弱處、即矯舉振作起來、
 正行則救以反、散行則救以整、清潤則救以雄奇、平淡則救以英挺、行文精於用救、方
 是作手、程功錄マタ前意ト相發ス、

錯綜 倒裝

スベテ數句ヲ重疊シ來タリ、或ハ熟語常語スベテ平平タルコニ遇ヘバ、忽チソ
 ノ中ニ於テ、句法ヲ變化シテ、活動ノ妙ヲアラハス、コレ平中ニ奇ヲ求ムルノ法
 ナリ、禮記ニ問國君之富、問大夫之富、問士之富、問庶人之富、ノコトヲ紀スルニ、問フ
 處同ジキユエ、對フル所モ同句法ナルベキニ、一ハ數地以對ト記シ、一ハ曰有宰

食カト記シ、又忽チ以車數對ト云ヒテ、數車以對ト云ハズ、曲禮コレ又古人錯綜ノ
 妙ナリ、野客叢書又上下ノ句ヲ倒裝シテ、語氣ノ雄健ヲアラハスモノアリ、史記ニ中
 行說曰、必我行也、爲漢患者、匈奴コレハ爲漢患者必我行也ト云フベキヲ倒裝セ
 ルナリ、野客叢書江マタ必湯也、令天下重足而立側目而視矣、汲黯コレ亦必湯也
 ノ字ヲ上ニ置キテ、語イヨク健ニシテ法アリ、江湖長管子ニ、子耶言伐莒者ト
 云フモ、言伐莒者子耶ト云フベキヲ倒スルナリ、野客叢書禮記ニ伯魚之母死、期而猶哭、
 夫子聞之曰、誰與哭者、門人曰、鯉也、禮コレ亦哭者誰與ト云フベキヲ先ツ誰與ト
 問ウテ、後ニ哭者ト云フ、恰モ驚キ問ウ處ノ情狀ヲアラハス倒裝ノ文法ナリ、湛園
札マタ韓文ノ衣食於奔走、ハ奔走於衣食ト云フベキヲ倒裝スルナリ、コレハ左
 傳ノ室於怒、市於色、昭十ノ句法ヨリ本ヅキ來タリテ、南豐ガ室於議、塗於歎、ノ句
 法ノ祖トスル所ナリ、羅大經コレヲ反言ト云ヒ、又反句ト云フ、鶴林コレ皆古人
 平中ニ奇ヲ求ムルノ法ナリ、

緩急

辭ニ緩急アルハ、文意ノ自然ニシテ、ソノ人品事勢ヲ、文氣ノハヅミノ中ニ摸シ出タスト知ルベク、陳駢辭ノ緩急ヲ論ジテ、左傳ニ范宣子ガ、吾淺之爲丈夫也、十年ト云フハ、其ノ辭ユルヤカナリ、孟子ニ、景春ガ公孫衍張儀、豈不誠大丈夫哉ト云フハ、其ノ辭急ナリ公滕文ト云ヘリ、則此ノ類、推シテ知ルベシ、

左傳ノ、吾淺之爲丈夫也ノ、之ノ字ハ、哉字ト同ジホドノ語辭ナリ、禮記檀弓ニ、末之ト也ト云フヲ、鄭氏注シテ曰、末之猶微哉、正義ニ曰、末微也之哉也、コレ左傳檀弓ト一同ノ語辭ナリ、王引之カ經傳釋詞ニ、コレヲ論及セズ、故ニ茲ニ附辯ス、

抑揚

文ニ抑揚アルハ、ソノ源ヲ、金滕ニ發ス、ソノ始メニ、乃元孫不若、且多材多藝、不能事鬼神ト云フハ、コレ抑ナリ、ソノ下ニ、乃命于帝庭、敷佑四方、用能定爾子孫于下

地、四方民罔不祗畏ト云フハ、コレ揚ナリ、スベテ一人ヲ論ジ、一事ヲ議スルニ、或ハソノ過失越度ヲ推シ付ケ、抑ヘスクメテノツビキナラヌヤウニスルヲ抑ト云フ、又ソノ人、ソノ事ノ大功アルコトヲ顯ハシ出タシ、引キ起コス様ニスルヲ揚ト云フ、柳子厚ガ、答韋中立論師道書ニ、抑之欲其奧、揚之欲其明ト云フハ、コレナリ、漢晋間ノ人ハ、多クハ音調ヲ形容シテ、抑揚ト云フ、蔡邕琴賦ニ、左手抑揚、左手疾回、マタ繁絃既抑、雅韻乃揚ト云ヒ、初學記文選繁欽ガ、與魏文帝賤ニ、遺聲抑揚、不可勝窮ト云ヒ、成公綏カ嘯賦ニ、響抑揚而潛轉ト云ヘルガ如キ、ミナ音調ノ或ハ引下ゲ、或ハ引キ揚カルコトナリ、文氣語勢ニ抑揚アルト、音調ニ抑揚アルト同一致ナリ、故ニ周庾信ガ、趙國公集序ニ、含吐性靈、抑揚詞氣、初學記廿ト云ヒ、晋書李充傳ニ、彫琢生文、抑揚成音ト云フガ如キ、ミナ文章ノ妙ヲ形容シテ、抑揚ト云フナリ、又北齊書儒林張融傳ニ、雕論議抑揚、無所回避ト云ヒ、北魏書甄琛傳ニ、琛與光書、外相抑揚、內實附會ト云フノ類ハ、況ク人ヲ論ズル上ニ就キテ云フナリ、又韓退之宿龍宮灘詩、浩浩復湯湯、灘聲抑更揚ト云フハ、濤ノ聲ノ、忽チ高ク、

忽チ低キヲ形容スルナリ、初學記十五舞部ニ、俯仰抑揚ヲ並ベ舉ゲテ、蔡邕月令章句ノ、舞有俯仰張翕ト、崔駰七依ノ、舞細腰以抑揚ヲ引ケリ、コレハ抑揚ハ、舞容ヲ狀スルナリ、又文選任彦昇ガ、爲范尚書、讓吏部封侯、第一表ニ、或與時抑揚、或隱若敵國ト云フハ、俗ニ隨ヒテ、上下浮沈スルヲ抑揚ト云ヘリ、

頓挫 抑頓

頓挫ノ字ハ、始メテ後漢書鄭孔荀傳贊ニ見エタリ、曰北海天逸音情頓挫コレナリ、注ニ云頓挫猶抑揚也、マタ文選陸機文賦ニ曰、箴頓挫而清壯、李善注ニ云、箴以譏刺得失、故頓挫清壯、張銑注ニ云、頓挫猶抑折也、コレ先儒頓挫ヲ解シテ、或ハ抑揚ノ義トシ、或ハ抑折ノ義ト云フ、今攷フルニ、古人毎ニ頓挫ヲ以テ、抑揚ト連言ス、陸機遂志賦ニ曰、崔蔡冲虛温敏、雅人之屬也、衍抑揚頓挫、怨之徒也、藝文類聚廿六謝偃聽歌賦ニ、曰乍綿連以爛熳、時頓挫而抑揚、初學記十五コレナリ、且ツ綿連爛熳ハ同類ニシテ、異狀ナルヲ觀レバ、頓挫モ亦抑揚ト同類ニシテ、異態ナルヲ知ルベシ、頓

挫綿連ト相對言スルヲ觀レバ、亦頓挫ノ遽カニ轉屈スルノ義ナルヲ證スベシ、文ノ抑揚ハ、一人一事ノ上ニ就キテ、コレヲ用フル時ハ、文ノ頓挫ハ、一轉折ノ間ニ在リテ、一語一句ノ上ニ就キテ、コレヲ顯ハスヲ知ルベシ、文章一貫陳繹曾曰、頓挫、立意跳盪、造辭起伏、マタ王世貞ガ歌行ヲ論ズルノ言ニ曰、一入促節、則凄風急雨、窈冥變却、轉折頓挫、如天驥下坂、明珠走盤、又曰、中作奇語、峻奪人魄者、須上下脈相顧、一起一伏、一頓一挫、ミナ頓挫ノ狀ヲ形容シ盡クセリ、マタ翁正春ガ李陵答蘇武書ヲ評シテ、命也如何、傷已又自悲矣、ノ三末句ヲ頓挫有法ト云フ、コレ等類ヲ推シテ相證セバ、頓挫ノ一峻語ヲ下シテ、遽カニ轉折シ、屈然トシテオトシツクル語句ノ急促ナルハ、ツミヲ形容スルノ詞ナルヲ知ルベシ、ソノ辭ノ起伏アルヲ以テ、古人或ハ解シテ抑揚トシ、或ハ解シテ抑折トスルナリ、鍾嶸詩品ニ、謝朓與余論詩、感激頓挫過其文ト云ヒ、杜甫進雕賦表ニ、臣之述作、沈鬱頓挫、隨時敏捷、唐書本ト云フノ類、ミナ文勢ノ起伏轉折ノサマヲ形容シテ、頓挫ト云フナリ、又杜甫觀公孫大娘弟子舞劍器行序ニ記於、郾城觀公孫氏舞劍器、渾脫、瀏灑、頓

挫獨出冠時ト云フハ、舞容ヲ狀スルニ似タレ、杜陽雜編ニ、俄而手足齊舉爲之踏渾脫歌呼抑揚ト云フニ据レバ、コレ亦歌聲ノ起伏アルサマヲ狀スルナルベシ、荀子勸學篇ニ、若挈裘領、誦五指而頓之ト云フヲ、謝塘校注ニ、頓猶頓挫、提舉高下之狀、若頓首然ト稱ス、コレマタ頓挫ノ義ヲ引キテ、高下ノ狀ヲ喩フル時ハ、頓挫ハ聲ノ起伏アルサマヲ狀スルノ詞ナルヲ、互ニ相證スベシ、九拜ノ頓首モ、遽カニ首ヲ下ゲテ、頓ヲ以テ地ヲ擊ツヲ云フナリ、段氏釋詞、晉書ニ、慧體無光、傅日而爲光、故夕見則東指、晨見則西指、在日南北、皆隨日光而指、頓挫其芒、或長或短、天文志ト云フハ、慧星ノ光芒ヲ形容スルナリ、北齊書ニ、尙書令臨淮王彧言、臣忝冠百寮、遂使一郎攘袂、高聲肆言、頓挫乞辭、尙書令宋游ト云フハ、頓辱ノ義ナリ、又挫頓ト云フ、北史ニ、假欲挫頓、不過遣向并州耳、廉傳コレナリ、荀子ニ、材伎股肱、建勇爪牙之士、彼將日日挫頓、竭之於仇敵、制王コレ亦クジキタフスノ義ナリ、孫子ノ鈍兵挫同名臣言行錄後集ニ、故雖流落頓挫之餘、一話一言、未嘗不在君父、石條鶴林玉露觀君子之摧抑頓挫、如滯舟如霜木、則知其爲喪亂之時、第一相ト云フノ類ハ、頓頓

挫辱ノ義ナリ、

警策

文章衆辭ヲ連累スル時ハ、必ズ氣勢弛マリテ、一篇活動セズ、コノ時忽チ一片ハ要語ヲ擧ゲテ、全篇ノ氣勢ヲ引キ立ツル様ニスレバ、文義コレニヨリテ、益益明ラカニ、一篇コレニヨリテ、活動ノ機ヲ發ス、コレヲ警策ト云フ、警策ノ字ハ、文選曹子建應詔詩ニ、僕夫警策、平路是由、呂延濟注ニ、言向坂行、故警策也ト見エタリ、又潘安仁西征賦ニ、發闕鄉而警策、李善注ニ、曹子建ノ詩ヲ引キテ證トセリ、サレバ警策ハ馬ニ鞭策ヲ加ヘテ、氣勢ヲ引立ツルコトナリ、コレヲ假リテ、文ヲ評スルハ、扱メテ陸機ガ文賦ニ見エタリ、曰立片言而居要、乃一篇之警策、コレナリ、李善注ニ、以文喻馬也、言馬因警策而彌駿、以喻文資片言而益明也、夫駕之法、以策駕乘、今以一言之好、最於衆辭、若策驅馳、故云警策、サレバ馬ノ長道ヲ取リ、險路ヲ行キテ、氣勢ユルマリタル時、一鞭ヲ加ヘテ、氣力ヲ引キ立ツレバ、ソノ勢イヨク駿

ナリ、文章ノ一言ヲ以テ、衆辭ヲ活動セシムルモ、ソノ理全クコレニ同ジキヲ以テ、コレヲ警策ト云フ、楊升庵云フ、六經ニモ亦警策アリ、詩ノ思無邪、禮ノ毋不敬、コレナリ、又云詩ニテハコレヲ佳句ト云フ、水ノ波瀾アリ、兵ノ先鋒アルガ如シ、丹鉛今按ズルニ、鍾嶸詩品ニ曰ク、陳思靈運陶公惠連、五言之警策、又ソノ序曰ク、終朝點綴、分夜呻吟、獨觀謂爲警策、衆視終論、平鈍本傳、大唐新語ニ、陸餘慶、孫海長、於五言詩、甚爲詩人所重、題奉國寺詩曰、新秋夜何爽、露下風轉淒、一聲竹林裏、千燈花塔西、題龍門寺詩曰、窗燈林鶴裏、聞磬水聲中、更籌半有會、爐煙滿夕風、人推其警策ノ類、スベテ詩語ノ逸拔ヲ稱スル詞ナリ、マタ杜詩ニ曰、尙憐詩警策、猶記酒顛狂、戲寄上然レバ警策ノ名ハ、獨リ文ノミニハ非ザルナリ、

明意叙事

文ノ大要、意ト事ト、二端ニ過ギズ、意ヲ明カニスルノ文ハ、或ハ直斷或ハ婉述、或ハ詳ニ證ヲ引キ、或ハ譬喩ヲ設ケ、或ハ藻績ヲ假ル、大要ソノ意ヲ明カニスル

ニ在リ、夫子ノ十翼コレナリ、事ヲ叙スルノ文ハ、ソノ事ニ就キテ、ソノ筆ヲ運ラシ、千載ノ下、ソノ文ヲ讀ミテ、事ノ毫末、コトク著ハレシム、尙書儀禮、左氏春秋傳コレナリ、雖菴集機與王コレハ經言ニ就キテ、文ノ大端ヲ擧クルナリ、

周漢四家

六經ノ後、卓然トシテ別ニ文章ヲ以テ、一家ヲ爲スモノハ、四家アリ、左氏、莊周、屈原、司馬遷、コレナリ、柳子厚ガ先讀六經、次論語孟軻書、皆經言、左氏國語、莊周、屈原、太史公、甚峻潔ト云フハ、報袁君陳秀眞ニ知言トスベシ、實ヲ撫ヒテ文采アルモノハ、左氏ナリ、虛ニ憑リテ理致アルモノハ、莊子ナリ、屈原始メテ風雅頌ヲ變ジテ、離騷ヲ作り、史遷始メテ編年ヲ易ヘテ紀傳ト爲ス、ミナ前ニソノ比アラズシテ、後來依リテ法則トスベシ、實ニ豪傑特立ノ士ト云フベシ、書韓柳以後、作者輩出ストイヘ、文ノ義法ハ、大要コノ四家ノ範圍ヲ出デズ、千載比倫ナシト云フベキナリ、

唐宋八家十家 三唐人

周秦以後、文章西漢ニ至リテ、ソノ盛ナルヲ極ムトイヘ、文ノ體製ハ、唐宋八家ニ至リテ、始メテソノ完キヲ備フ、漢人ノ文ハ、但奏對封事アリテ、ミナ君ニ告クルノ體ノミナリ、書序等アリト雖モ多ク見ズ、昌黎ニ至リテ、始メテ工ニ贈送碑誌ノ文ヲ作り、柳州始メテ山水雜記ノ體ヲ創メ、廬陵歐陽氏始メテ精ヲ叙事ニ專ニシ、眉山蘇氏始メテ力ヲ策論ニ窮ム、經序ノ體ハ、臨川王氏ヲ優トナシ、學記ノ體ハ、南豐曾氏ヲ稱首トス、故ニ文ノ議法ハ、左氏、莊周、屈原、司馬遷ヲ主トスベシト雖モ、文ノ體製ハ、八家ニ至リテ始メテ全シ、故ニ學者必ス先ツコ、ニ從事シテ後ニ、成法ノ循フベキアリ、劉孟、遂八家ノ目ハ、真西山讀書記中ニ見エタレバ、宋ノ時、早ク、スデニ、コノ稱アリ、但明ノ初、朱右始メテ八家ノ文ヲ採録シテ、八先生文集ヲ作レルヲ以テ、四庫全書提要ニハ、八家ノ目コ、ニ權輿ストイヘリ、ソノ後唐荆川亦唯コノ八家ヲ取リテ、文編ヲ著シ、茅坤最モ荆川ニ心折ス、故ニ

マタ八大家文抄ヲ選ス、明史、文儲同人ハ、八家ノ外ニ、李翱、孫樵ヲ加ヘテ十家トス、東坡云ク、學韓退之、不至爲皇甫湜、學湜、不至爲孫樵、マタ朱新仲ハ、樵乃過湜ト云ヘリ、李翱、皇甫湜、孫樵ノ文ハ、汲古閣合刊ノ三唐人文集アリ、韓氏ノ文ヲ學バントスルモノ、此ノ三家ノ集、亦ミナ讀マズンバアルベカラズ、

漁村文話

漁村文話續

漁村 海保元 備著

漢以後文體源流

韓昌黎自ラ文ヲ作ルノ意ヲ述ヘテ非_レ三代兩漢之書不敢_テ覩_ル 答李翊書ト云フ、兩漢併
 セ稱スルモノハ、概言ナリ、ソノ實ハ、古文後漢ニ至リテ衰フ、後漢人ノ文ハ、昌黎
 ガ取ラザル所ナリ、故ニソノ自ラ稱スル言ニ曰ク、文章自漢司馬相如、太史公、劉
 向、楊雄、後作者不世出 唐書本傳、ソノ集中送孟東野序、答劉正夫書、答崔立之書等、毎ニ
 此ノ數子ノミヲ稱述シテ、未タ嘗テソノ他ニ及バズ、柳子厚ガ韓氏ノ文ヲ稱シ
 テ、退之所敬者、司馬遷、楊雄ト云フハ、コレナリ、答韋中立書又柳子厚モ亦曰ク、文之近古
 而尤壯麗莫若漢之西京、又曰、殷周之前、其文簡而野、魏晉以降、則蓋而靡、得其中者
 漢氏、漢氏之東則既衰矣、ソノ下特リ、賈誼、公孫弘、董仲舒、司馬遷、相如ヲ計フルノ
 ミ、本集柳宗直序又吳武陵ヲ稱スル言ニモ、盛ニソノ才氣壯健、可以興西漢之文章、

○漁村文話續 漢以後文體源流

ト云フ、與書後漢人ノ文ハ、亦子厚ガ取ラザル所ナルヲ見ルベシ、班固ガ如キ史才ヲ以テ、遷ト併ビ稱セラル、ソノ文章多ク愧ヂザルニ似タリ、然レモ昌黎猶此レヲ比較セズ、江胡長翁集新史ニ至班固以下、コト不_レ論也ト云フ、深ク昌黎ヲ知レリト謂フベシ、蓋シ漢書ノ文ハ、成格ニ束ネラレテ、變化ニ及ハス、史記淮陰公傳ノ末ニ、蒯通ガ事ヲ載スルノ一段、讀ムモノヲシテ、感慨餘リアラシム、淮南王傳中ノ伍被ガ王ト答問ノ語、情態横出シテ、文亦工妙ナリ、然ルニ、漢書ニ悉ク此レヲ刪ル、ソノ文寥落ニシテ、讀ムニ堪ヘズ、日知錄ソノ作ル所ノ燕然山銘ノ如キ、既ニ四六ノ漸ヲ啓ク、歷體金膏ソノ文章、昌黎ガ意ニ滿タザルモ亦宜ナリ、文章東漢ニ及ヒテ衰ヘタリト雖モ、ソノ實ハ李斯ガ諫、逐客書ニ始メテ華詞ヲ點綴シテ、古人ノ風稍クコレヨリ失フ、四庫提要鄒陽ガ獄中上梁王書ハ、既ニ對偶ヲ以テ作り、卅九類始メテ故事ヲ疊メリ、コレ駢體ノ漸ク萌セルト云フベシ、對命ノ作ハ封禪書典引問對ノ文ハ、答賓戲、客難、駸駸トシテ、偶句漸ク多シ、四庫提要然ハアレモ、三國ニ至リテモ、猶漢以來老師宿儒ノ餘風、畧存シテ、ソノ文章イマダ全

ク衰ヘザリシヲ、曹植專ラ儷偶ノ文ヲ主トシテ、拙劣ヲ極メタルヲ、當時ニテハ、第一ノ文人ト稱セルヨリ、陵夷シテ西晋ニ至リ、陸機ナト誤リテ、コレヲ模擬セ_ルヨリ、人人コレヲ浮慕シテ、文氣日日ニ卑弱ニナリ行キ、遂ニ六朝四六ノ世界トハナレルナリ、梁ニ至リ、競ヒテ浮麗ヲ事トシテ、文體次第ニ華縟ニ趨リ、陳ニ至リテ、ソノ弊極マレリ、然ルヲ後周ノ宇文泰、丞相タリシ時ヨリ、干戈擾攘ノ中ニ在リテ、獨能ク儒術ヲ尊崇シテ、六朝ノ文ノ綺麗浮華ナルヲ患ヒ、ソノ弊ヲ改革セントテ、蘇綽ニ命シテ、周書大誥ニ擬シテ、詔ヲ作ラシメテ、群臣ニ示シ、今日以後文章ミナコノ體ニ依ルベキ旨ヲ命ゼリ、ソノ他詔敕ノ類、亦大抵温醇雅正ニシテ、漢魏ノ遺風アリ、サレバ周ニ至リテ、六朝靡麗ノ風、始メテ一タビ振フ_トハ、宇文泰ト及ビソノ時相與ニ輔ケテ、天下ヲ起コシタル蘇綽ノ功ナリト知ルベシ、上又陳末ニ、姚察父子、梁書ヲ撰ヒテ、專ラ散文單行ヲ用ヒタリ、章叡傳ノ合肥等ノ處ノ功ヲ叙シタル、昌義之傳ノ鐘離ノ戰フ_トヲ叙セル、康絢傳ノ淮堰ノ築作ヲ叙スルガ如キ、皆勁氣銳筆、曲折明暢ニシテ、六朝蕪冗ノ習ヲ一洗セリ、

ソノ他ノ傳モ、亦皆散文ニテ書キテ、遙カ駢四儷六ノ上ニ傑出スルヲ觀レバ、陳末唐初ニ在リテ、姚察父子スデニ古文ヲ以テ振ヒシヲ知ルベシ、廿二史劄記又隋ノ李諤モ、亦六朝文ノ佻巧ニ失セルヲ論ゼシ一編アリ、周武ノ後ニ在リ、コレ等ミナ唐古文ノ先鞭ナリ、

唐古文源流

唐ハ、初ニ當タリテ、文章凡ソ三變ス、ソノ初メ仍イマタ陳隋以來、駢麗纖艶ノ陋習ヲ脱セサリシヲ、陳子昂出テ、始メテ風雅ヲ以テ、浮侈ヲ革メ、李翰集梁肅自ラ古ノ作者ヲ追フト、稱ス、故ニ韓退之ガ薦士詩ニ、國朝盛文章、子昂始高蹈ト云ヒ書錄送孟東野序ニモ、首トシテ子昂ヲ稱シ、柳子厚モ文ニ、辭令褒貶、導揚諷諭ノ二道アルヲ論シテ、唐興以來、稱是選而不作者、梓潼陳拾遺ト稱ス、楊評事文陳振孫ガ、子昂首起八代之衰ト云ヒ、書錄唐書ニ唐興文章承徐庾餘風、天下祖尙、子昂始變雅正、本ト云フハコレナリ、コレ唐初文體ノ一變ナリ、コレニ繼キテ、張說

マタ宏茂ヲ以テ波瀾ヲ廣ム、李翰集コレ再變ナリ、天寶以還、元結尤モ毅然トシテ、排偶綺麗ノ習ヲ變ズ、晁公武謂ク、ソノ文古鐘磬ノ如ク、俗耳ニ諧ハズ、郡齋讀高似孫モ亦謂ク、ソノ文章奇古ニシテ、蹈襲セズ、子蓋シ開元、天寶ノ盛ナルヲ經トイヘ、凡文章猶舊規ヲ襲フヲ免レザリシヲ、元結及ビ、獨孤及二人始メテ舊起シテ、之ヲ剪除シ、蕭穎士、李華、マタ之ヲ左右シテ、ソノ道マス、煥ナリ、四庫コレ三變ナリ、武德貞觀ヨリ以來、スベテ三變ヲ更テ、文章始メテ古ニ近シ、江湖長據リ處アリテ云フナルベシ、讀書志四サレド、趙翼舊唐書韓愈傳ヲ引キテ曰ク、大歷、貞元間、文士多尙古學、效楊雄、董仲舒之述作、獨孤及、梁肅最稱淵奧、愈從其徒游、說意鑽仰、欲自振於一代、洎舉進士、投於公卿間、故相鄭餘慶爲之延譽、由是知名、是愈之先、早有以古文名家者、今獨孤及文集尙行於世、已變駢體爲散文、其勝處有先秦西漢之遺風、但未自開生面耳、然レバ、獨孤及、梁肅、早ク既ニ古學ヲ尙ヒタルヲ、昌黎ソノ徒ニ從ヒテ學ビタルナルベシ、新唐書ニ、唐ノ古文、韓愈初メ

テコレヲ倡フト稱シ、傳蘇東坡潮州碑ニ、獨韓文公起布衣、談笑而麾之、ト云ヘ
 ルカ如キ、昌黎ヲ以テ首稱トスルモノハ、彫ヲ斷チテ樸トスルノ功ハ、實ニ元結
 獨孤及ノ數子ニ依ルトイヘ、凡ソノ時、風氣始メテ開ケテ、明ニシテ未ダ融ナラ
 ズ、韓愈繼キテ起コルニ及ヒテ、唐ノ古文遂ニ蔚然トシテ、ソノ盛ナルヲ極ムレ
 バナリ、四庫提要サレ、凡ソノ實ハ當時ニ於テハ、唯一二ノ大儒、僅カニ能ク知リテ、コ
 レヲ信ズルノミ、

韓氏ト駕チ方ベテ、俱ニ古文ヲ倡ヘシモノヲ柳子厚トス、又李觀アリ、俱ニ相
 上下ス、本傳韓氏ニ從ヒテ游ブモノ、皇甫湜、李習之亦ミナ相與ニ轂ヲ挾ミテ起
 コルモノナリ、讀書敏求記

ソノ時、文章コトク變ジテ、古文ニナリタルニ非ズ、類百故ニ柳子厚ハ、今
 之後生爲文、希屈馬者、可得數人、希王褒劉向之徒者、又可得十人、至陸機、潘岳之比、
 累々相望ト云ヘリ、與楊文興、馮宿論、文書ニ稱意者、人以爲恠、下筆令人愧、則人
 以爲好、古文眞何用於今、以俟知者知耳ト云ヒ、答陳商書ニハ、古文ノ世ニ用ヒテ

レザル由ヲ述ベテ、爲文必使一世人不_レ好、得無_レ與操、惡立齊門者比、賦ト云フ、又答
 李翊書ニハ、其觀於人也、笑之則心以爲喜、譽之則心以爲憂、ト云ヒ、及ヒ李漢ノ言
 ニ、時人始而驚、中而笑、且排ト云フヲ觀レバ、當時ニ在リテ、公ノ文ヲ知ルモノ、亦
 甚タ多カラザルヲ知ルベシ、日抄昌黎文法ヲ以テ、皇甫持正ニ授ケシヨリ、持正
 コレヲ來無擇ニ授ケ、無擇コレヲ孫可之ニ授ケ、孫可之集與故ニ可之、每ニ自ラ
 詫リテ、吏部ノ真訣ヲ得タリト云フ、可之卒シテ、ソノ法中絶ス、後二百年ヲ歷テ、
 宋ノ古文始メテ起コレリ、

宋古文源流

唐ノ末、懿僖ヨリ以來、寢ク五代ヲ歷テ、文格マタ日日ニ薄弱ニナリ行キ、宋ノ初
 ニ至リテモ、猶ソノ餘習ニ沿ヒテ、文章スベテ儷偶ヲ尙ビシヲ、柳仲塗開起コリ
 テ、始メテ古道ヲ發明シ、大ニ世風ヲ矯ム、ソノ初天台ノ老儒趙生ト云フモノ、韓
 文數十篇ヲ得テ、イマダソノ旨ニ達セズ、携ヘ行キテ、仲塗ニ示ス、仲塗コレヲ讀

ミテ歎息シテ唐ニ斯ノ如キノ文アリケル哉トテ遂ニ文ヲ作ルノ趣ヲ知リ、ソ
 レヨリ属辭一意ニ韓文ヲ法トシテ、因テ名ヲ肩愈ト改ム、又字ヲ紹元ト改ムル
 ハ、柳宗元ニ意アルヲ示スト云フ、東都事略柳開傳容齋漫錄引既ニシテ、又名ヲ
 開、字ヲ仲塗ト改ムルハ、自以爲能聞聖道之塗也、志說書但ソノ文章艱澁ニ失ス、庫
 提故ニソノ初メテ、古文ヲ以テ麾クニ當リテ、髦俊ノ士相率井テ、コレニ從ヒテ
 遊ブモノアリト雖モ、要スルニ僅カニ髣髴ヲ希フノミ、イマダ一古ニ及フニ
 暇アラズ、ソノ間甚シキモノハ、專ラ藻飾ヲ事トシテ、大雅ヲ破碎シ、反テ古道ヲ
 以テ用ニ適セズト云ヒテ、學バザルニ至ル、范文正公集序故ニ開ガ學ソノ身ニ
 止マルノミ、四庫提要開ガ後ニ在リテ、古文ヲ倡フルモノヲ穆伯長修トス、當時ノ學
 者聲律ニ從事シテ、未ダ古文ヲ爲ルコトヲ知ラザリケルヲ、伯長首トシテ古文ヲ
 以テ倡ヘテ後進ヲ誘フ、東都事略穆伯長傳ソノ文章師承スル處ヲ考フルコトナシ、四庫
 ソノ自ラ柳子厚集ノ後叙ヲ作リテ、予少嗜觀韓柳二家之文、容齋漫錄ノ言ニ据レ
 バ、或ハソノ獨得スル所ニ出ツルナルベシ、又姚鉉アリ、柳開穆修ト相應シテ、毅

然トシテ五代ノ弊ヲ矯メントス、因テ唐文粹一百卷ヲ編輯ス、ソノ意力メテ末
 流ヲ挽回スルニ在リ、四庫提要又尹師魯少キヨリ高識アリ、時輩ヲ逐ハズ、ソノ兄源
 尹コレヲ云ト俱ニ伯長ニ從ヒテ古文ヲ學ヒテ、大ニソノ道ヲ振起シ、名臣言行錄
略宋史尹洙傳卓然トシテ五季浮靡ノ習ヲ挽回ス、四庫提要故ニ歐陽公曰、若作古文
 自師魯始、困學紀聞邵博溫毛有宋古文修爲巨擘、而洪實開其先、ト云ヘリ、聞見コノ時
 又、蘇子美アリテ、實ニコレヲ左右ス、四庫提要子美天聖ノ間、世舉ケテ時文ヲ以テ誇
 尙スルノ時ニ當タリテ、獨リソノ兄才翁及ヒ穆伯長ト俱ニ古文ヲ作爲ス、頗ル
 時人ノ爲メニ非笑セラルトイヘ、氏歐公撰蘇氏文集序歐公ハ齒子美ヨリ長ズト
 イヘ、古文ヲ學ブハ、反リテ、子美ノ後ニ在リ、上初メ歐公少キ時、ソノ家、漢東ニ
 在リ、ソノ地ノ豪家李氏ノ子ノ堯輔ト云フモノ、頗ル學ヲ好ム、公因リテ、ソノ家
 ニ遊ビテ、韓昌黎ノ文集六卷ヲ殘棄ノ餘ニ觀ルコトヲ得テ、乞ヒ歸リテコレヲ讀
 ミテ歎シテ曰、文學者當至于是而止耳、苟得祿矣、當盡力於斯文、以償其素志、コノ
 時、天下イマタ韓文ヲ言フモノアラズ、公亦方リニ辭賦ヲ事トス、河南ニ宦スル

ニ及ヒテ始メテ尹洙ニ從ヒテ游ヒテ相與ニ古文ヲ爲リ、當世ノコヲ議論シテ、送ニ相師友トス、因テ藏スル所ノ昌黎集殘本ヲ補綴シテ、苦志探頤シテ、寢食ヲ忘ルルニ至ル、宋史歐陽修傳歐公撰書舊本韓文後遂ニ文章ヲ以テ當世ニ獨歩ス、ソノ詞語ノ豐潤意緒ノ婉曲俯仰揖遜步驟馳騁ミナ韓子ハ體ヲ得タリ、示兒コレヨリ以來韓氏ノ文始メテ世ニ行ハレテ家家藏シ、人人誦スルニ至ル、然レモ眞ニコレヲ好ムモノニ至リテハ、野人ノ壁ニ議シ、隨和シテ好ト稱スルニ過ギズ、筆ヲ執リテ文ヲ作ルニ至リテハ、徃徃ソノ體ニアラズ、能ク公ノ文ヲ知ルモノハ、當世マタ幾人モナキナリ、日鈔コレヲ要スルニ、宋ノ文體ハ、穆脩ノ徒コレヲ唱へ、歐陽修、尹師魯コレヲ和シテ、格力始メテ回リ、天下韓文アルコトヲ知リ、王安石、眉山父子、曾鞏コレヲ羽翼シテ、古文ノ一脉ヲ傳ヘシヨリ、元ニ在リテハ、郝敬、虞集、揭傒斯、戴表元、陳旅、吳師道、黃潛、吳萊、明ニ在リテハ、方孝孺、王守仁、王慎中、唐順之、歸有光等、古文ノ正派ミナコレヨリ出ツト知ルベシ、

韓柳文區別

文章、韓、柳ニ至リテ、ソノ盛ナルヲ極ムト云フベシ、故ニ穆伯長ノ言ニ、學者苟モ古ニ志シ、立言ノ域ヲ踐マンコトヲ求メントシテ、二先生ヲ捨テテ由ラザルトキハ、予ガ敢テ知ラザル處ナリト云ヘリ、舊本柳沈晦ハ古文ヲ學ブニハ、必ズ韓柳ヨリ始ムト云ヘリ、柳文後序サレテ、韓柳並ベ云フモノハ、亦概言ナリ、ソノ實ハ、二家ノ文ソノ力ヲ得ル處、各各同ジカラズ、退之自ラ言フ、約六經之旨而成文、上相ソノ文ノ奧衍宏深ナルコト、孟軻、楊雄ト相表裏ス、子厚ハ雄深雅健、司馬子長ニ似タリ、崔駰蔡世ハ多シトスルニ足ラズ、唐書本傳柳昌黎ノ文ハ、經中ヨリ來タリ、柳州ノ文ハ、史中ヨリ來タル、後見柳州ハ、間前人ノ陳言ヲ取リテ、コレヲ用フ、昌黎ノ文ハ、卓然トシテ、一ニ己ヨリ出タスニ及バズ、宋景文柳文ハ却テ學ビ易シ、韓文ノ規模濶大ニシテ、學ビ難キニ似ズ、卅九類百柳文ハソノ意ヲ說破セズ、讀ム人ノ會スルコト能ハザランコトヲ欲ス、コレヲ以テ奇ヲ見ハサントスレテ、實ハ柳文ノ病ナリ、同韓文ハ一ニ經ニ本ツキ、又孟子ヲ學ブ、古文例柳子厚カ文ハ

國語ニ出ツ、古文關鍵文章精義マタ西漢ノ諸傳ヲ學ブ國語ノ文ハ段落全シ、子厚ノ文ハ段落碎ナリ、去レ_レ句法却テ相似タリ、文章子厚ガ楚詞ヲ作ルハ、卓詭譎怪ニシテ、韓退之モ及ブ_レ能ハズ、退之ガ古文深闊雄毅ナルハ、子厚マタ及ブ_レ能ハズ、寓韓文ノ事ヲ論シ理ヲ説ク、一一明白透徹ニシテ、指シ擇ブベキナシ、柳文ハ然ラズ、事ノ經旨ニ及ブモノハ、動モスレバ是非聖人ニ謬ル、碑碣等ノ作ノ如キモ、亦老筆ト排語ト相半セリ、唯、人物ヲ記シテ、ソノ嘲罵ヲ寄セ、山水ヲ摸寫シテ、ソノ抑鬱ヲ舒フルニ至リテハ、峻潔精奇ニシテ、明珠夜光ノ如ク、人ノ眼目ヲ奪フ、コレハ子厚ガ放浪ノ久シクシテ、自カラソノ胸臆ヲ寫セルモノナリ、且、ミナ晩年ノ作トス、昌黎ガ所謂、大肆_ニ其力_ヲ於文章_ニコレナリ、故ニ柳文ニ於テハ撰ブ_レキ_レ能ハズトハ云フナリ、黃氏是レヲ以テ、朱子云ク、歐陽公文ヲ論ジテ、只韓李ト説キテ、曾テ韓柳ト説カズト、語類百黃東發モ亦盛ニ韓柳並ベ稱スベカラズト云フ、日蓋シ韓ハ六朝ノ學有リテ、一掃シテコレヲ空シウシ、ソノ液ヲ融シテ、ソノ滓ヲ遺ス、コレソノ千餘年ニ負絶スル所以ナリ、柳ハソノ學有レ_レ、イマタ

一掃シテコレヲ空シウスル_レ能ハズ、コレ韓ニ及バザル所以ナリ、サレ_レモ二家ノ必ズ相輔ケテ行ハルルモノハ、俱ニ先ツ東京六朝ニ從事スルニ在リ、方望溪獨韓ヲ宗法シテ、柳ヲ喜ハズ、コレハ方氏ノ學、東京六朝ニ涉ル_レ淺キガ故ナリ、國朝詩人微畧引揚甫未定稿コレ公平ノ論ト云フベシ、循焦里堂極メテ柳文ヲ愛シテ、唐宋以來ノ一人ト云フ、寧經室二集通恐ラクハ通論ニアラズ、

唐宋古文區別

唐宋諸公ノ文、俱ニミナ經、子、史、三ノ者ニ根據セザルハ、ナク、歐蘇諸公ノ文、孰レモ韓文ヲ祖トセザルハ、無シトイヘトモ、ソノ造詣スル處ニ至リテハ、亦、各各同ジカラズ、玉芭孫云ク、歐曾諸公ノ文、古ナラザルニ非ズ、コレヲ韓柳ニ視ブレバ、ソノ氣質ノ厚薄、材境ノ廣狹、自ラ區別アリ、ソノ故ハ、韓柳ハ皆先ツ東京六朝ニ從事シテ、後ニ發シテ文トナセハナリ、サレバ、柳氏ノ文ノ如キ、コレヲ韓ニ比スレバ、亦自ラ間アリトイヘトモ、試ニ歐曾諸公ヲシテ、筆ヲ執リテ、柳氏ノ文ヲ作

ラシメハ、必ズソノ能ハザルヲ謝スベキナリ、楊甫未劉孟塗モ亦云ク、韓退之ノ文、起八代之衰、ト稱スレ、ソノ實ハ八代ノ精ヲ取リテ、ソノ粗ヲ汰シ、ソノ腐ヲ化シテ、ソノ奇ヲ出タス、八代ヲ掃ヒテコレヲ去ルニ非ズ、宋諸公ニ至リテ、八代ノ美ヲ併セテ、コレヲ一空ス、故ニソノ文章沈浸醞郁ノ致、瑰奇壯偉ノ觀ニ乏シ、孟塗コレ唐宋古文ノ區別ナリ、韓柳ハ多ク貴重ノ字ヲ用ヒ、歐蘇ハ唯輕虛ノ字ヲ用フト云フモ、鶴林亦、コノ處ヨリ分界ヲナスト知ルベシ、要スルニ、韓柳ノ文ハ、奇傑ヲ以テ、ソノ長ヲ見ハシ、宋諸公ノ文ハ、明白暢達ヲ主トス、中ニ就キテ論ズルニ、古文ハ千變萬化變ズルニ心ナシ、歐文ハ變スルニ心アリ、韓文ハ高ク、歐文ハ學ブベシ、語類百九 歐文ハ和氣多クシテ、英氣少ナシ、蘇文ハ英氣多クシテ、和氣少ナシ、明見後錄 歐文ハ盎温ニシテ、自然暢達、ソノ事情ヲ摸寫スル人ヲシテ、宛然トシテ見ルガ如クナラシム、蘇文ハ長江大河ノ如ク、一瀉千里ナリ、ソノ治道ヲ開陳スル人ヲシテ、惻然トシテ心ヲ動かサシム、黃氏コレ諸公造詣ノ概略ナリ、マダ東坡人ニ教ヘテ、檀弓ヲ讀マシム、山谷謹ミテソノ言ヲ守リテ、後學ニ傳フ

ト云フ、ソノ故ハ、スベテ事ヲ記スルニ當タリテ、動モスレバ、ソノ意晦ク、ソノ趣ワカリカネ、ソノ辭ノ言ヒ足ラヌヲ苦シム、多クハ文句ノミ蔓衍シテ、ハツキリト言ヒ取リノ成ラヌヲアリ、檀弓ハ或ハ數句ニテ一事ヲ書キ、或ハ僅カニ二句三句ニテ、一事ヲ書キ取ルアリ、文句ハ簡ニシテ、ソノ味深長ナリ、事ハ相涉ラズシテ、意脈ハ貫穿ス、經緯錯綜、自然ニシテ、文ヲ成スヲ以テナリ、清波王應麟ガ東坡文法ヲ檀弓ニ得タリト云フハ、コレナリ、困學或ハ蘇文、戰國策、史記ニ出ツト云ヒ、古文關鑿金石 或ハ莊子ヲ學フト云フ、文章亦、ミナ相須テテ、並ビ證シテ、公ノカラ得ル處ヲ知ルベキナリ、

韓文來歷

韓文ノ尤モ及ブベカラズトスル處ハ、字字根底スル所アリテ、苟モセザルニ在リ、故ニ黃山谷曰ク、杜詩韓文無一字沒來歷、晁公武モ亦云ク、愈之置辭、字字悉有據依、試ミニソノ一二ヲ言ハンニ、廿九日後復上宰相書ニ、周公以聖人之才、憑叔父之親、漢書

杜欽傳ニ昔者周公有至聖之德、屬有叔父之親、二本ツク、オノ字ハ、金縢ノ周公自ラ、予仁若考、能多材多藝ト稱シ、論語ニ夫子ノ周公之才之美ト稱スルニ本ツク、徳ノ字ハ、群聖人ヲ泛稱スベシ、周公ヲ稱スルニハ、オノ字欠クベカラザルヲ知リテ、コノ一字ヲ下シシナリ、又豈特吐哺握髮之勤而止哉、ノ勤字、マタ金縢ノ昔公勤勞王家ト云フニ据リテ、周公ヲ稱スルニハ、勤字欠クベカラザルヲ知リテ、コレヲ用ヒシナリ、又送許郢州序ニ、下有矜乎能、上有矜乎位、雖恒相求、而喜不相遇、コノ喜字先儒ソノ解ヲ難ンズ、沈德潛ハ喜字或訛ト云フ、八家分陳少章ハ喜一作苦爲是、謝靈山文章軌範中、無此一字、覺句法尤健ト云フ、韓集今考フルニ、コレハ詩ニ女子善懷ト云ヒ、載左傳ニ慶氏之馬善驚ト云ヒ、八年荀子ニ愚而善畏ト云ヒ、解漢書ニ岸善崩志ナト云フ善字ヨリ變化シ來タルナリ、荀子楊倞注ニ善猶喜也、漢書顔師古注ニ善崩言喜崩也、ト云フニ据レバ、善喜二字同義ニテ、シバシバヒタモノナド云フ義ナリ、故ニ韓公コノ一字ヲ下シテ、聖君賢臣際會ノ難キヲ見ハス、喜不相遇トハ、兎角ニマハリ遇ハヌト云フホトノ義ナリ、爭臣論ノ

耳、司聞而目、司見ト云フノ文ハ、儲同人ハ、尙書ノ汝聽汝明ノ句ヨリ悟入スト云フ、今考フルニ、コレ亦左傳ノ屠蒯ガ言ニ、汝爲君耳、將司聽也、女爲君目、將司明也、昭九ニ本ツクナリ、新唐書ニ、公ノ文ヲ稱シテ、造端置辭、要爲不陷襲前人ト云ヒ、本公又自ラ稱シテ、惟陳言之務去ト云ヒ、答李マタ惟古於詞、必己出降而不能乃剽賊樊紹述ナド云フニ据リテ、公ノ文章ミナ己ヨリ生造シ出タスト思ヘルハ誤ナリ、只ソノ字句ノ經傳子史ニ根據シ來タルモノ、一一精鍊シ出タシ、字字融化シテ、渾然天成、一モ斧鑿ノ痕ナシ、コレソノ及ブベカラズトスル所ナリ、

古文有本

古人ノ文、多クハ本ツク所アリ、唯ソノ步驟馳騁ノ妙、卓然トシテ別ニ一家ヲ爲スヲ以テ、名手トスルナリ、サレバ昌黎ガ進學解ハ、東方朔ガ答客難、避揚子雲ガ解嘲ニ本ツキ、班固詩話容齋隨筆語類百コレヨリ前、崔駰ガ達旨、班固ガ賓戲、張衡ガ應問等ノ、屋下ニ屋ヲ架スルノ陋ヲ一洗ス、容齋送窮文モ、亦揚子雲ガ逐

貧賦ニ本ツク齊書記避居錄諱辨ハ吳ノ張昭ガ論舊名ニ本ツクト云ヒ古文
丹鉛又北齊顏之推ガ桓公名白傳有五皓之稱厲王名長琴有修短之目不聞改布
帛爲布皓改賢賜爲賢修也ヲ祖トスト云フ魏書文抄歐陽集隨園隨筆毛穎傳ハ南朝ノ俳諧
文ニ本ツク袁淑ガ驢九錫藝文類聚九錫藝文類聚九錫藝文類聚ノ類ニシテ小シクコ
レヲ變スルノミ紀聞丹鉛話困學佛骨表ハ全ク俾奕ガ上高祖疏ノ五帝三王未有
佛法君明臣忠年祚長久至漢明帝始立胡祠然惟西域桑門自傳其教西晉以上不
許中國髮髮事胡至石苻亂華乃弛厥禁主庸臣佞政虐祚短事佛致然梁武齊襄尤
足爲戒傳本ヨリ胚胎ス五百家注引邵太史亥又姚崇ガ遺誠ニ曰ク今之佛經羅什
所譯妣與與之對翻而與命不延國亦隨滅梁武帝身爲寺奴齊胡太后以六宮入道
皆亡國殄家近孝和皇帝發使贖生太平公主武三思等度人造寺身嬰夷戮爲天下
笑五帝之時父不喪子兄不哭弟致仁壽無凶短也下逮三王國祚延久其臣則彭祖
老聃皆得長齡此時無佛豈抄經鑄像力耶唐書コレ又昌黎表ノ本ツク所ナリ孫
考柳子厚ガ封建論ハ呂氏春秋兵未有蚩尤之時民固剝林木以戰矣勝者爲長長

則猶不足治之故立君君又不足以治之故立天子ノ説ヲ祖トス日抄粹人傳ハ呂
氏分職篇ノ使衆能與衆賢功名大立於世不予佐之者而予其主其主使之也譬之
若爲宮室必任巧匠宮室已成不知巧匠而皆曰善此某君某王之宮室也ニ本ツク
紀聞漁者對智伯ハ列子問滯且子ノ釣ヲ説クニ本ツク簡乞巧文ハ揚子雲逐貧
賦ニ擬ス容齋晉問ハ枚乘七發ノ體ヲ用ヒテ別ニ機杼ヲ立ツ傳機ノ七激張衡
ノ七辯崔駰ノ七依王粲ノ七釋張協ノ七命並見藝文類聚ノ類スベテ漢晉以來諸
文士ノ弊ヲ一洗ス容齋游黃溪記ハ太史公西南夷傳ニ倣フ紀聞歐公醉翁亭記
ハソノ步驟阿房宮賦ニ類ス畫錦堂記ハ盤谷序ニ似タリ珊瑚鈞秋聲辭ハ風賦
ニ似タリ西河合集書本論ハ原道ニ似タリ上范司諫書ハ諍臣論ニ似タリ書梅
聖俞詩稿ハ送孟東野序ニ似タリ示見編送廖倚序ハ即退之ガ送廖道士序ナリ藥
師院佛殿記ハ即巧者傳ナリソノ隱公攝ニ非ルヲ論ズルハ何氏膏盲ニ本ツク
堯舜后稷世次ノ差舛ヲ辨スルハ杜預春秋釋例世族譜ニ本ツク文鈔老蘇漢高
祖論ノ不去呂后者爲惠帝計也ハ唐ノ李德裕ガ羊祜留賈充論ニ本ツク能改齊

東坡ガ黄樓賦ハ、氣力晋問ニ同シ、赤壁賦ハ卓絶雄風ニ近シ、亦ミナ自リテ來タル所アルナリ、詩話表忠觀碑ノ終篇、趙清獻ノ奏ヲ述ヘテ、二字ヲ増損セズ、コレ漢書ヲ學ブナリ、文章精義ソノ始メニ奏狀ヲ列シテ序トナシ、制曰可ト云フニ至リテ、係クルニ銘ヲ以テス、ソノ格甚タ新ナリ、コレ亦柳州ガ壽州安豐縣孝門銘ヲ祖トスルナリ、學齊佔畢萬石君羅文傳ハ、退之ガ毛穎傳ニ依レルナリ、蓋公堂記ハ、子厚ガ郭橐駝傳ノ意ヲ用ヒテ、ソノ面目ヲ變ゼリ、養新コレ皆前人ニ本ツク所アリテ、一篇ノ大體ヲ立ツルモノナリ、

先儒論ズル所ノ外、余マタ數條ヲ得タリ、姑クツノ一二ヲ擧グ、諱辨ハ漢ノ應劭ガ、舊名諱譏ニ曰、昔者穆王名滿、晋厲公名州滿、又有王孫滿、是同名不諱、舊名諱譏此條ハ左傳襄十年正コレソノ說、張昭ガ前ニアリ、又北齊書杜弼傳ニ、法曹辛子炎、諮事曰、須取署子炎、讀署爲樹、高祖大怒曰、小人都不知避人家諱、杖之於前、弼進曰、禮二名不偏諱、孔子言微不言在、言在不言微、子炎之罪、理或可恕、韓公蓋シコレ等ノ說ヲ推衍シテ、一篇ノ大文章ト爲シシナリ、與于襄陽書ハ、劉向新序ノ、孫叔

敖曰、君驕士曰、士非我無從富貴、士驕君曰、君非士無從安存、及ビ王褒ガ聖主得賢臣、而弘功業、俊士亦俟明主以顯其德、ヲ祖トシテ、一篇ノ議論ヲ生ゼシナリ、後廿九日復上宰相書ノ周公ヲ以テ論ヲ起コスハ、後漢書高彪傳ノ、彪嘗從馬融欲訪大義、融疾不獲見、迺殺刺遺融書曰、昔者周公旦父文兄武、九命作伯、呂尹華夏、猶揮沐吐餐、垂接白屋、故周道日隆、天下歸德、公今養痾傲士、故其宜也、ノ文ニ本ツク、代張籍與李浙東書ノ、盲於心盲於目ノ論ハ、莊子ノ鼓者無以與乎文章之觀、聾者無以與乎鐘鼓之聲、豈唯形骸有聾盲哉、夫知亦有之、遊遊ノ文ニ本ツキテ、一篇ノ議論ヲ成セリ、雜說ノ龍嘘氣成雲、雲固弗靈於龍也、ノ龍ヲ以テ聖君ニ比シ、雲ヲ以テ賢臣ニ比スルハ、韓非子ノ飛龍乘雲、騰蛇遊霧、霧罷雲散、而龍蛇與蟻蚘同矣、則失其所乘也、堯爲匹夫、不能治三人、吾以此知勢位之足恃、慎一段ヨリ變化シ來タルルナリ、コノ外、歐陽ノ朋黨論ハ、漢書劉向ノ封事ニ本ツキ、春秋論ノ趙盾非不討賊、許世子止非不嘗藥、ノ論ハ、劉知幾史通惑經篇ニ本ツク、凡ソ此ノ類、ミナ根據スル所アリテ點化シテ一篇ノ大文章トナシテ、人ヲシテ、ソノ迹ヲ覺エザ

ラシム、作手トスル所以ナリ、
 古人ノ文、本ツク所アリテ、尤モ變化ノ妙ヲ極メシ者ハ、柳子厚梓人傳ハ、郭象莊
 子注ノ工人無爲於刻木、而有爲於運矩、主上無爲於親事、而有爲於用臣、道夫ノ數語
 ヲ演ベテ、一篇數百言ノ大文章ト爲シ、丹鉛老泉ガ仲兄字文甫說ノ、風行水上、上渙、
 此亦天下至文也、ノ一篇ハ、詩伐檀ノ毛傳ニ、風行水成文、曰漣、ノ一句ニ本ツキテ
 變化ノ妙ヲ極メタリ、困學紀聞上張侍郎第二書ハ、香山ガ秦中吟、傷友一篇、寒蟪
 避路立、ノ數語ヨリ化シ出タス、記東坡ガ赤壁賦ノ末段、惟江上之清風、與山間之
 明月ヨリ、相與枕藉乎舟中、不知東方之既白、ト云フニ至ルマテノ一節ハ、只是李
 白ガ清風明月不用一錢買、玉山自倒非人推、ノ一聯十六字ヲ用ヒテ、演ベテ七十
 九字ト成セリ、學齋コレ等ミナ先賢獨造ノ妙ニシテ、及ブベキニアラズト雖モ、
 スベテ古人ノ一章一句ニ根據シテ、演ベテ一篇トシ、或ハ數十句ト成ス、一ハ、從
 來作文家ノ伎倆ナリト知ルベシ、
 字句必ズ法ヲ古人ニ取リテ、ソノ奇ヲ極ムルモノハ、韓氏畫記ハ、願命ノ字法ヲ

學文章ブ、構義ソノ騎而立者五人、騎而被甲戴兵立者十人、騎且負者二人、騎執器者二
 人、ノ句ハ、願命ノ二人、雀弁執惠、四人、綦弁執戈、上刃、一人、冕執劍、一人、
 冕執鉞、一人、冕執瞿、一人、冕執銳、ノ法ヲ學ブナリ、ソノ行者、率者、奔者、涉者、陸者、翹
 者、等ノ多ノ者字ヲ用フルハ、ソノ原、考工記ノ、脂者、膏者、贏者、羽者、鱗者、ト云ヒ、マタ
 以脰鳴者、以注鳴者、以旁鳴者、以翼鳴者、以股鳴者、以胸鳴者、ト云ヒ、莊子ノ激者、諤者、
 叱者、吸者、叫者、譟者、矢者、咬者、齊物ナト云フ者字ノ法ヲ用フルナリ、文柳子厚墓
 誌ニ、十九ノ子厚字ヲ用フルハ、崧高ノ詩ノ十四、申伯ノ字ヲ用ヒ、蒸民ノ詩ノ十
 二、仲山甫ノ字ヲ用フルノ例ニ據レルナリ、熊朋來歐陽醉翁亭記ニ、前ニ太守ノ
 姓名ヲ著サズ、結尾ニ至リテ、始テ太守謂誰、廬陵歐陽脩也、ト云フハ、詩采蘋篇ノ
 結末ニ、誰其尸之、有齊季女ノ法ヲ學ベルナリ、文章ソノ通篇多クノ也字ヲ用フ
 ルハ、易雜卦傳ノ例ニ依ル、因學紀聞稽覽察又莊子太宗師ノ不自適其適ヨリ、皆
 物之情ニ至ルマテ、多クノ也字ヲ用ヒタルヲ祖トスルナリ、稽覽察東坡ガ鍾子
 翼哀辭ノ四言ヲ以テ、七言ニ間スルハ、荀子成相篇ノ句法ヲ祖トス、因學表忠觀

碑銘ノ、天目之山、菑水出焉、ハ鄗元水經ノ格ヲ用フルナリ、清波赤壁賦ノ、自其變者而視之、則天地曾不能以一瞬、自其不變者而觀之、則物與我皆無盡也、ノ語ハ、莊子ノ自其異者而既之、肝胆楚越也、自其同者而既之、萬物皆一也、ノ句法ヲ用ヒタリ、浩然齋方山子傳ノ、方屋而高、ノ四字妙ニ、幘ノ形狀ヲ盡クス、屋ノ字、後漢書與服志方山冠ノ條ニ、幘崇其巾爲屋、未冠童子幘無屋者示未成人也、唐器書卷屋者、示尙幼少未遠冒也、ニ本ツク、東坡豈一字トシテ出處ナキモノアラン、唐器書卷屋者、示尙コレ等類ヲ推シテコレヲ考ヘバ、古人ノ用語ヲ下スニハ、必ズ本ツク所アリテ、ソノ妙トスル所ハ、圓通ニ在ルノ理ヲ曉ルベキナリ、

圓通踏張 葉染

古人ノ字ヲ用ヒ、語ヲ下スニハ、皆定例アリテ、杜撰ナルモノニ非ズ、ソノ妙トスル所ハ、圓通ニ在リ、若シ錯リ會シテ、字ゴトニ前人ニ蹈襲シ、句ゴトニ陳迹ニ漆膠セバ、コレヲ死法ト云フ、宋ノ扶成嘗テ文ニ死法活法ノ別アルコトヲ論ゼリ、

蓋柳子厚曰、爲文筋士亦多、漁獵前作、我賊文史、扶其意、抽其華、置齒牙間、遇事蠶起、金聲玉耀、誑藍營之人、微一時之聲、雖終淪棄、而其奪朱亂雅、爲害己甚、與友人コレハ六朝以來ノ蹈襲ノ弊ヲ矯ムルナリ、又其說韓愈處甚好、其他但用莊子國語文字太多、反累正氣、果能遺是則大善矣、與楊師之、コレハ古書ノ文字ヲ用フルノ多キニ失スルヲ斥スルナリ、摸倣ノ害甚シキハ、駸駸トシテ李王七子ノ弊ニ至ルベシ、劉知幾早クコレヲ辨ズ、曰、好丘明者則偏摸左傳、愛子長者則全學史公、用使周秦言辭見於魏晉之代、楚漢應對行乎宋齊之日、史通コレ摸倣ニ過グルノ害ヲ云フナリ、紀曉嵐コノ語ヲ以テ、若爲七子發覆也ト云フ、纂學者コノ陋習ニ陥ルコト勿カルベシ、又陳繹曾ガ葉染ノ一語、極メテ妙訣ナリ、染トハ如習韓習柳、習歐習蘇、執一偏而不圓通、皆是ト云フ、歐治コレハ一家ヲ模倣スルニ偏ニシテ、變通ノ理ヲ知ラザルヲ斥スルナリ、故ニ一意ニ韓柳ノ文體ニ似セントシ、歐蘇ノ體格ニ摸擬セントシテ、看ル人ヲシテ、一目シテコレハ韓ノ某篇ヨリ出テタリ、コレハ柳ノ某篇ヲ學ビタリト云フヲ知ラシムルニ至ル、コノ類ミナ文ノ陋ナリ、

争臣論 范增論

東坡范增論ニ、范增ガ機ヲ見ルノ早カラザルヲ責メテ、増ヲシテ逃避ノ地ナカラシム、ソノ末ニ至リテ、雖然、增高帝之所畏也、増不去、項羽不亡、嗚呼、増亦人傑也哉、ヲ以テコレヲ結ブ、コノ法、韓文争臣論ノ前段、陽城ヲ貶斥シ盡クシテ、末ニ至リテ、今雖不能及、已、陽子將不得爲善人乎、ヲ以テ結フニ本ツク、コレ世ノ知ル所ナリ、ソノ實ハ、莊子天下篇ニ、前スデニ墨子ヲ排撃シ盡クシテ、末ニ至リテ、雖然、墨子眞天下之好也、將求之不得也、雖枯槁不舍也、才士也夫、ヲ以テ結フ、コレ二家文法ノ本ツキ來タル處ナリ、韓蘇文ノ絶妙ナルコトハ、文家ミナコレヲ知レ、ソノ法ノ莊子ニ本ツク、一ハ、前人イマタ論及セズ、

放膽 小心

文章軌範ニ、放膽、小心ノ二目ヲ判ツ、コレハ文ヲ學ブノ道、初メハ豪蕩ヨリ入り

テ、後ニ細カニシマリテ、書クベキヲ教フルナリ、コノ意ハ、梁ノ簡文帝、誠當陽公書ニ、曰、立身之道、與文章異、立身先須謹重、文章且須放蕩、三國文類聚廿二歐陽修ノ言ニ、文字既馳、聘亦要簡重、談錄ト云フヲ祖トス、蓋シ作文必ズ豪蕩ヨリ入ラザレバ、筆端窘束シテ、文氣活動ノ機ヲ發スルヲ能ハズ、故ニ先ツコノ處ヨリ根據シ來タリ、文字馳聘ノ勢アリテ、後ニ始メテ簡重ニ歸スベキヲ教フルナリ、

官名

官名ハ禮制ノ係ル所ナリ、尤モ宜シク斟酌シテ、謹ミテコレヲ書スベシ、世ニ古今アリ、境ニ彼我アリ、ソノ職掌崇卑、モトヨリ相類セズ、強ヒテ彼土ノ稱ニ循ハントセバ、大ニ事体ヲ失フニ至ルベシ、彼土ニ在リテモ、仍ミダリニ古官名ヲ稱スルヲ喜バズ、コノノ北魏ノ時ニ在リテ、李安世、早ク既ニ明辨セリ、ソノ傳ニ曰ク、安世天安、初、累遷主客令、蕭願使劉纘朝貢、纘等呼安世爲典客、安世曰、三代不共禮、五帝各久異、樂安足以亡秦之官、稱於上國、纘曰、世異之號、凡有幾也、安世曰、周謂

掌客、秦改典容、漢名鴻臚、今日主客、君等不欲影響文武、而殷勤亡秦、コレナリ又孫
 樵曰、史家紀職宮、山川地理、禮樂衣服、亦宜直書一時制度、使後人知某時如此、某時
 如彼、不當以禿屑淺俗、別取前代名器、以就簡編、孫可之集、與真二至當ノ言ナリ、マ
 タ畢仲詢ガ、幕府蒸間録ニ載ス、范文正公、人ノ爲メニ墓銘ヲ作り、已ニ封シテ發
 遣セントシテ、忽チ自ラ師魯ニ見セズンハアルベカラズト云ヒテ、明日ソノ文
 ヲ以テ、師魯ニ示スニ、師魯之ヲ觀テ、希文名重一時、後世所取信、不可不慎、今謂轉
 運使爲部刺史、知州爲太守、現無其官、後必疑之ト云ヒケレバ、希文撫然トシテ、賴
 以示子、不然幾失之ト云ヒシトゾ、該餘朱子モ亦云ク、今人於官名地名、好用前代
 名目、以爲古將、一代制度疆理、皆溷亂不可考矣、マタ陶宗儀曰、凡書官銜、俱當從實
 錄、耕コレニ繼キテ、阮葵生茶餘客話張爾岐蒿菴問話亦ミナ官名古稱ヲ用フルノ語ヲ辨
 ズ、焦循謂ク、文章ノ道二途アリ、經ヲ説キ、古ヲ論ズルノ文ハ、古ニ就キテ、古ヲ論
 ズルモノナレバ、時俗ノ稱呼ヲ孱入スベカラズ、行狀墓誌ノ文ハ、當時ノ事實ヲ
 述ベテ、將來ノ典要トナスモノナレバ、必シモ過キテ古ニ拘ハルベカラズ、離集

風文稱袁枚モ亦謂ク、碑傳ノ標題ハ、宜シク本朝ノ官爵ヲ書スベシ、昔人スデニ
 之ヲ論ズ、但行文ノ所ニ至リテハ、アナガチニ此ノ例ニ泥ムベカラズ、或ハ古稱
 ニ依リテ、太守觀察牧令、制史等ノ名ヲ稱シ、或ハ俗ニ依リテ、制府、藩司、臬使等ノ
 名ヲ稱スルヲ、古ノ大家ニ、皆コノ例アリ、ソノ古稱ニ從フモノハ、渾瑊ハ金吾衛
 大將軍ヲ以テ扈駕セルヲ、權文公ソノ碑ヲ撰ビテ、公以大司馬翼從ト書ケリ、奚
 陟ハ薨ジテ、禮部尙書ヲ贈ラレタルヲ、劉禹錫ソノ碑ヲ撰シテ、追贈太宗伯ト書
 ス、宋子京ガ撰ベル馮侍講行狀ニ、大理寺ヲ延尉平ト稱シ、歐公ガ撰ベル許平墓
 誌ニ、經畧ヲ大帥ト書シ、歸震川ガ張之忠傳ニ、某知縣ト稱スベキヲ、錢唐ト書シ、
 洧南居士傳ニ、某知府ト稱スベキヲ、某太寺ト書クガ如キハ、ミナ俗呼ヲ修メテ、
 古稱ニ從フナリ、ソノ俗稱ニ從フ者ハ、唐ノ時、郡佐トイフハ、司馬ノ俗呼ナリ、李
 玉ガ牛僧孺碑ニ、宋申錫貶郡佐ト書ス、又唐ニ院監、巡院ト云フハ、度支使、鹽池監
 ノ俗呼ナリ、韓文公ガ鹽法條議ニ、コレヲ用フルガ如キコレナリ、小倉山房集袁
 枚ガ前ニ援ク所ニ据レバ、凡行文ノ間ニ施スニハ、碑傳ト雖モ、亦古稱ヲ用フル

「妨」グズ、今コノ例ヲ以テ推ス時ハ、凡ソ行文ノ間、姑ラク彼土ノ官名ニ準擬シテ、コレヲ借用フルモ、亦不可ナキニ似タリ、余又韓文ニ就キテコレヲ考フルニ、代張籍與李漸東書ニ曰ク、方今居方伯連率之職、送許郢州序ニ曰ク、于公身居方伯之尊、贈崔復州序ニ曰ク、縣令不以言、連帥不以信、又曰ク、崔君爲復州、其連帥則于公、コノ類ミナ觀察使ト稱スベキヲ、方伯連帥ト云フ、唐ノ觀察ハ、周ノ時ノ方伯連率ニ類セルヲ以テ、準擬シテコレヲ借稱ス、コレハ蓋シ秦琅邪臺頌ニ、方伯分職諸治、經易ノ文ニ根據ス、秦天下ヲ分カチテ、卅六郡トシ、守尉監ヲ置キテ之ヲ治ム、方伯ノ名ナシ、然ルニ頌ニ周ノ官名ヲ借用ス、漢書何武傳ニ、曰ク、刺史古之方伯、上所委任之、レソノ明證トスベシ、コレニ繼キテ、後漢書明帝ノ詔ニ、方今上無天子、下無方伯ト云ヒ、章帝紀ニ、上無明天子、下無賢方伯ト稱シ、及ビ南齊張敬兒ガ雍州刺史トナリシヲ、本傳ニ、晚既爲方伯ト稱セシ類、古人既ニコノ一例アリ、故ニ韓公依リテコレヲ用フルナリ、ソノ俗稱ニ從フモノハ、左傳ニ楚ノ官名ヲ書シテ、直ニ莫敖ト稱スルノ例ニシテ、金元史ノ猛安謀國、達魯花赤ト書スルノ類、ミナコノ例ニ依ルナリ、顧炎武曰、元史諸志皆用案牘中語、並無踏范日知錄文人モシ實ヲ紀スルヲ尙ビデ、俗稱ヲ用ヒバ、顧炎武ガ所謂案牘中ノ語ヲ用フルヲ免レズ、學者宜シク詳考スベシ、

左傳錯舉

左傳ニ事ヲ叙スルニ、毎ニ姓名字諱等ヲ錯舉シテ左ニ書ス、コレハソノ人名ハ某、字ハ某、諱ハ某、名等ノ「ヲ」ヲ始テ詳記セズシテ、行文ノ間ニテ知ラシムルナリ、史漢ノ體ハ、ミナ先ヅソノ人ノ姓名等ヲ始メニ掲ケ出タス、後世ノ傳ヲ撰シ碑記ヲ撰スル、多クハコノ一例ニ從フ、左氏ノ妙ヲ知ルモノ希ナリ、劉勰ノ如キ、却テ左氏綴事、氏族難明ト云フ、文心雕龍近清趙翼亦コレニ從ヒテ、此究是古人拙處ト云フ、咳餘叢考知ラズ、コレハ氏族、名字、爵邑、號諱等ヲ、文中ニ密布シテ、人ヲシテ一讀ノ際ニ了知セシムルヲザニテ、左氏文ノ絕妙ノ處ナリ、

古文誤字

古人ノ文、一タビ後人ノ誤寫ヲ經テ、作者ノ意明カナラザル者多シ、段玉裁說ニ、陶淵明歸去來辭、或命巾車ノ句、或巾柴車ニ作ルベシト云フ、ソノ證ハ、江文通雜體詩ニ、日暮巾柴車ノ句アリ、コノ詩ハ、淵明ニ據リテ作リタルニテ、李善注ニ、歸去來辭ノ或巾柴車ヲ引キテ證トス、然レバ、李善ガ見ル所ノ本ハ、或巾柴車ニ作リタルヲ明カナリ、巾ハ飾ナリ、拂拭ノ義ニテ、吳都賦ノ吳王乃巾玉路ト同ジ、ソノ車ヲ拂ヒ拭ヒテ出ツルヲ云フナリ、若シ周禮ノ巾車ハ、天子諸侯ノ巾ニテ、山野ノ人ナトニ用フベキモノニアラズ、經韻樓集又文章軌範ニ載セタル李文叔ガ書洛陽名園記後ニ、當秦隴之襟喉、而趙魏之走集、蓋四方必爭之地也、ノ句、人多ク漫然讀過シテ、ソノ誤アルヲ覺エズ、余疑フ、而趙魏之走集ノ句、語氣着落セズ、句法整ハズ、何故ナリヤト思ヒシニ、後ニ東都事畧李格非傳ニ全文ヲ載セタルヲ取リテ對校スルニ、事略ニハ而字ヲ面字ニ作レリ、之レニ於テ始メテ、今本ノ而字ハ、面字ノ誤ナルヲ悟レリ、面ハ嚮ナリ、面趙魏之走集ノ句、當秦隴之襟喉

ノ句ト正ニ相對シテ、文義始メテ整齊ナリ、走集ノ字ハ、左傳昭公廿三年ニ、修其土田、險其走集ニ本ツク、杜注ニ走集、邊境之壘壁ト云フ、片ハ、敵ノ攻メコム入り口ニシテ、兵ノ馳セ集マル場所ヲ云フナリ、コレヲ取リテ、ソノ地ノ樞要ノ所ニ向ヒ當タルヲ云フ、コレニテ從前ノ疑、渙然トシテ冰釋セリ、

標抹圈點

宋人書ヲ讀ムニ、標抹圈點ヲ加フ、呂東萊ノ古文關鍵樓迂齋ノ崇古文訣、ミナ鈎抹アリ、陳振孫書錄解題、古文關鍵ノ條ニ、其標抹注釋、以教初學ト云フ、ハコレナリ、朱子讀書法ヲ論ジテ曰ク、先以某色筆抹出、再以某色筆抹出、コレヲ觀レバ、ソノ標抹、或ハ朱筆、或ハ綠筆等ノ各色ヲ以テ差別ヲセシト見エタリ、四庫全書提要ニ云ク、宋人讀書、於要處多以筆抹、不似今人之圈點、コレニ據レバ、宋ノ時ハ、專ラ標抹ヲ施スノミニシテ、圈點ハ尤モ後世ニ始マル由ナレト、提要ニ又云ク、方回瀛奎律髓羅椅放翁詩選、初稍稍具圈點、是盛於南宋、末矣、コレヲ觀レバ、圈點

スデニ南宋ノ末ニ盛シニ行ハレタルナリ、今攷フルニ、宋史儒林何基傳ニ曰ク、凡所讀無不加標點、義顯意明、有不待論說而自見者、之レ宋ノ時、標抹圈點俱ニ行ハレタルノ證トスベシ、提要ノ後説ヲ是トス、前説ハ誤レリ、又袁枚ガ小倉山房集ノ古文凡例ニ、唐人劉守愚文家銘云、有朱墨圍者、疑即圈點之濫觴ト云フニ、据レバ、圈點ハ唐ヨリ徇マルガ如クオモハルレモ、之レハ袁枚一時文家銘ヲ誤解セル説ニテ、信ズルニ足ラズ、文家銘ハ、劉蛻集ノ卷三ニ載ス、ソノ文ニ朱墨圍者ト云フヲ、塗乙注楷等ト並ベ稱スル時ハ、朱墨圍トハ、圓圈ヲ以テ、衍字ヲ芟リ去ルヲ云フ、東坡ガ和歌陽朔詩藁ニ、淵明爲小邑ノ爲字ヲ圈シ去リテ、改メテ求字ニ作り、春活朱子語類ニ、韓文送陳彤秀才序、多一不字、後山傳歐陽本、圈了此不字ト云ヒ、及ビ宋ノ方崧卿ガ、韓集舉正ニ、衍去ノ字ハ、皆圓圈ヲ以テ之レヲ圍ムノ類ト同ジ、圈點ノ一ニハアラズ、且ツ圈點ハ古文ヲ讀ムノ法ナリ、何ゾ自ラソノ作ル所ノ文ニ圈點ヲ加フルコトアラン、ソノ説ノ誤ナルコト明ナリ、

文章軌範原本

宋人韓柳歐蘇等ノ古文ヲ批選スルモノ、前ニ呂東萊祖アリ、次ハ樓迂齋助又ソノ次ハ、謝壘山枋得ナリ、東萊ノ書ハ、古文關鍵二卷アリ、迂齋ハ、崇古文訣卅五卷アリ、壘山ハ文章軌範七卷アリ、又虞邵庵文選心訣アリ、亦相輔ケテ併ビ行ハルルニ足ル、壘山ノ書坊間ニ行ハルルモノハ、明以來ノ俗本ニシテ、据ルニ足ラズ、朝鮮板覆刻ノ本ヲ以テ佳種トスベシ、又四庫提要ニ、門人王淵濟ノ跋ヲ援キタレモ、今本ミナコレヲ載セス、余ガ往歲觀シ所ノ本ハ、前ニ目錄アリ、第五卷目錄ノ讀、李翊文ノ後ニ識語アリ、云、此編除點抹、係先生親筆、外全篇却無一字、批注、第六卷目錄ノ岳陽樓記ノ後ニ亦云、此一篇先生親筆、祇有圈點而無批注、如前出師表、則併圈點亦無之、不敢妄以己意增益、姑仍其舊、淵濟謹識、第七卷目錄ノ歸去來辭ノ後ニマタ識語アリ、云、右此集惟送孟東野序、前赤壁賦、係先生親筆批點、其他篇僅有圈點而無批注、若夫歸去來辭、則與種字集出師表、一同併圈點亦無之、蓋漢丞相晉處士之大義清節、乃先生之所深致意者也、今不敢妄自增益、姑闕之、以俟來

者、門人王淵濟謹識、コレ即提要引クトコロノ王跋ナルモノナリ、但提要ニ、前有、
王守仁序ト云フヲ觀レバ、ソノ據ルトコロノ本、仍是明刊ナリ、コノ本ハ、イマタ
明人ノ手ヲ歷ザルモノナレバ、眞ニ謝氏ノ原本トスベキナリ、

漁村文話續終

作文率總目

卷之一

左傳國語以下紀驪姬讒死太

子申生事七變

附古人辭ヲ修ムル機軸

卷之二

福嶋正則菓子ヲ懷ニセル小姓

ヲ殺サザル事

徂徠譯準 北山譯率

小野道風ノ書ケル朗詠集ノ事

南郭古譯 北山新譯

宇野三平譯文

○作文率總目

山本喜六譯文

宗尊親王雨後蹴鞠紀事譯文一

首

大東世語謬誤

文變ニ效フ九變

林春齋先生ヨリ、北山ニ至ルマ

デ青砥藤綱錢ヲ滑川へ落ト

シシ事ヲ譯セシ五家ノ紀事

附引キテ暢ハス紀事

簡ニシテ約ナル紀事

約ニシテ短ナル紀事

松下禪尼障子剪糊ノ紀事譯文

一首

一

南郭譯文ノ謬誤

古人紀事二通

北山紀事七變

續文變ニ因リテ擬韓昌黎雜

說五首

李于鱗比玉集序

山本信有擬于鱗比玉集序

一首

世ノ古文辭ナルモノニ非ズ

シテ別ニ機軸ヲ出ダス擬

比玉集序二首

卷之三

物茂卿。大宰純。室直清。伊藤長

古人文不成語二則

訓譯示蒙謬誤二則

問學舉要謬誤二則

押韻句例二十三件附異例十三則

文貌物狀一則

句中自爲注脚一則

抑揚頓挫一則

倭習一則

三多訣一則

一字訣一則

質實浮華一則

胤ノ文ヲ清ノ沈玉田。竄改

セル鈔錄

土佐坊昌俊堀河夜擊事物徂徠

古譯ヲ竄改セル皆川淇園新

譯附山本北山再新譯

卷之四

本末二則

整齊三則

照畧一則

略法一則

倒語一則

挿法一則

省法二則

作文率卷之一

北山 山本信有著

作文ヲ學ブノ要ハ、文辭運用ノ機軸ヲ知ルニアリ、古昔ノ文人ハ、各自家ノ文辭アリ、必シモ人ノ文辭ヲ剽襲セズ、故ニ同事ヲ記スト雖モ、ソノマヽニ古人ノ文辭ヲ襲スル者ナシ、譬ヘバ驪姫ガ晋ノ太子申生ヲ讒死スル事、左氏傳ニ載セテ詳ナリ、穀梁傳國語、呂氏春秋、禮記、史記、說苑ニ同ジク此ノ事ヲ記シテ、左傳ヲ襲ハズ、又、互ニ剽竊セズ、各自家ノ筆力ヲ出タシテ、機軸ヲ見ス、今左ニ並ベ載セテ、作文ノ律則トス、名ツケテ驪姫讒死太子申生紀事七變ト云フ

(左)驪姫謂太子曰、君夢齊姜、必速祭之、太子祭于曲沃、歸胙于公、公田、姫寘諸宮、六日公至、毒而獻之、(穀)驪姫曰、吾夜者夢、夫人趨而來曰、吾苦飢、世子之宮已成、則何爲不使祠也、故獻公謂世子曰、其祠世子祠、已祠致福於君、君田而不在、驪姫以既爲酒、藥脯以毒(國)驪姫以君命命申生曰、今夕君夢見齊姜、必速祠而歸福、申生

許諾乃祭於曲沃歸福於絳公田驪姬受福乃賓鳩於酒置革於肉（呂驪姬謂太子曰往昔君夢見姜氏太子祠而膳于公驪姬易之）（史驪姬謂太子曰君夢見齊姜太子速祭曲沃歸釐於君太子於是祭其母齊姜於曲沃上其薦胙於獻公獻公時出獵置胙於宮中驪姬使人置毒藥胙中

（左公祭之地地墳與犬犬斃與小臣小臣亦斃驪姬泣曰賊由太子太子奔新城公殺其傅杜原款）（穀獻公田來驪姬曰世子已祠故致福於君君將食驪姬跪曰食自外來者不可不試也殺酒於地而地黃以脯與犬犬死驪姬下堂而啼呼曰天乎天乎國子之國也子何遲於為君君喟然歎曰吾與女未有過切是何與我之深也使入謂世子曰爾其圖之）（國公至召申生獻公祭之地地墳申生恐而出驪姬與犬肉犬斃飲小臣酒亦斃公命殺杜原款申生奔新城）（呂公將嘗膳驪姬曰所由遠請使人嘗之嘗人人死食狗狗死故誅太子）（史居二日獻公從獵來還宰人上胙獻公獻公欲饗之驪姬從旁止之曰胙所從來遠宜試之祭地地墳與犬犬死與小臣小臣死驪姬泣曰太子何忍也其父而欲弑而代之况他人乎且君老矣且暮之人

曾不能待而欲弑之謂獻公曰太子所以然者不過以妾及奚齊之故妾願子母辟之他國若早自殺毋使使母子為太子所魚肉也始君欲廢之妾猶恨之至於今妾殊自失於此太子聞之奔新城獻公怒乃誅其傅杜原款

（左或謂太子子辭君必辨焉太子曰君非姬氏居不安食不飽我辭姬必有罪君老矣吾又不樂）（穀世子之傅里克謂世子曰入自明入自明則可以生不入自明則不可以生世子曰吾君已老矣已昏矣吾若此而入自明則驪姬必死驪姬死則吾君不安）（國驪姬見申生而哭之曰有父忍之况國人乎忍父而求好人人孰好之殺父以求利人人孰利之皆民之所惡也難以長生驪姬退）（呂太子不肯自釋曰君非驪姬居不安食不甘）（禮公子重耳謂之曰子盍言子之志於公乎世子曰不可君安驪姬是我傷公之心也）（史或謂太子曰為此藥者乃驪姬也太子何不自辭明之太子曰吾君老矣非驪姬寢不安食不甘即辭之君且怒之不可）（說公子重耳謂申生曰為此者非子之罪也子胡不進辭辭之必免於罪申生曰不可我辭之驪姬必有罪矣吾君老矣微驪姬寢不安席食不甘味如何使吾君以恨終哉

(左)曰、子其行乎、太子曰、君實不察其罪、被此名也、以出人誰納我、十二月戊申、縊于新城、(穀)所以使吾君不安者、吾不若自死、吾寧自殺以安吾君、以重耳爲寄矣、刎脰而死、(國)申生乃雉經於新城之廟、將死、乃使猛足言於孤突曰、申生有罪、不聽伯氏、以至於死、申生不敢愛其死、雖然、吾君老矣、國家多難、伯氏不出、奈吾君何、伯氏苟出而圖吾君、申生受賜、以至於死、雖死何悔、是以諡爲共君、(呂)遂以劔死、(禮)曰、然則盍行乎、世子曰、不可、君謂我欲弑君也、天下豈有無父之國哉、吾何行如之、使人辭孤突曰、申生有罪、不念伯氏之言也、以至於死、申生不敢愛其死、雖然、吾君老矣、子少矣、國家多難、伯氏不出而圖吾君、申生受賜而死、再拜稽首乃卒、是以爲恭世子也、(史)或謂太子曰、可奔他國、太子曰、被此惡名、以出人誰內我、我自殺耳、十二月戊申、申生自殺於新城、(說)重耳曰、不辭則不若速去矣、申生曰、不可去而免於死、是惡吾君也、夫彰父之過而取美諸侯、孰肯納之、入困於宗、出困於逃、是重吾惡也、吾聞之、忠不暴君、智不重惡、勇不逃死、如是者、吾以身當之、遂伏劔死、上二言ヘル如ク、一事ニシテ、文辭各々記スルヲ變ハレリ、然レモ、皆、各々朽

チズシテ今ニ傳ハルモノハ、文辭ノ已ムベカラサル所以ナリ、作文ニ志アル士、意ヲ此ノ七變ノ異ナル所ニ用ヒバ、天下ノ事、文章ニ成ルベカラザルモノ無カラシ、下マタ活用ノ率ヲ舉ケテ、初學ニ示ス、按ズルニ、金履祥ガ通鑑前編、周惠王二十二年ノ下ニ、晉侯殺其世子申生ト舉ゲテ、史記ヲ引キ、又、左傳ヲ引キ、又、禮記ヲ引キ、南軒ガ綱目前編ニ、左傳ヲ引キ、又、禮記ヲ引ク、綱目前編ハ素ヨリ拙俗妄陋ノ書ナレバ、論ズルニ足ラズ、金仁山ハ、一時ノ名儒ナレモ、胸中史學ナシ、史記、禮記ハ、左傳、國語ヨリ修メ來タル者ナリ、其ノ本原ヲ討バ、左、國ニシテ可ナリ、異聞ヲ廣メ、古說ヲ舉ケントナラバ、穀梁傳、呂氏春秋ヲ遺スベカラズ、又、温公資治通鑑ノ例ニ依レバ、左傳モ史記モ、其書名ヲ援證スベカラズ、自ラ其見ル所ヲ立テテ、文ヲ修メ、以テ定斷スベシ、古書ニ因リテ依違スベカラザルモノナリ、歴史綱鑑ノ如キハ、淺劣ノ書ナレドモ、之ヲ記スルニ、專ラ左傳ニ依ル、擇ブ所ヲ知ルト謂フベシ、

古人一事ヲ異文スルノミニ非ズ、古文ノ意ヲ取リテ、其ノ文ヲ異ニス、是自機軸ヲ出タシ、各一家ヲ爲シテ、日月ト不朽スル所以ナリ、今、其ノ例ヲ左ニ擧グ、辭ヲ脩ムトハ、是等ノタグヒナリ、古人ノ文ヲ剽襲トニハ非ズ、

○泰誓曰、無我則后、虐我則讎。呂氏春秋ニ、周書曰、民善之則畜也、不善則讎也、コレ太誓ノ句法ニ依リテ、上ヲ下ニ打チ反シタルナリ、

○荀子曰、猩猩形笑亦二足、而無毛。曲禮曰、猩猩能言、而不離禽獸、

○孟子曰、昏暮叩人之門戶、求水火、莫不與者、至是矣。淮南子曰、扣門求水、莫弗與者、所饒足也、コレ二條、スヨシク其ノ字ヲ異ニスルマデナリ、

○孟子曰、西子蒙不潔、人皆掩鼻而過矣。淮南子曰、今夫毛嫱西施、天下之美人、若使之銜腐鼠、蒙蟬皮衣、豹裘帶、死地則布衣韋帶之人、過者莫不左右睥睨、而掩鼻コレ孟子ヲ引キテ暢ハセルナリ、

○仲虺之誥曰、初征自葛、東征西夷怨、南征北狄怨、曰、奚獨後予。孟子曰、湯始征自葛、載十一征而無敵於天下、東面而征、西夷怨、南面而征、北狄怨、曰、奚爲後我。荀

子曰、南征而北國怨、曰、何獨不來也、東征而西國怨、曰、何獨後我也。

○論語曰、一朝之怒忘其身、以及其親、非惑與。孟子曰、好勇鬪狠、以危父母。荀子曰、鬪者忘其身者也、忘其親者也、忘其君者也、行其小頃之怒、而喪終身之軀。

○論語曰、楚狂接輿歌而過、孔子曰、鳳兮鳳兮、何德之衰、往者不可諫、來者猶可追、而已而、今之從政者殆而。莊子曰、孔子適楚、楚狂接輿遊其門、曰、鳳兮鳳兮、何如德之衰也、來世不可待、往世不可進也、天下有道、聖人成焉、天下無道、聖人生焉、方今之時、僅免刑焉、福輕乎羽、莫之知載、禍重乎地、莫之知避、已乎已乎、臨人以德、殆乎殆乎、畫地而趨、迷陽迷陽、無傷吾行、吾行卻曲、無傷吾足、コレ一條ハ、池北偶談ニモ論ジテ曰、衰鳳之歌、莊子所載、乃其全文、而論語刪之、若迷陽迷陽等語、斷不可溷入論語中、知此則知文休然レ也、莊子ハ全文ニ非ズ、論語ニ因リテ、辭ヲ修メタルナリ、蓋シ偶談ノ誤ナラン。

○孟子曰、德之流行、速於置郵、而傳命。呂氏春秋曰、德之速疾、乎以郵傳命。

○武成曰、歸馬于華山之陽、放牛于桃林之野、示天下弗服。樂記曰、馬散之華山之

陽而弗復乘牛散之桃林之野而弗復服。史記留侯世家云休馬華山之陽示以無所爲放牛桃林之陰以示不復輸積。漢書張良傳云休馬華山之陽示無所爲息牛桃林之野示天下不復輸積。

○左傳曰晉趙盾以諸侯之師八百乘納捷菑于邾邾人辭曰齊出黶且長宣子曰辭順而弗從不祥乃還。公羊傳云晉卻缺帥師革車八百乘以納接菑于邾婁力沛若有餘而納之邾婁人言曰接菑晉出也黶且齊出也。

○韓非子曰丈夫年五十而好色未解也婦人年三十而美色衰矣以衰美之婦人事好色之丈夫則身見疎賤而子疑不爲後。漢書曰男子五十好色未衰婦人四十容貌改前以改前之容侍于未衰之年則正后自疑而支庶有間適。

是十數條ヲ觀テ古人ノ文相本ヅク所アリテ辭ヲ修ムル自家ノ機軸アル所ヲ知ルベシ。

東坡ノ清風閣記ニ吾爲汝放心遺形而強言之汝亦放心遺形而聽之ト云フ句ハ莊子ノ予嘗爲女妄言之女以妄聽之トアルヨリ點化シ出タセルナリ杜牧之ガ

阿房宮賦ニ一人之心千萬人之心也ト云フハ荀子ノ千人萬人之情一人之情ナリト云フヨリ轉シ來タルルナリ孔明ノ出師表ニ漢與賊不兩立ノ語ハ呂氏春秋ニ吳越之勢不兩立ニ相合フ尙書ニ爾惟風下民惟草トアリ論語ニ君子之德風小人之德草草上之風必偃ト數語ヲ増ス孟子マタ益ニ二ツノ也ノ字ヲ以テス劉向ガ說苑ニ上之化下猶風靡草東風則草靡而西風則草靡而東在風所由而草爲之靡ト云云論孟ニ比スレバ又數語ヲ益シテ意各一ナリ湛淵靜話ニモ此ノ事ニ論ジ及ベリコレ皆其ノ轉シ來タル所アルヲ見ルベシ。

作文率卷之一終

作文率卷之二

倭人ノ文章ヲ學ブハ、先ヅ倭語ヲ夏人ノ語ニ譯シテ、文章ニ屬リ、誤リ無キヤウ
ニスルガ專一ナリ、倭人ノ語ハ、悉皆訓ニテ、夏人ノ語ハ、悉皆音ナレバ、第一ニ語
路ガ相違シテ居ルユエ、如何ニシテモ、夏語ニナラヌ倭語アリ、是レヲバ意譯ト
テ、意ヲ引キ合ハセテ譯スルナリ、又倭國ニノミアツテ、夏國ニ無キ物アリ、是亦
譯スベキ様ナシ、又夏國ニ無キ事ノ、倭國ニノミ有ル事アリ、是亦譯ノ施スベキ
無シ、是ヲバ義譯トテ、其ノ義ニ付キテ、直ニ文字ニツヅメルナリ、然レモ、長崎譯家
ノスル所トハ、絶テ同ジカラズ、譯家ハ、彼ノ邦ノ語ヲ、我カ邦ノ語ニ譯スルナリ、
其ノ譯スル所ノモノ、彼ノ邦ノ官符招示ノ語、又ハ市井院劇ノ語ヲ、倭文ニ屬ル
ニ過キズ、倭人ノスヘキヲ、倭人ガスルヲナレバ、易シ、即チ蒙古人ヤ、韃靼人ガ、
中華ノ書ヲ、其ノ國語ニ譯スルト、同ジコナリ、文章家ハ、我カ邦ノ語ヲ、彼ノ邦ノ
語ニ譯スルナレバ、倭人ガ夏人ノスルヲナスユエニ難シ、譬バ、魏晉六朝ノ人

ガ西方ノ梵語ヲ中華ノ語ニ翻譯スルニ似タリ、中華ノ人ニテモ、他方ノ語ヲ譯スルニハ誤リナキヲ能ハズ、故ニ梵典ニ新譯古譯ノ是非アリ、又ソレノミナラズ、今ノ人ニシテ、古人ノ文ヲ屬シ、此ノ邦、官符市井等ノ語ヲ、彼ノ邦、官符市井ノ語トスルヲナレバ、譯家ノスル所ト、文章家ノスル所トハ、譬バ裏表ノ様ナルモノナリ、今日文章ノ専務ハ、此ノ邦ノ語ヲ自由自在ニ、彼ノ邦ノ人ノ語ニ譯シテ、謬誤ナキ様ニ學ブヲ第一義トスルナリ、

譯文笠蹄ハ、徂徠二十五六歳ノ時ノ著述ノヨシ云ハルレドモ、其ノ卷首ニ載スル題言十則ハ、晩年ノ作ニ出ヅ、如何トナレバ、其題言中ニ、文野ヲ作ルヲ載セ、韓柳李王ノ四家儒ヲ編ムノ任意ヲ著ス、是レ近キ據ナリ、題言中ニ言フ所ノ誤リハ、余文事正誤ヲ著撰シテ、之ヲ論セルヲナレバ、姑ラク置ク、題言ノ次ニ載スル、福島正則ガ事ヲ記スル譯準一則、餘リニ拙陋ニシテ、筆ノ取り運シ手ヅ、ニ思ハル、ユエ、今徂徠氏ノ古譯ト、余ガ新譯ト、并ヒ舉ケテ、初學ノ徒ニ、作文運用ノ率ヲ知ラシム、具眼ノ者ハ、能ク觀テ、準率ノ在ル所ヲ辨ゼン、

○福島左衛門太夫正則ハ、諸將の中に、すぐれて物狂はしき大將なりき、獵を好まれたるに、(徂)福島正則 國初功臣中最兇猛者、生平好獵、(北)福島正則、以佐命功得封列侯、中最狂暴、少忤意、殺人如戲、常好田獵、獵より歸りて、口を漱がず、食物の中に、砂ありとて、料理人と誅せらるる事度となり、首を脇指につらぬき、く(レ)どまはして興せらるるなど、有りたりとなん、(徂)馳騁風沙中、不漱而嘔、羹輒謂有沙、奉職亡狀、戮殺其庖人、前後亡算、乃至刀貫其首、旋轉作輪、以助酒興、(北)每逐獸原野、而還、輒不漱而飯、以爲食、有沙、歸咎宰夫、殺之、而貫首於刀、輪旋爲娛、されども、又思ひの外なる事もありき、ある日、一門の衆聚まり酒宴ありしに、正則の最愛の小姓、懷より菓子と三ツ四ツころりと落としたり、(徂)然其喜怒頗有非常情者、一日高會酒酣、一門子行酒間、懷中忽墜菓子、迺其部下將校子、以姿色故、頗專枕席者、(北)然其所爲、或有出人意外者、一日置酒、招諸親戚、令寵童行酒、童周旋際、從懷中落三四枚菓子於席間、正則大きに怒り、引きよせて尻こぶたへ、小刀針を三ツ四ツたてらる、血ぶたくと袴の外へ流るれども、彼の小

姓少しもひるみたる顔色なく、初のごとく給仕をしたり、(但)於是、正則勃然大
 恐、口叫、孩兒亡頼、左手、摔頭髮、右手、抽刀、刺破其服、衣外血滴滴然下、門子神色不變、
 行酒自若、(北)正則大怒、自拖倒、童尖、及刺其股、若遺菓子數、流血淋漓、表衣爲般、童
 氣色不少、攙依初行酒、されど、正則の氣質えりたをば、いづをも、彼の小姓の死
 罪に及はん事を惜しみ、片脇へ引きのけ、様々となだめ、申分もあるかど、尋ぬれ
 とも、不通にいはす、(徂)然座、上客皆正則、戚舊、詰其性氣、故慮門子之必見殺也、引
 之屏處、慰諭敦至、而門子不言其故、(北)座客素知正則性忍、故皆爲之危、乃引去、別
 處、謂曰、汝非爲偷食、必有故、苟有辭、我輩代而謝、童低首、不出半辭、待の子たるも
 の、何としてかく、卑劣なるふるまひとするる、身の死罪に及ふとも力なし、死し
 ても父兄弟までの、つらぶせなるぞといはれて、(但)及至、遂謂、汝士人子、爲此小
 人之行、身死毋論、身死之後、汚、穢、汝門宗、(北)至、再論曰、汝雖年少、士人之子也、爲
 口腹、罹大辟、人其謂之何、身死名辱、自造之罪、亦誰之恨、汝能自忍、若父兄無面目見
 人、何、無辭則已矣、苟有之、何惜不自明、(北)さる事の候へども、人の命を取らん事の

本意ならねば、その人の命を申贖ひ給はゞ、子細を語るべし、某が命は、ゆめ免るべき
 にあらず、一門の名をりと信せらるる事の、わりなさに、かくまで申すといふ、
 (徂)然後言曰、是實欲有所與也、公等能救其人、歟、語其故也、庶有以不汚吾門乎、身死
 固勿論、(北)童纒舉首曰、小子豈不知取非己有、爲不義乎、然忍爲之、抑有故、第言之、
 復過一人命矣、是以、寧蒙汚穢之名而死、義不連累人焉、故甘一死、不敢言之、然將染
 及父兄、則亦不能不言焉、言之與不言之、小子死固不免也、伏請諸君子有惠、能救此
 人、小子露首實情、何れも金打わりて、そなたの事、力に及べし、此の事につま
 て、外の人の命とは、われ、か命にかへて救はんといへば、其の時にいひけるは、
 是も殿の御家中の若き者なる、某を懸ひ焦かれ、數十通の文を贈れとも、さすが
 殿の御座をもけがす身なれ、とりあげてさへ見さりき、(徂)衆賓皆誓、則徐徐
 懇曰、部下少年某、書寄、懇勸者三年、以身辱公、憐、故棄擲、弗顧、塵積封如故、(北)衆皆
 諾、乃刀刀相敲、而誓、於是童含羞、徐曰、吾侯、臣某者、嘗謬憐、小子顔色鄙陋、寄情書挑
 數十百通、小子雖無似、猥辱君寵、烏、貳斯心、故手未觸、されども、玉章のかづつも

りて三年になるまで、毎日三四度にこゆるが、わりあさに、あるときひらき見をば、心の切なる事詞の外にあまりぬ、夫ゆゑふと返事まぬる後、彼の者いよくたへかねて、虚勞の様に煩ふと聞けば、我れ故に人の命を失はしむるの、いとをしさに、(徂)一日偶聞其遂病瀕死也、惻然心動、不忍其人、以我而死焉、乃始讀其書、情溢乎詞、感成于中、而有不可以忽然者、(北)然彼猶更媒、改書三年之久、不敢釋之日、日不三則四、流水無情、落花有意、則不能盡流遺也、一日偶披讀之、句句縈戀、字字切至、溢于言語之表、不忍徒止、折簡報之以辱答之、以必不可、既而聞自此之後、彼痴情益倍、徙于前日、精神常恍惚、形躰日羸瘦、命在旦夕、小子非木石、情不能不動、其思之切、且私以為今也、戰國宜得一士以成霸業、以小子故失一壯士於侯、不忠孰甚焉、何ともして、一度あひてよと思へども、出つれば殿の御側にあり、歸ればより合部屋にて、仲間の小姓の目も忍びがたく、やうく策と運らし下部屋にてなりともとして、彼の男を番葛籠に入れさせて、此の三日以前にとりよせぬ、されどもをりあしく、三日三夜の御酒宴にて、あふ事もならぬ上に、彼の男の飢ゑん事

のいたはしさに、是にてもあたへんと坐敷なる御菓子を懐中しぬるに、運盡きて殿の御前にて落としぬ、(但)祇以出侍公所、入在曹舍、人目所碍、無地容私、二日前、囑僕藏其人、襍中謀於下舍、一見焉、復以衆賓儼臨、日夜在筵、不啻末由、就見又恐其飢也、輒有所懷、以致狼狽、不韙之罪、早分其死、(北)竊一觀、令遂其情、塗其痴、而後欲喻以義、然進侍侯所也、不能須臾離、左右退在下舍也、同僚共處、無由相觀、乃謀諸家僕、昨之昨、藏夫於榻、笥中陰隱、于官署中、偷間欲以觀之、豈圖高會三日、夜不翅不能觀焉、一見且不得之、私恐其必飢、懷坐上菓子、間欲以贈之、天不恕陰事、長袖缺腋、不收停焉、誤遺落于侯前、願のく、彼の葛籠を何故なくさげて給へ、某が命に惜しむべき事あしといふ、その後一門の面面、正則へ向かひ、彼の小姓の命乞へども、さらに承引なし、せめてのかれが菓子をぬすめるは、卑劣の所為ならぬ事をいひて、死後の耻辱を救ひてとらせんとて、漸くに事の始末を正則に語りければ、(徂)唯祈諸公見保、不波及其僕中人是而已矣、意氣慷慨、聳人視聽、諸客愈益憫惜、為勸、正則掉首弗可、稍稍語其顛末也、(北)小子罪死不可、這敢祈諸君子有惠得

間還夫禍等於其家、不以連坐、小子雖死、如生年矣、聞者皆益、憫其志、切實其言、慷慨
 求正則宥其罪、怒不少霽、於是皆謂與徒止、不若明其所以、非爲口腹、雪其死尸之醜、
 乃盡說其故、正則思以の外に、機嫌なほ置て、されは我が側にて召し仕ふ世倅
 はどありて、卑劣のわざはなかりき、戀ふる男に逢はんとしたるに、我が目を
 くらますに似たれども、外人をたつる身のわりなくいはれば、さ思ひたるも、ふ
 かく答むべきに非ず、(徂)正則傾聽者久之、乃始釋然、息怒、急呼門子及襖中人曰、
 身侍帳帷、旁私外人、固世慮所不容矣、而以我思之、門子非伉儷比也、其憐憐我者、亦
 少年氣義、所必有、亦何深咎、(北)言未終、正則顏乍解、完爾笑曰、豈其然、吾所願愛者、
 汙不至爲偷食之行矣、若將欲與外人觀焉、雖似欺我、而和姦人以死愛己、己亦不得
 不憐之、人情所必然、况與女子子一醜、後不可再見人、難同日而論也、不足深咎、そ
 の上今日の様子、流石に某が目がぬも、違ひぬやうに思へば、彼の死罪を免すか
 り、彼の心をつけたる奴も、正則が氣質はまらたらんに、正則が側につかふもの
 に、わりなくいひかけ、是非に逢はんと云ふも、用に立つべき者なれば、彼の世倅

に戀ひたる男にとらするなり、親にもいたはりて、とらせよとて、大かたならぬ
 きげんなりけりど、(但)況其神色舉止、可謂不忝、吾所覽拔也、襖中暨子、生長吾
 部下、亦當識吾威武、而妄意禁鬱、不避鉄鉞、充其志、終能幹吾事、乃以門子授其人、更
 張筵席、盡歡而罷、人皆愕然、是雖不可規以中庸、而以其嗜殺如飴、猶能得士死力、以
 建殊勳者、類此類耳、(北)至其臨死、不畏、意氣動人、不負余知、我宥其死矣、又若夫挑
 之者、生平豈不知我猛烈如火、不可嚮邇哉、然屢挑吾所愛、欲必得之、不顧一死、能動
 之心、以遂其志、終始不變其意、壯士也、緩急宜足以用焉、吾割愛使其嘗禁鬱之味、自
 今以往、汝二人者、緊結香火之義、而一如同胞、勿相睽、即便賜之寵童、飲之酒、驢形於
 顔色、衆客咸驚嘆、稱其濶達、野史氏曰、狂蝶痴蜂、趁芳貪蕊、雖殘花敗香、風人雅客、能
 愛花者、所以忘惡之、得其韻致、以成我吟心也、正則以暴聞、然得士死力、而破堅挫銳、
 至封侯者、能忘所惡也、其不殺寵童、與挑之者、足以觀一端矣、
 又前條ニ效ヒ、南郭ガ大東世語ニ、徒然草ニ載スル所ノ、道風朗詠集ノ事ヲ紀ス、
 拙陋見ルニ堪ヘズ、今其ノ紀事ト、余ガ此ノ紀事ト、並ベ舉ケ、次ニ宇野三平ガ

此ノ事ヲ紀セルヲ出タシ、又余カ此ノ事ヲ異文ニ記セルヲ出タシテ、亦具眼ノ人ニ擇ハシム、
 つれ／＼草に、ある者、小野道風の書ける、和漢朗詠集として持ちたりける、(南)一
 癖人珍製朗詠集、稱是野道風筆、(北)或藏朗詠集云、小野道風筆也、ある人御相
 傳、受くる事には侍らしなれども、(南)コノ譯ナシ、(北)人謂之曰、吾子之言其有
 所傳、四條大納言ならばれたる物を、道風書かん事、時代やたがひ侍らん、覺束
 なくこそと云ひければ、(南)或問、此集四條亞相所選、野公乃爲數世先輩得無年
 時相賤邪、(北)然、四條大納言所編集、而道風之書、考時世必無此事、さればこそ、
 世にありがたきものには侍りけれとて、いよ／＼秘藏しけり、(南)其人曰、是乃
 所以爲珍也、(北)曰、必無之事、而余藏獨有之、此其所以爲珍也、亦益寶之、
 小野道風能書、名聲籍甚、人無賢愚、皆知寶其書、有一人藏道風書者、愛重甚、而其所
 書、乃大納言公任所集詩也、蓋道風卒於村上皇康保三年、而納言生焉、於是人或謂
 之曰、子之藏之、必有所從來、然道風之與納言、非其生不相及乎、輒曰、固然、唯其然故

可貴已、不然、未足以爲奇也、秘之益甚、

右宇野士新ガ明霞遺稿ニ出ツ、

某生云、余家有朗詠集、全部皆屬小野道風筆、實爲希世之珍、出以夸人、或曰、此集者
 藤公任選也、公任之生也、道風既沒矣、然則道風決無可書此之理、生也、必有所承、然
 竊恐無謬乎、生放然曰、決無可書之人、而書之、此其所以爲希世之珍也、愛重之益固、
 是余ガ文ニシテ、同事ヲ異文ニ記セルモノナリ、

又徒然草ニ、宗尊親王御翰ノ事ヲ載セタリ、南郭ガ大東世語ニ之ヲ譯シ出タス、
 其ノ文謬用スクナカラズ、今余レ徒然草ノ本文中ニ、余ガ譯文ヲ箴書シ、本文ノ
 和語ヲ、夏語ニ取運ハスベキ法ヲ示シ、次ニ大東世語ノ文ヲ載セ、其ノ謬誤ヲ指
 摘シテ、譯文ノ宜シク意ヲ用フベキ所以ヲ明ニシ、次ニ此ノ記事ヲ同意文ノ九
 篇ニ撰シ、以テ作文運用ノ律ヲ述ブ、其ノ次ニ、彼邦俗語演義ノ小説文ニテ、コレ
 ヲ記事シ、演義文ノ律トス、
 つれ／＼草に、鎌倉中書王にて、御翰有りけるに、雨ふりて後、いまだ庭のかまか

ざりければ、鎌倉中書王、毬戯、雨後場未乾、いかゞせんと、さたありけるに、衆僉曰、若之何時に、佐々木隠岐入道のこぎりのくづを、車につみて、おひて奉りたりければ、佐佐木隠岐太郎、車載鋸木屑進之、一庭にしかれて、泥土のわづらひなかりけり、以敷之場上、得無泥濘之患、とりためけん用意ありかたしと、人感じあへりけり、若微平日籍而掌之、鳥副此急乎、衆僉美之、此の事をあるひとのかたり出たりしに、吉田中納言の、かわきすなごの用意やなかりけるとの給ひたりしかば、後或稱之衆中、吉田中納言在座曰、豈若乾沙之多乎、はづかしがりき、佐々木聞之、深以爲羞、

南郭ガ大東世語ニ、鎌倉中書王、蹴鞠會、雨場未乾、本文ニ雨フリテ後トアルモノヲ、後ノ字ナクテハ、雨フル最中ノヤウニ聞コユルナリ、サウシテ見レバ、未乾ノ未ガスマズ、是簡古トヤラン云フ蔽ナリ、俄而佐隠州、俄而ノ字語ヲ成サス、是ハ文章ヲ吞込マテ蔽ナリ、又佐隠州トハ、佐々木隠岐入道ヲ、佐々木隠岐守ト心得ラレシニヤ、東鑑ニ隠岐太郎入道心願者、佐々木隠岐前司義清嫡男、幕府近習

也、俄ニ出家遁世シ訖ルトアリ、然レバ、此ノ入道ノ父コソ隠岐守タレバ、隠州ト云ハメ、此ノ入道ハ隠岐守ガ男ユエ隠岐太郎ト云フナリ、ソレヲ隠州ト書カレシハ、餘リニ文旨ナルコナリ、佐々木ヲ佐ト略セラレシハ、此ノ時分ノ古文者流ト稱スル人ノ、一般ノ誤リニテ、人モ知リタルコナレバ、今アタラシク云フニハ、及ハザレトモ、文辞句中ニ施シ用フル外、其ノ人ノ事實ニ涉ルコトヲ記スルニ、其ノ姓ヲ截ルト云フハ、夏人ニ決メ無キコナリ、車載鋸屑進之、鋸屑モ木屑トスルニ若カズ、乃撤場得無濕妨、撤トハマクナリ、チラスト同ジ、撤香ナト、使フ屑ヲマクトハ、和習ナリ、布場トセネバナラヌナリ、濕妨トハ、拙甚シキバカリニ非ズ、和習甚シ、後或憶陶侃事賞其有幹、コレツレノ本文ニ絶エテアツカラズ、畢竟本文ノトリタメケン用意アリガタシト、人感ジアヘリケリト云フ語ガ、譯シガタキユエ、カ、ル拙キ句ヲ、本文外ニ譯シ出タセルナリ、吉田黄門曰、故事有儲乾沙、鋸屑之陋、何必嗟賞、凡ソ文章ハ、人ノ事實ヲ記スルニハ、其ノ人ガラヲ寫シ出ダスガ肝要ナリ、有徳ノ人ハ有徳ノ様ニ寫シ出タシ、暴戻

ノ人ハ暴戻ノ様ニ寫シ出タスナリ、ツレノ本文ニ、吉田中納言カワキス
 ナゴノ用意ヤナカリケルトノタマヒタリシト書キシハ、吉田殿ノ優美ノアリ
 様、ゲニモト推シハカラル、然ルヲ鋸屑之陋、何必嗟賞ト云フハ、小人爭戻ノ口
 氣ナリ、吉田殿ノ如キ、君子ノ口氣ニカ、ル鄙戻ノ辞アラシヤ、
 鞠社爲雨雪後、掌事者預備乾沙爲故事、鎌倉中書王、雨後蹴鞠無此備、是日佐佐木
 入道、管之事、乃將數斛木屑布場、得以卒事、衆皆悅之、吉田中納言、達者也、獨笑之、
 是ハ簡ニノ約ナルモノナリ、
 佐佐木太郎、有幹事之才、嘗令籍木屑數斛、而掌之、其後鎌倉中書王、蹴鞠會、大雨始
 晴、場中猶濕、於是、太郎以所掌之木屑、車載布地、無汚泥之患、衆皆稱之、獨吉田納言
 聞之曰、盍令乾沙籍、而掌乎、太郎深以爲慚、野史氏曰、蹴鞠爲雨後、承事者、必常備乾
 沙、禮也、太郎弗知之、不亦固乎、
 是ハ引キテ暢ハセルモノナリ、
 鎌倉中書王、有蹴鞠會、是日、雨初霽、場猶不乾、裾烏爲沾、於是、佐佐木太郎、載木屑于

一車、覆泥濘、得能卒場、人皆稱其有幹事之才、他日、或稱之、吉田定房、前定房曰、木屑
 不雅、豈若敷沙乎、
 鎌倉中書王、鞠戲、雨後泥且進汚、戲者、佐佐木太郎、將數車、鋸木屑、而覆泥上、便得爲
 戲、人皆稱歎其能、錄無用物、而充有用、他日、吉田中納言、聞之曰、鞠社法、雨後、戲必敷
 以乾沙、將得非無其備乎、太郎聞之、爲慚、
 鎌倉中書王、蹴鞠日、雨初晴、地猶濕、戲者、汚沾、不知所爲、佐佐木太郎、入道、特出一車、
 木屑敷之地、因得泥不妨、戲能爲此、急副者、以管籍而藏之、他日、有稱之、吉田納言、納
 言曰、可則可矣、然無乾沙、可敷乎、
 鎌倉中書王、雨後、蹴毬、場上泥濘、衆患之、佐佐木入道、上木屑一車、布之、得以不泥、或
 語、吉田納言、稱其有幹事之才、納言曰、雨後、毬場布以乾沙、是爲故事、夫偶無備耳、
 蹴鞠、管其事者、爲雨雪後、戲備乾沙、而預待其用、佐佐木入道、有幹事之聲、然未諳鞠
 家、故有鎌倉王、雨後、戲車、載木屑、敷石布場、皆稱其能、籍掌之、而充急副、後人稱之、衆
 座、有納言定房、曰、恨不依故備乾沙矣、佐佐木聞而愧之、

雨始晴後、鎌倉王俄欲爲毬戲、場未乾、然命卒出而伴戲者、不知所出、于時佐佐木入道、數車載鋸木屑來布之、衆嘉其有備、或語吉田納言、毬有故、場濕則布以乾沙、故當此事者、乾沙備之、入道盍預備之、若木屑一時可覆泥塗、若他日場內外猥穢、不可治何、

是ハ運用變化ヲ示スタメ、六變ヲ出タス、
 話説、鎌倉王、要和三五侍臣、踢氣毬、當日雨初霽了、庭心裡都是泥土、匣下得場、王太悞惱、王府一箇親隨、姓佐佐木、排行第一、叫做太郎左衛門、稟王道、不妨大王放心、小的自有道理、幹辦事件、便自去分付差人、不多時、就牽一輛車子、載送鋸截的木屑來進獻、齊齊整整、密布場上、王大歡喜道、怎的如許、收拾如梁如丘、座上箇箇也歡天喜地、遂得下場來、蹴幾回、耍那時、傳得鎌倉一府七鄉、知佐佐木名、不在話下、它日王府裡士對吉田中納言、一五一十說知這般事、稱嘆那才幹任用、中納言听了道、恁地倒不如搬了乾沙、敷將來的雅觀、他也收拾不會、奈不曉得圓社故實、府裡士被中納言說難、果然吃了一驚、辭還隨即知道、佐佐木太郎左衛門、佐佐木太郎左衛門听得自

羞縮、關上大門、不外出數日、

是ハ小説體ノ文ナリ、

太平記ニ載セタル青砥左衛門藤綱カ、十文錢ヲ滑河ニ落トシシ、林春齋ノ續本朝通鑑ニ始テ譯シ出タス、此ノ後大日本史、北條時頼附傳ニ譯シ、其ノ後宇野三平ガ明霞遺稿、服部小右衛門ガ大東世語ニ紀事アリ、此ノ諸文辭ノ是非美惡ハ姑ク論ゼズ、今初學作文ノ律トスベキ爲メニ、太平記ノ本文ヲ大書シ、下ニ續通鑑、日本史、明霞遺稿、大東世語ヲ一々其間ニ嵌記シテ、余ガ此ノ記事ヲモ末ニ并ベ記シテ、作文ニ志アル者ニ臧否ノアル所ヲ擇バシム

太平記ニ、青砥左衛門夜に入りて、出仕したるに、いつも燈袋にいれて持ちたる錢を、十文とりはづして、滑河へぞ落とし入れたりける、續通鑑、藤綱有召、夜詣北條氏之第、過滑河、誤落佩袋之錢、十文於水中、日本史、藤綱嘗依時頼召、夜行渡滑河、誤墜十錢於水中、宇士新明霞遺稿、藤綱嘗夜朝道、誤墜十錢於水中、服元喬大東世語、青砥藤綱夜涉水、從者誤失墜錢十文、北山譯叢、青砥藤綱夕、北條氏途誤墜燈袋中、

錢十文於滑河少事の物なればよしさもあれかしとてこそ行き過ぐべかりしが、以の外に周章てその邊の町屋へ人をはしらかし、錢五十文を以て續松を買ひて、則是をともし、遂に十文の錢を求め得たり、(通)藤綱驚蹙、命僕以五十文買炬探水中之錢得之、(日)藤綱遽命從者以五十錢買松明照水撈錢、竟得之、(字)命從者出之時買炬用五十文錢、(南)以告藤綱、綱乃命別出錢五十文雇夫炬照水底而搜索焉、訖得而歸、(北)少物失之固無害也、人不必懸念、藤綱反驚愛、乃遣人於近里用五十錢買十炬、火照水盡、搜得十錢、後日にこせと聞き、十文の錢を求めんとて、五十にて續松を買ひて燃やしたるの、小利大損かなと笑ひたれば、青砥左衛門眉を擧めて、さればこそ御邊たち、愚にて世の費をもしらず、民を恵む心なき人なれ、(通)人或嘲之曰、得十錢而失五十、可謂利小損大也、藤綱聞之、攢眉喟曰、嗚呼、汝何愚乎、不知世費不屑惠民、(日)或嘲其小得大損、藤綱蹙頰曰、甚矣、子等不用意於經世、(字)人或笑之、復十錢而失五十、藤綱乃嘆曰、人之不仁、獨知有身、(南)或笑其得不償失、(北)後或聞而誹之曰、費五十取十、若得失不相當、何藤綱蹙頰曰、有是哉、公輩無惠民

之志、故不知以天下儉也、錢十文の只今もどめずんば、滑河の底に沈みて、永くうせぬべし、某が續松を買はせつる五十の錢は、商人の家にとまりて、永くうすべからず、我が損の商人の利なり、彼と我と、何の差別か有らん、彼れこれ六十文の錢一ツをもうしなはず、豈天下の利にあらざるやと、瓜はじきをして申したれば、難じて笑ひつる傍の人、舌を振ひてぞ感じける、(通)水中之錢者、不求則遂失、買炬之錢者、長在商家而不失之、我所損者、商之所利也、不併失六十錢者、豈非天下之利乎、嘲者耻而去、(日)十文錢爲小而棄之於水、永損天下之財、五十錢雖少、損於我亦所益於人、彼此六十錢、不失一錢、豈不大利哉、言者慚栗而退、(字)幣之於國、寧有彼此、我失民得十錢、雖少、吾不欲其亡銷焉、十與五十、誰不知之、笑者大愧、(南)綱曰、不然、雇錢五十、布在民間、沒水十錢、永失世寶、是當患爾、(北)一十錢雖微、今日不求、百年不出、卒腐于水砂中、而長亡人間、錢寶豈不惜乎、至買炬五十錢、即流布于世、可以利民、用我失之、人得之、我與人亦何擇焉、聞者莫不皆感服焉、

余又サラニ此ノ事ヲ紀スルニ、異文同意ノ三篇ヲ下ニ擧ケテ、文章ノ引キテ

暢ハスモノト、簡ニノ約ナルモノト、約メテ短ナルモノトノ三變ヲ示ス、初學

コレニ熟シテ、文章運用ノ法ヲ會センヲ欲スルノミ、
青砥藤綱、以公事夜如北條氏、道于滑河、誤墜十許錢於水、乃使人買炬于近里、照水
索之、燒盡十炬、纔悉得之、炬價費五十錢、後或誹其所費之三倍、遂於所得、藤綱愀然
曰、吾雖薄俸、豈敢惜十錢乎、然錢在水中、若不出之、恐滅人間、錢實一十文、是故不暇
較損益也、已若五十錢、人費之人得之、不亦可乎、誹者愧服、

是レ引キテ暢ハスモノナリ、

青砥藤綱、宵征將在公、涉滑川、墜十錢、命買炬、炬錢五十、照以索之、得而後去、或誹其
得之不如失、藤綱嘆云、其然所以然者、我恐十錢腐水、泥職余之由、是以費五十錢、出
之、出之之錢、布人間、不失為寶、以得失立臧否者、市井議也、非者大愧、

是レ簡ニノ約ナルモノナリ、

青砥藤綱、夜如主所、途墜十錢於滑河、乃買炬照出之、便費五十錢、故或誹其得不當
失、藤綱曰、墜錢雖少、置水則腐、炬錢雖多、在民則用焉、是吾所以不校得失也、

是レ約ニノ短ナルモノナリ、

コレニテ大概翻譯紀事ノ模様ハ知ラルベキナレ、余亦老婆心ヲ以テ、徒然草
ニ松下禪尼ノ事アリ、續本朝通鑑、大日本史、大東世語ニ譯シ出タス、因リテ、余亦
鎌倉中書王ノ條ノ例ヲ追ヒ、徒然草ノ本文ヲ掲ゲ、余ガ譯文ヲ其ノ句中ニ嵌書
ス、次ニ大東世語ノ誤ヲ正シ、其ノ次ニ續本朝通鑑、大日本史ノ文ヲ擧グ、又其ノ
次ニ、余カ此ノ紀事七篇ヲ載ス、事同シク一ニシテ、文ミナ異ナリ、

つれ／＼草に、相摸守時頼の母、松下禪尼と云ヤシける、相摸守平時頼、母曰、松
下禪尼、守をいれ申さるゝ事有りたるに、將招享相州於其室、爲之具、すくけたる
あかりさうじの、やぶればかりを、禪尼手づから、小刀してきりまひしつゝ、はら
れければ、禪尼取紙窓汚煤、擇着其破穿者、手自把刀、剪除糊裝、せうどの城、介義景、
其の日のけいめいして、いひけるが、給はりて、なにがし男にはらせいん、禪尼兄
城、介義景來助、供具見之曰、宜命某甲、令爲之、此れさやらの事に心得たるものに
いふと、やされければ、能善如許之事、其の男、尼か細工によもまさまを侍らし、禪尼

不聽曰其所爲不必多我所爲として猶一間づはられれるを猶格格剪裝不輟義
 景みなをいりかへいんははるかにたやすくいふべしまだらにいふも見
 ぐるしくやどかさねてやされけせば義景曰盡以新紙更之大省工成亦速矣如
 此白竊相問非甚美觀也尼も後のさはくどはりかへんとおもへどもけふ斗
 りいわざとかくてあるべきなり禪尼曰我亦欲俟他日盡新之然如今日故此而
 可矣物は破れたる所ばかりを修理して用ふる事すとわかき人に見ならいせ
 て心づけんためなりとすと申されけるいとありがたけれ凡物宜先修補其破
 處以充用我爲之欲令年少人效見之而自節用也世以此賢禪尼世ををさむる
 道儉約をうととす女性なれども聖人の心にかよへり夫經世之道儉此之爲
 本如禪尼雖婦人符聖人之心天下をたもつほどの人を子にてもたれける誠
 にたゞ人にいあらざりけるとぞ其子所以有天下豈不亦其母非常人故乎
 大東世語ニ平相州時頼母邀招相州前一日見廳窓格故紙間破邀は誘ヒムカ
 フル氣味アリ母ノ子ヲ招クニ用フベカラズ前一日ノ字モ本文コレ無シ前一

日ナリヤ前二日ナリヤ誰レカ之ヲ知ラン廳ハ官貴ニカ、ル處ナリ禪尼ノ隱
 居所ニアルベキヤウ無シ應ヲ俗譯ノ座敷ト心得ラレシニヤ窓格故紙間破ト
 ハ不成語ナリ窓ノ格子ノ故キ紙ノ間マ、破レシト云フ意ナランナレトモ窓
 格間故紙汚敗ト書カバ語ヲナスベキカ手自糊補之其兄義景在前言宜命某
 夫耳上ニ母トアツテ其ノ兄ト云へバ時頼ノ兄ノ様ニ聞コユワリ注ガ有リ
 テモ本文ノ文字ノ誤ヲ補ヒカタシ在前ノ字ハ衍スベシ言ノ字モ曰云ノ字ト
 同ジカラズ某ノ夫トハ何ヲサスニヤ夫ノ字ハヲトコト用フル意ナルニヤ本
 文さやらの事に心得たる者に候ふト云は大眼目コレヲ除キテハ文字拙ク覺
 ユルナリ耳ノ字モ在ルベキ所ニアラス母曰某夫之作未必勝我義景再道更
 紙新之則工亦省力且復美觀再道ト云へバナニガシ男ニ張ラセヨト云フ
 ヲ再タビ云フニナルナリ又曰ノ字ニ改ムベシ本文猶一間づはられける是
 又一篇文字ノ眼目コレヲ除ケバ眼目ヲ抜クニ均シ又本文ノまだらに候ふも
 見ぐるしくやト云フモ眼目ナリ之ヲ除クハ筆ノマハラザルニヤ母曰然我

非不爾思、但亦自誠、物不必悉改、爾思ハ汝ヲ思フト云フナリ、如此思フト云フ意ニナランヤ、思爾トセバ、猶ヨロシカラシカ、自誠ノ意、本文ニ絶エテ無キトコロヲ添フル實譯ト云ヒカタシ、隨壞補之可也、庶使年少輩知斯意耳、本文ハ見習セント云フナレハ、是譯ハ意譯ナレハ、害ナシ、

松下禪尼者、時賴之母也、先是、時賴弱冠、一日禪尼襲時賴、城介藤義景爲禪尼之弟、故營、襲預到禪尼之家、禪尼自剪截、舊紙障、補其破、義景請曰、某從者有能爲之者、尼公何勞之、禪尼曰、其男不勝我工也、而猶不止、義景曰、裁一間補一間者、有勞而迂、爲斑而龜、不若唯改糊之速而麗也、禪尼顧曰、我亦欲全改之、而今日補之者、有故也、凡人去奢從約、爲善物、以興廢、補破爲美、我今補之者、欲使弱冠之人知之也、按吉田兼好徒然草記之曰、治世之道、以儉約爲本、松下禪尼知道之人也、

右續本朝通鑑、後深草天皇建長六年ノ丁ニ出ヅ、

北條時賴母、安達氏秋田城介景盛女也、稱松下禪尼、東鑑評嘗爲時賴設食、兄義景來助治具、尼方手裁小紙糊補紙格、義景曰、請命人爲之、尼不顧、義景曰、補之不若新

之之省、勞尼嘆曰、我豈不之知乎、凡物值其微損、則當補繕之、不至大壞、未可輒爲改作、今有小破、改而新之、非所以示兒輩也、人以爲時賴克守儉勤、政理靜寧、亦母教使然也、徒然草

右大日本史列女傳ニ出ヅ

北條相州時賴母者、秋田城介義景妹也、老而歸佛、爲尼、造庵於松下、居之、世稱松下禪尼、招請時賴於其庵、期已定矣、於是禪尼手刀糊補其破窓、義景來觀、具見之曰、尼公以天下執政爲子、然躬當此鄙事、無乃過儉、請命某甲代焉、此最巧此事、禪尼曰、其巧未必若尼拙也、猶尙裝理不輟、義景見頃之曰、如斯費精太多、見功太遲、全窓新造之、不亦明淨乎、禪尼曰、兄未覺、尼意、尼雖鄙執政母也、豈愛新作一紙窓之費、自苦脩之乎、尼所以爲之者、六十老母、手自理破窓、其兒雖富貴在手、烏忍經瑤蠶營瓊室、坐臥其中哉、今而後相州效尼儉、僅壞從補之、使事務不至頽敗、之欲相州幼冲、正邪皆習、與性成、教導其可不慎乎、義景愧服、北條氏世多賢、然以時賴爲巨擘、得無非尼公母儀使然邪、

右引キテ暢ハスモノナリ、
 松下禪尼者平相摸守時頼母也以其居松下稱之招時頼於其居日既有期其兄義景亦來助供見禪尼自糊補破窓汚煤者曰某吏某巧糊工請命之禪尼曰尼糊工未下于某吏何為煩人猶索破處理之義景復曰剪汚補敗費力不少更新之省工亦大矣新舊相間于格中觀亦不美矣禪尼曰吾亦非不知之然吾所以故為之者庶使少年人知守儉惜福補破理敗而止耳、

右簡ニノ約ナルモノナリ、

松下禪尼將享平相州鄉亭之一日躬親繕破窓安達義景省視官具于松下見之謂曰某士善此請使之禪尼不聽義景曰逐格理破不若併格盡新之淨且疾禪尼曰尼謂兄其知之矣若猶未也語尼意相州少居富貴不與驕期驕之恐故尼自為也欲以效此儉耳相州禪尼子也禪尼義景妹也早寡削髮居于松下世稱松下禪尼、

右世所謂古文辭ナルモノナリ、

北條相州母藤氏薙髮庵松下稱松下禪尼一日招相州於庵故手刀補破窓紙城介

義景來見曰執政母而躬親為工人事有某裝匠業最善命而作之禪尼曰某匠之作豈與尼甚相遠乎猶小破者理之大破者更之雖煤黑者不破者不脩焉義景曰故新黑白格格相間不翅不觀美大費日時工力請悉新之叱咤辨之禪尼曰吾不亦欲悉更之以清明吾室然常招相州日手自事之者相州年少未諳練世務故欲使其知小破時補修之則不至大敗也吾為其母把刀作之相州豈不自勉效吾儉乎、

北條夫人藤氏生相州時頼既穿居松下別業召時頼來于時無別設夫人對古紙窓逐格脩破手刀手糊城介義景者夫人兄也從時頼而至不悅曰子為天下執政母躬卑匠之事人其謂執政何某甲善裝潢請使夫代焉夫人曰老匠雖善老妾亦豈惡乎哉裝而不輟義景復曰脩補率功不償勞孰與盡新之美且速夫人曰吾雖知之不為之者時頼少年居天下執政縱其性雖美其質雖善富不與奢期奢貴不與驕期驕見余自為之則推以傲之破理之敗補之而為天下儉乎、

松下禪尼將享相州躬自繕破窓安達義景省視官具于松下見此謂之曰某士善此請使之禪尼不聽義景曰逐格理破不若併格新之潔且疾禪尼曰尼謂兄其知之矣

若猶未也。語尼意相州少而居富貴。恐其生侈。心故余託爲此。欲以效吾儉耳。相州禪尼子也。禪尼即義景妹也。既寡。剃髮居松下。故稱松下禪尼云。

北條時賴母安達氏。薙髮後居松下。曰松下禪尼。秋田城介義景妹也。嘗招享時賴。義景來見。具尼手自把刀。裁紙逐格糊補破窓。義景曰。何不使人作之。尼不聽。義景曰。新之何如。大勝補得後穢淨相聞矣。尼舍刀嘆曰。我雖婦女子。豈不知之乎。知而不爲。抑有故。凡物微損。輒補繕之。不至大壞之欲。未可輕爲改作。時賴年少。尼故爲之。所以示此意也。人以爲時賴克勤克儉。政理事濟。亦母教所以令之然也。

以上ハ叙事ノ文ノ律ナリ。以下千里馬ノ文ト比玉集ノ序トハ議論ノ律ヲ示シ。古人ノ尙ズベキ所ヲ知ラシム。

近ゴロ浮屠氏大典ナル者。韓文公雜說中ノ千里馬ノ文ヲ九變ニ寫シテ。名ヅクルニ續文變ヲ以テス。凡名匠高手ノ文章一字一句。妄意ニ改ムベカラザルモノナリ。況ヤ千里馬ノ文章ハ韓文中ノ殊ニ妙ナルモノ。然ルヲ恣ニ是レヲ變シテ。跡ヲ其ノ文ニ比セントス。其ノ文章醜態ニクムベシ。續文變ノ如ク拙劣ニ變ジ

出タサンコハ百變ト雖モ。又難キニ非ズ。今試ニ文變ニ因リテ。又筆ニ任セテ變ジ出ス。圖ラズ五篇ヲ得タリ。即チ左ニ舉グ

世有能相馬者。若伯樂者。而後知一日千里之驥。驥不必難。有伯樂者。無之。縱有名馬在槽檻之間。奴隸之人。枉辱之。沒世不揚。千里之德。而稱也。德之千里者。一石之粟。一食盡之。食驥者。固不能知其德。而食其食也。驥雖抱千里之德。食常少。力日滿。才之美。終不能展焉。將欲同於常馬之馳。不得。豈能求其千里之行也。不以走趨之道策。不與盡材之食。不通有意之鳴。仗策而賙之曰。天下無馬之良者。嗚呼。其果無良耶。其果不知良耶。

馬有一日千里者。遇伯樂。而后人始知其能。未遇伯樂也。雖千里之馬。得辱於奴隸人之手。駢頭老死於槽檻之間。不得見其材也。一日千里者。一食盡一石粟。食之者。皆不能知其名馬而食也。雖或抱千里之能之馬。食不足。不能盡才之美。不得見常馬之不及。何以能求其一日千里也。執之轡。不由其法。給之食。不中其能。聞之鳴。不通其意。併轡而嘆曰。方今無良馬。豈無良馬乎。獨不知良馬也。

伯樂唯知驥、驥世有、伯樂無、故名馬常辱於奴手、老死於槽間、不德稱也、驥食必一盡、石粟、食驥者不知其德、食也、驥雖有德、食寡力乏、才不展、且欲比驚、不得安求千里也、策之不道、食之不稱、鳴之不達、嘆曰無良、嗟其無良、耶、不識良耶、

伯樂獨能知千里馬、千里馬非無、而伯樂世無之、方是時、槽櫪之間、縱有名馬、無以千里稱焉、徒辱於奴隸之手、駢死常馬之中、是馬以有千里之能、每食一盡、一石粟、人無知其能、而飽其食、故雖千里之馬、食飢力罷、不得見才之美、則不得等於常馬、豈得一日行千里哉、策之非其道、食之不足其能、鳴之不達、其心舉策而數之曰、何日得良馬、嗚呼良馬難得、邪、不欲得良馬耶、

千里馬一食能盡一石粟、不者不能展其驥足、唯伯樂能知其千里食耳、然伯樂不常有、故名馬雖不世絕、駢頸於槽櫪之間、辱死於圉人之手、卒不以其德稱也、不得外見才之美、豈非以食不飽、力不足、故乎、雖欲時與駑馬同馳驅、不可得、況求其能、展驥足乎、仰而鳴之、不能通其意、驅而策之、不以其道、量而食之、不得稱其能手、策而數之曰、今世無驥、驥嗚呼、今果無耶、雖有其不知之耶、

余二十年来、口ヲ極メテ、李王古文辭、剽竊ノ蔽ヲイフ、是余數年ノ精力ヲ古文辭ニ用ヒテ、其ヲ修メ得テ、後ニ其ノ非ヲ悟ルナリ、既ニ余、古文辭ヲ奉ズル時ノ文章、刊行シテ、世ニ行ハルルモノ、少ナカラズ、今マタ吾カ言ノ妄ナラザルヲ証シ、益々世人ヲシテ、李王古文辭ノ非ヲ知ラシメンガ爲メニ、滄溟文集卷之十八ニ、比玉集ノ序アリ、徂徠ガ古文矩ノ開卷第一ニモ、是ヲ出ダス、コレ于鱗ガ文章中ノ尤モ得意ナルモノナリ、今因テ其ノ意ヲ用ヒ、其ノ故事ヲ換ヘズ、一篇ノ古文辭ヲ脩メ出ダシテ、其ノ爲シ難カラザルヲ示シ、又同意異文ノ二篇ヲ撰シテ、其ノ末ニ附ス、

比玉集序

李于鱗

夫詩言志也、士有不得其志而言之者、俟知己於後也、卞和氏奚泣哉、悲夫、楚如此、其大三獻如是、其數而舉天下之器、題之以石也、又何難焉、魏之田父始疑之、而卒恠之、弃之、惟恐其不遠乎、是猶已置之廡下、怖其明照一室耳、宋人何見而襲礫於篋、五都

自饗及笑於周客藏之益固替奚別焉即有明照一室畜之弗利其家矣乃曰姑舍汝所學而從我則寧抵於積中詩之爲教言之者無罪而匹夫以買害則焉用此君子服之鳥在其禦不祥也何子威懷瑾握瑜自命放爲乃有季朗於席上乎訕然抱不遇之感三復喜起之章響中鳴球有卷者阿矢音特達扼腕小雅孟子之論離騷疊臣之誼交合互映異采同符無倡不酬有投必報以相爲知己以快於當年是集之所由作也豈其無因而至前治德結好而胃不屬之患以俟夫恠而弃之者必不然矣是集也其瑟若者其理勝也其煥若者其孚勝也二君子固在焉談者爲價側而視之有厚倍者則精氣之致壯云爾是相詩之道乎

比玉集序第二篇

山本信有

從古士不得志於時者咸以詩言其志俟後之知己也卞和之哭何不得志也不得志何悲至三獻之數無一人知天下之器題之以石也魏田父爲隣人詐始疑猶尙置於廡下及其夜明照一室大怪怖卒信畜之弗利唯恐棄之弗疾替哉宋人重匱瓦甓怒

周客胡盧罵爲賈豎之言固守彌謹不知五都儘可一觀抵之中野即教彫琢損色澤若韜櫜而藏諸詩可以怨聞之者不愠然懷之匹夫是罪德惡在乎君子弗去躬以禦不祥將然乎豈其然乎火炎崑岡美惡共視幾將燬棄子威執履之白帛楚之湘累乃抱照十乘之光季朗者訕然琅然不遇相同起於抑之四章民各有心詠穆若清風言言語語感察察振衣之節交互照映投瓊報瑤以爲同心之言異采同符欲爲相死于即今是集所作職此之由未嘗按劍爲暗投何爲觸唾而棄之患俟不已知者哉二君子詩也遠而望之煥若也近而視之瑟若也論者欲知其所以厚倍則側而視之審察精氣之致壯始題之價其諸不亦相詩之道乎

是古文辭ナル者ニ擬スルナリ下ノ二篇ハ別ニ機軸ヲ出ダス士之獻業也俗吏不知其才大異乎世人矣猶和氏獻玉也楚王不知其實絕乎天下也業數獻而不中卒放焉不取也奚似夫玉三獻而不賞反別逐焉和氏不得不淚盡而繼之以血士不得不憤而鬱鬱則不得不發而吐者鬱而發溢於錦心繡腸爾以俟千歲知己也俗眼始見業如玉必弗知其寶生疑於嫉人詐卒至若明照一室之奇

句、反怪棄使之長在野、即遇其如燕石、縱襲珍之、不知人有眼而掩口、胡盧於傍、雖或聞之、怫焉作色、不能自省、與沾其無知、孰輶光而深藏焉、古云、詩言之者無罪、豈然乎、劉子威得放、非以五色發作、自取乎、然以此遇同類之人、魏季朗者、不取於時、同矣、文而有才、亦同矣、瓊瑤同投、報于今日、非無因而強結好於相陋者也、何俟後之知己於怪棄之中哉、是集所以名以比玉、在乎斯、其為辭也、如玉之理勝而瑟若、孚勝而煥若、瓊瑤琅琅響中宮、商聲應清越、唯精氣之壯者、竟當萬乘之器而已、相詩之道、亦當如斯矣、

劉子威詩、訕然清越、瑟若縝密、比之瓦、其色溫潤、其采彪炳、比之石、叩而響、應宮商、置而明照、一室、其不遇於時、亦斯之害也、故以斯鳴之耳、魏季朗詩、與不遇、奚其甚相似、駢見之、孰表孰裏、孰面孰側、誰能分之、交投交酬、俱寓不得志之感、視俟夫知己於後世者、相得諸生日、豈不亦兩幸乎、卞和哭發、獻玉也、田父愚見、得玉也、未始有之、曷有泣血於楚山、為隣人所詐、世人有眼如豆、玉石不能知、收取拙劣、詩不知、傍斥其暗、又雖知、不必覺矣、輶光而深藏、勝於按劍而相陋者之前、無因而投之、萬萬、二君不然、故

其唱和非、強結好、一雙之美、相合也、名此集為比玉、抑以此也、欲究其透徹、通明、視、執精氣、致壯、相詩之道、亦斯而已矣、

作文率卷之二終

作文率卷之三

余嘗テ竄正四先生文ト題セル一小冊ヲ看タリ、來舶ノ清人沈玉田ナル者、物茂卿、太宰純、室直清、伊藤長胤四人ノ文章、各一篇ヲ改正セルナリ、其ノ竄改スルモノ、甚ダ異ナルヲ無シ、或ハ却テ原文ヨリ拙劣ナルアリ、清朝ノ人名譽世ニ聞コユルモノト雖、學問多クハ疎漏ニシテ、文章モ亦多クハ拙陋ナリ、況ヤ來舶ノ商賈ヲヤ、素ヨリ齒牙ニ掛クルニ足ラザレドモ、今彼小冊子ニ有ル所ノ竄改ノ句ヲ盡ク此ニ載セテ、其ノ可含ヲ揀バシム、記號ナキハ原文ナリ、左ニ小格書セルハ、改ナリ、左ノ批點ハ竄ナリ、

(物)贈菅童子序 都下聞者、莫不驚嘆嗟異、以相傳誦、嘖嘖謂爲百年來希觀盛事也、又弗屑爲黃備氏之讀、(沈云此句不成文調)先生爲謀其所問業、予一見以識、童子尙幼、弗勝衣、弗能登、覽乎道途、屢來見予、是寧特其性異稟然哉、(與)人殊、百年之久、所陶育以鼓鑄、蓼蕭棫樸之化、於是爲盛、則譽髦之英、亦人之鱗鳳龜龍

瑞芝朱草哉 博士職矣二百 (亦) 微矣 仁聲迺孚民應如響 爲斯文慶之

以供國家異日之用者是家人父子相勉厲之意 離席以言曰因請而俾書

全文ヲ載セザルハ要ソノ點竄ノ所ヲ知シムルニアリ (而) (子爲之)

(太)同前 自大夫君子莫不洵洵相謂奇之遂以上聞於是國家命有司試其才果

如所聞 (時年甫十三有司大驚愈益稱嘆不已因具以聞) 識與不識莫不沾

沾相謂喜之 曰吾豈爲荷喜乎哉夫政本在得人人在興學董生所以爲請其斯

而已矣蓋聞玉不琢不成器人不學不知道 鎌倉氏作提三尺願門立勳迹 其歸

一揆也 吾伊之聲 况士人之族乎 右文之化施及侯國 (固其宜也)

文廟克續先志將欲張皇嘉猷不濟享國日淺今以之賞營生則其所以使海內之

人勸以相競 (磨) (幸)

(室)六論衍義大意跋 世之能學問知義理者姑舍無論已

(伊)文章歐冶後序 在得之於其心也耳 可謂之文也已矣豈組織彫蟲云乎哉

四先生ノ文モシ沈玉田ガ若ク吹毛メ疵ヲ求メバ其ノ竄改スベキモノ是ノミナ

ラズ况ヤ室子ノ六論衍義大意ノ跋ノ如キ全文四百字許議スベキモノ甚タ多

シ然ルニ舍ノ一字ヲ竄スルニ過キズ物太二先生ノ文固ヨリ誤ナキニ非ズ然

レモ竄改セズシテ聞コユルモノヲ竄改スル所アリ是レ果ノ沈玉田ノ手ニ出

テバ夏人無頼我カ邦人ヲ欺クナリ豈醜ムベカラザランヤ世ノ耳食輩コノ小

冊子ヲ看テ夏人物太ノ文ヲ竄改スルヲ多ク室伊ノ文ヲ竄正スルヲ寡シ然レ

バ室伊ノ文ハ彼ノ邦ノ人ニ能ク通ジ物太ノ文ハ聞コエ兼ヌルナラント云ヒ

テコレヲ以テ四先生ノ文章優劣ノ價ヲ定メントス皆無頼ノ夏人ニ欺カルル

ナリ後世ノ夏人ノ文ニハ謬誤ノアルハ論ズルニ及ハズ倒錯モアルナリ別ノ

長崎へ來舶ノ清人ハ學者ニテハ無シ多クハ無頼文盲ノ者ニテ口ニ任カセテ

人ヲ欺クヲ多シト覺ユ猥リニ之ヲ夏人ノ言ヘル所ナリトテ信セバ一替衆替

ヲ引クノ過無クンバアラズ

徂徠翁ノ書カレシ堀川夜擊ノ紀事ヲ其齋主人ノ竄正セシ小冊子アリ今原文

ト竄正ト並べ舉ゲ竄正スベクシテ竄正セズ及ビ竄正ノ穩ナラザル處ニ傍點

シテ讀者ヲシテ思ヒテ得シム（印ハ改ナリ）符ハ竄ナリ

文治元年冬十月十三日盜夜襲源義經堀川（之）第盜者惡僧昌俊也兄賴朝使焉（之也）初義經在東日御賴朝執盟（初賴朝之舉兵西也義經時在與藤原秀衡之所聞之急馳追之至黃瀬川而及之乃謁賴朝以其幼而離散未知其爲人也欲試之設盟實熱湯使義經執之熱烙手而弗釋神色自若於是乎賴朝已心憚焉（心已憚之）及其奉詔西征也播南海之役率皆以寡克衆冒險踏危出其不意集如風雨敵人謂我自天降也而我三軍亦鮮能知之矣又能推赤心人腹中大得士驩心麾下又多敢死士是以大功過成（然當是之時賴朝始舉兵尙有東顧之憂乃令義經代己將其兵而西義經膽略絕人用兵如神又善撫衆大得士驩心麾下又多敢死士是以其破義仲殲平氏未及期年而大功旋成）而自賴朝所遣使監其軍諸將帥頗有樂從焉者（亦多樂從之者）不者事平後還東亦皆嘖嘖稱其材武（能）弗已於是乎賴朝始心（遂）惡焉蓋賴朝夙（自舉兵已）有霸心而義經（則）爲弗知也（如不知者）乃獨傾意結乎（於）朝廷莫

不稱上皇（之）旨叙爵昇殿寵端見焉要越示意之後尙且恬不之省（及凱還因賜叙爵許昇殿又命留鎮京師賴朝聞心益惡之其來致俘功也拒之令勿內鎌倉而留於腰越義經因獻書自訴不聽遂復西歸京居堀川之第然義經之意尙無所疑）性又好聲色嗜燕游多所漁內內所俘平氏女而還其所（并）獲篋篋中（書則）蓋多（諸公卿鉅室所與平氏關通者）（書云）都下人由是寢帖席而謗（從）（反）興焉大名之下不無紛紜人或傳（乃言）其私前平太后蒙童中（其在西海又嘗與前平太后相通）（則賴朝稍稍惡之於諸將前而）（滋甚然而念諸將莫可使也）（諸將弗響應乃私）（陰）使昌俊昌俊者諾樂惡僧也宅諾樂僧有聞其隣者（嘗有人與其隣僧爭鬪）昌俊（爲徃）（出死力助）（殺）（之）其人（事上）（被捕）幽諸土肥實平之所久而見（之得）釋不敢歸（遂）客于東實平業已以其族奉賴朝也（雅奇昌俊）乃薦之賴朝亦喜其桀驁而（常）昵之至是遂使之云（昌俊）從者九十七騎兒玉黨人隸焉是日（昌俊西將入洛）義經之人（臣）江田弘基者路值昌俊入洛（適出與之遇於路）怪焉與其人語

廉(詰之從者)得情以告義經義經俾其(令)以(之)來(昌俊則已館矣而)
(弗)能來義經怒更使辨慶辨慶亦惡僧(而)臂力絕倫單騎往見(而)責
(之)我公(吾君)召(之)盍速來也昌俊弗能辭(見辨慶而沮則曰諾)其人請辨
馬辨慶叱曰遲抱(拉昌俊)而上(諸己)馬繫騎其後以來(而馳)其人欲從辨
慶又叱曰止矣見我公而謝軍何用從者其人不欲從(去之)既至義經見之曰
士之東者必先見大將軍而後館士之西者亦必見我而後館汝何緩也昌俊叩首
謝曰臣本諾樂僧也有故去而今事大將軍乃公之兄也則(乃君公)之臣也豈
有他心哉臣今(以)有事於七大寺(以來也)(方)齋未可(以)解焉(與他事接)
也(妄意)(欲待)峻事之日敬請下執事也故不(是以未)敢請(詎意)(不圖以)
值(公)君之怒敬謝(義經曰)何從者之衆(從者之用衆者何)昌俊曰以
備它盜賊也豈有他心哉(義經曰)弗汝必(欲)為大將軍擬我者昌俊又叩首而
請盟焉乃遣歸(於是)昌俊既去(義經方)置酒召倡善舞者靜舞(迨夜)(及夜)
醉甚盡歸休其士留直者僅七人或曰惡僧可虞不聽曰既盟矣乃寢靜慧女其心

蓋不能釋然乎昌俊也(意獨不安昌俊也)(私使二豎往覘弗)(不)還(益訝之)
復使一婢果走還曰二豎皆斃其門門之內馬數十鞍矣人數十鎧矣將來也(今)
且來矣(言未畢)大闢於牆外靜盪義經而不寤曰名將也者必警乎金革之聲(
(金革之聲名將必警)乃提鎧(蹙)之鏘然有聲也(而鳴)義經果(乎)寤
(即)結束以出開門而迎之靜抽長刀翼之僅紀三太善射當其前於是大開其門
而迎之昌俊之兵不能入(其士)廣綱忠元闕(皆)死(焉而)諸歸休(士)
(在外)者稍稍集又會備前守行家來救也昌俊(逐)大敗走匿于鞍馬山義經
(則)不釋戎服(逕造)(詰)上皇御所(而)奏曰以臣之不傲也矢石相加于
蓋穀下(有驚)天聽臣之罪也雖然賊既(今已)奔矣敢自視其狀(箭之集于冑者)
如林而植于腋者僅三矣辭色提提觀者莫不嗟嘆鞍馬山者義經幼時故營所讀
書處其僧多(厚善)(義經)者於是皆爭(為)索山中獲諸僧正谷面縛以獻焉
以下畧

コレ原文ノ拙陋ナルハ論ナシ竝正モ亦拙陋ナラズト云フベカラズ余モ

亦一篇ヲ記ノ左ニ載ス效尤ノ謗ナクンバアラズト雖文章ヲ學フ者ニ於
テ此紀事ヲ併セ見テ造語行文ノ巧拙短長ヲ較セバ亦作文ノ小益ナラズ
ト謂フベカラズ

紀下 土佐坊夔義經事

山本信有撰

文治元年冬十月十三日源賴朝使土佐坊昌俊襲義經初義經在陸奥聞賴朝舉兵
馳而赴之于時賴朝雖奉勅勤王根本未固難躬親西征思親戚可代己者會義經至
大喜然幼相離隔未知其為人故實熱湯盥使義經執之手爲此烙神色不變賴朝心
竊憚之然莫可代義經終用之既而義經討木曾擊平氏用兵如神戰勝攻取善撫循
將卒大得衆驩心雖關東人士多樂屬之者事平後還東亦多稱其將畧噴噴不已賴
朝心竊始惡之當此之時皇綱日頽敗於是賴朝陰有奪皇柄心義經反傾意奉朝廷
朝廷亦倚賴之故其凱旋之日賜叙爵許昇殿又詔使居京師鎮衛皇城賴朝怒其不
問諸己而受朝爵方來致八島俘於鎌倉拒之腰越而不敢見義經憂懼書以悲訴不

敢聽然不少有反賴朝之意遂復西還京居堀川之第性有好色之疾聞平時忠女美
娶之聽其請而還檀浦之役所獲篋於時忠篋中有朝臣所與平氏關通書云以此人
多非之者又或言八嶋而夜置平太后於幕中賴朝既憚其能忌其功惡得其人心欲
討之無辭竊聞其闔門不修欲殺而殺之集諸將帥見其意諸將素畏義經莫敢應於
是謀諸梟原景時景時嘗有恨義經故舉土佐坊昌俊昌俊者武藏人也勇而善鬪出
家爲南都僧爲友報讎實乎土肥土肥實平愛其材力善遇之後得赦猶客于實平及
賴朝之興實平舉族屬之乃薦昌俊賴朝亦奇之常侍左右至是陰使之昌俊乃將兒
玉黨九十七騎而西將入京適遇江田弘基弘基者義經之近習也見昌俊甲兵之多
而意其必有故醉其從卒後者問得其情走以告義經乃命弘基召昌俊不肯來更命
辨慶辨慶亦僧也力能扛鼎以梟勇聞單騎往至昌俊所瞋目責昌俊曰吾君者右大
將軍親弟也汝入京宜不待召而來見然有命召不往者何也昌俊氣沮曰豈敢今將
見命舍人備馬辨慶按劍叱曰吾君命召何待駕我馬在焉乃挾昌俊而出如提嬰兒
昌俊騎士畏縮無敢動手辨慶放昌俊於馬背繫騎而馳昌俊騎士從而馳辨慶顧叱

曰止矣吾君獨召昌俊非召汝鼠輩騎士皆辟易其聲如霹靂眼如電光莫敢從乃至堀川義經曰士之東者必先見大將軍而後館士之西者亦必先至堀川而後館汝獨否者抑有說乎曰臣豈有他乎此行也參于七大寺耳今見在齋中不可以淨衣見大人故欲待竣事之日敬拜下執事也臣本僧家人疎于禮法誤抵君之怒死罪之當義經曰從騎之多何也曰備他盜賊耳義經曰吾知汝言皆詐得無非為大將軍襲我邪曰東國將如雲大將軍欲襲君豈無其人乎何以用出家人矣君猶疑臣起請日本諸神祇以盟也盟書成乃遣歸左右或疑其詐義經素不屑昌俊故不少慮乃夜醉臥其士皆歸休留直者僅七人焉寵妓靜為人聰慧意獨不安昌俊使二小豎往謀久不還復使一婢遞走還曰二豎皆死在其門外門內人撥甲馬掛鞍今且發矣靜急喚覺義經義經醉而不寤俄而敵兵在牆外大呼事太急靜以為良將雖酣睡一聞金革之聲必起乃取鎧振之鏘然而鳴義經果寤甲而起靜雖婦女子善使長柄刀圍紀三太善射左右以進大開門而迎之昌俊兵雖多不得入諸將卒在于外者聞鬨聲稍稍奔湊又會源行家來救於是昌俊大敗走匿于鞍馬山鞍馬山者義經幼日讀書處也是故

山僧多善義經者相率大索山中遂執諸僧正谷以致焉義經殺之此役也廣綱忠元血戰死二士者義經之下以勇聞義經深惜之賴朝以殺昌俊為名使北條時政土肥實平將六萬騎討義經義經欲西奔九州阻風東奔于陸奥鎮守府將軍藤原秀衡與義經有舊故善待之居高館城國人稱高館殿

作文率卷之三終

作文率卷之四

凡ソ、作文ニ本末ノ差別アリ、譬ヘバ寺門ノ石碑ニ、

葦酒不許入山門ト云フ文ヲ立ツレバ

是レ葦酒ガ本ナルユエ、葦酒ト云フ戒行ヲ妨グルモノガアルユエ、山門へ入ル
コトヲ許サヌト云フコトナリ、太清會典ニ、

官民人等孝服白帶摘纓不許進紫禁城ニ

是レ官民等ノ孝服セル者ハ、禁城へ進ムコトヲ許サヌト云フコトニテ、民人ガ本ユ
エ、上ニ置クナリ、則、葦酒ヲ上ニ置クト同率ナリ、又

不許葦酒入山門トスレバ

是レ不許ガ本ニテ、葦酒ヲ山門へ入ル、コトヲ許サヌト云フコトナリテ、葦酒ガ
末トナリ、清ノ會典ニ、

不許民人貿易トアルモ

是レ不許ガ本ニテ、民人ガ末ナリ、又

山門不許人輩酒トスレバ

是レ山門ガ本ニテ、不許ガ末ナリ、此ノ山門ニ輩酒ヲ入ルルコトヲ許サヌナリ、即、會典ノ太清門下馬牌ニ

石欄前不許民人貿易トアリ

是石欄前ヲ貿易ヲ許サヌコトニテ、石欄前ガ本ナリ、又

春秋經ニ、日有食之トアリ、日ガ之ヲ食スルコトアリト云フ意ノヤウニテ、會シ難キ書様ナリト疑フ、初學ノ輩モアレ、是ハ日ガ本ナリ、日ト云フ物ガアリテ、其レヲ何カ外ノ物ガ食スルコトアリト云フ意ニテ、之ト云フ字ハ、日ヲ指スナリ、故ニ日有食之ト書キシナリ、若、日ヲ食スルモノガ知レテ居バ、^{ホレ}□有食日ト書キテ、即、日ヲ食スルモノガ本トナル
左傳ニ、立者從之トアリ、立者ガ之ニ從フト云フ様ナレ、然ラズ、コ、ニ立者ガアル、其ノ立者ニ從フト云フコトニテ、之ハ立者ヲ指スナリ、

是立者ガ大本ナリ、又

季氏未知其罪 左傳

鄆卻莫知其罪 左傳

是モ季氏ヤ鄆卻ガ、其ノ罪ヲ知ラヌト云フコトニテ、ハ無シ、季氏ニ何ノ罪ガアル、未ダ其ノ罪ガ知レヌト云フコトナリ、又、鄆卻ノ其ノ罪ヲ知ル者ナシト云フ意ニテ、季氏鄆卻ガ本ナルユエ、右ノ如ク書セシナリ

欲飲酒於子之家 呂氏春秋

欲飲酒於子氏 左氏傳

是レ酒ガ本ナリ、欲飲子氏酒トハ書カヌ譯ナリ

欲飲令尹酒 呂氏春秋

欲飲子酒 左氏傳

是レ令尹ト、子ガ本ナリ、欲飲酒於令尹トハ書カレヌコトナリ、理窟デ云ハ、酒ヲ子ニ飲シメント欲スル意ナレバ、欲飲酒於子ト書キテモ通ズルヤウナレ